

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1を上程いたします。

日程第1一般質問。

昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問についての発言時間は1人10分以内といたします。

質問通告に基づき順次発言を許します。

13番上川彩議員議長、13番上川彩議員

区の直営しない区立施設のLGBTQ対応がひどすぎるとのテーマで重ねて伺います。本課題への次回質問は今回で5回目となります。

区の多様性尊重条例は第7条で、性自認、性的指向、同性カップルへの差別を禁止し、第6条では事業者が守るべき責務を定めます。

区のホームページは、同第6条事業者の説明について次のように書いています。

事業者の皆さんには、働く全ての人とそのライフスタイルに応じて多様な生き方を選択できるよう、募集採用および商品など、あらゆる場面で、性別や性自認性的指向、国籍、民族の違いによる不当な取り扱いがないよう配慮し、事実上表している不当な取り扱いについても積極的に改善するようお願いします。

引用は以上です。

ところが、2022年11月の私の議会質問を受けて、区が初めてその指定管理者のLGBTQ対応を調べると、区の外郭団体を除く31の事業者のうち、職員の人事、給与、福利厚生の一部にでも同性パートナーを含めた事業者はわずかに三つだけ。

性的行為や精神へのハラスメント、葬儀ハラスメント禁止を明文化した事業者もわずかに五つだけつまり区が選定した事業者のほとんどは、事業者の責務を忠実に守る事業者ではありませんでした。

この初回の詳細私は指定管理者制度運用に係るガイドラインの改訂を繰り返し求め、前回2024年10月の質疑では、より具体的に次の三つの方策を講じるよう求めました。

一つ目に、指定管理者の選定基準に、障害者対応等用LGBTLDLGBTQ対応を入れ、きちんと条例規範を守る事業者とそうでない事業者との間に検査をつけること二つ目に、区が指定管理者に毎年提出を求める自己評価シートにも障害者対応同様項目を入れ、自覚を促し、改善努力を求めること三つ目に、区の各所管課が毎年作成する評価シートにも同項目を入れて点検し、改善を促すモニタリングを継続に諮ること。

以上の三つです。

すると、これら提案に対しても、条例に定める事業者の責務を明確にし、さらに実効性を高めるために有効な方策でございますと認め、委員お話しの評価手法などについて、関係所管と検討を進めてまいりますと答弁なさいましたが、いずれの改善も未だないままです。

それでは、前回の22年11月の調査から3年2ヶ月を経て、どれだけ期待が改善が進んだ

か。

先月、国 2 度目の調査を求めると、次のような現状がわかりました。

区の外郭団体六つを除く 31 の指定管理者のうち、職員の人事給与福利厚生の一部にでも同性パートナーを含めた事業者はわずかに四つだけ前回調査に比べ、わずか 1 事業者の増性的行為や製品へのハラスメント、早期ハラスメントの禁止を明文化した事業者も七ッ岳、こちらも二つ増えただけの微増です。

前回の区の改善を目指すと言われたご答弁から 3 年 2 ヶ月を経て、区の現状の方策に実効性など全くないことは明らかです。

そこで以下 3 点伺います。

第 1 に、前回調査から 3 年 2 ヶ月を経て行われた今回の調査結果を区がどう評価するでしょうか。

今回の結果は以前、区の指定管理者の大半が同性パートナーのいる職員に扶養手当の支給と等しい給与保障せず、また仮に、人生の伴侶が死亡した場合でも、一斉のパートナーなら難なく認められるであろう忌引き休暇の一つが同性パートナーでは認められないことを意味します。

また、これら不平等に加えて、大半の事業者は性的指向性自認にまつわる差別急ぎハラスメントから職員を守る規定の整備もしておらず、2019 年施行のパワハラ包丁で防止措置が義務化されたはずの当時、ハラスメントに対する無為無策が大変に深刻です。

こうした情勢カップに対する不平等ソフィーハラスメント方式で平気な各区立施設の現状を区として容認できるのかとあわせて、区の現状評価をお示してください。

第 2 区は 2024 年 3 月の指定管理者運輸、制度運用のガイドラインの第 4 次改定で、第 7 章その他留意事項に同性パートナーを含めた職員処遇の平等や性的指向に係るハラスメントの禁止等を配慮すべき取り扱いと明記したことで、事業者には条例遵守を求める対応は一定程度してきたとする立場です。

しかし、この対応で注目すべきは、単なる留意事項にとどめていることです。

すなわち、事業者に対して、諸々地にかけてくださいねと、駅項目を書き加えただけのこと以前事業者に自己評価や自己点検等を求めず、また区も一切評価の点検もしないのです。先に挙げた区の最新の調査結果を踏まえれば、現行ガイドラインに全く実効性などないことはあったかと考えますがいかがでしょうか。

また、区は更なるガイドライン改定の必要性を認めになるのか、その基礎的評価を伺います。

第 3 に、先にも述べた私からの提案、3 段階にわたる評価点検を同ガイドラインに盛り込むことの再検討を求めます。

今後、区としてどのように改善を図るのか、その手法や手順、全体のスケジュールを含め、お答えください。

続けて、今述べた指定管理者と同様に、区立の施設の管理運営を担う委託事業者の大半もまた、同性パートナーを含めた職員処遇の平等を保障せず、そりハラスメント知識を持たない

ことは重大です。

2022年に2023年の一定で私から受託事業者の対応状況を尋ねると、区は初めて。

それからLGBTQ対応を調査し、回答のあった44事業者のうち、その一部にでも同性パートナーの処遇の平等があった事業者わずかに二つ。

ハラスメントの認識を整備した事業者もわずかに九つという体たらくでした。

前者の成立はわずかに4.5%、後者も2割にすぎません。

それら委託事業者についても改善を求めると、区は2024年3月の答弁で、事業者側に示す職場環境作りの新作てから手がける旨説明した上で同指針を令和6年度中、つまり昨年3月末までに策定すると答弁しましたが、その約束も降りこのまま改善計画全体を遅らせるボトルネックとなっています。

区に伺うと、私が昨年の4定で策定を求めた区民との性の多様性に適切対応するための職員向けガイドブック対応要領の策定にまず取りかかり、その策定を踏まえ、同指針作りに取り組みたい、あるいは職員向け仕様との抱き合わせで起業者向け指針を策定したいとのことで、その策定は早くて来년도、遅ければ再来年度にも遅れ込みそうで、既にグダグダとなっている改善計画のネジを巻きなおし児童に大きな乗せ直す必要を強く感じています。

そこで以下2点伺います。

まず、同指針策定に続く事業者のLGBTQ対応の改善について、その繰り返し徹底検討スケジュールを再度理解を示し、そのお約束を今度こそ守りを求めますけれどもいかがでしょうか。

2点目に、同指針が策定されるまでの間にも、国はとりうる策があるはずですが。

私から特に求められた当時だけに、各事業者のLGBTQ帯を合わせて評価点検する人件費を卒業し、区自らがその事業者の責務について、各事業所管を通じて毎年点検し、それぞれの事業者にLGBTQ対応の現状の課題を認識していただくとともに、各所管課においても人権課題の重さを認識して認識していただく。

経費とするべきです。

その実行を強く求めますけれどもいかがでしょうか。

続けて、話は大きく変わり、この秋に工事が竣工予定の本町瀬本庁舎整備に関連して2点伺います。

まず、2018年9月の一般質問で私より取り上げた報酬の観察に必須となる必須となるプロセス、暗闇に目を慣らす暗順応を可能にする。

ガイド等など人工の光が直接目に入らない星野宮質疑屋上庭園を周囲の建物より高い新庁舎の屋上で実現できないかについてまた、年20回は来るという流星群の降る夜や夏の七夕などにどう九条提案を区民開放できないかについて、当時、庁舎整備担当部長より、様々な仕掛けを工夫し、区民が本庁舎の完成を待ち遠しく思っただけよう努めてまいりますと、大変楽しみなるご答弁をいただきましたが、その後の整備状況と実現へのご黒住愛華が心でもにはいかがでしょうか。

伺います。

次に、昨年 2 月の一定で、前者のお約束をいただいた出産後、職場復帰した職員が安心して、衛生的環境で搾乳でき、またそのボリュームを自宅に持ち帰る 0 投稿を含めた失礼と無理なく幸搾乳できる。

育児時間の弾力運用についてほぼ環境が整ったと伺っています。

どのようなハードソフト両面での対処配慮を予定されているのか、そのご報告を最後に求め、壇上からの質問を終わります。

有馬政策経営部長。

私からは、区が直営していない区立施設の LGBTQ への対応について 3 点お答えいたします。

初めに調査の結果の評価についてでございます。

区の指定管理施設において、施設で働く職員の処遇の平等を担保し、不当なハラスメントから職員を守ることは、区民の平等で公平な利用の確保や安定的な運営を継続するために大変重要なことであると認識しております。

指定管理施設の管理運営を担う事業者の多くにおいて、規定の整備が進んでおらず、権利の不平等やハラスメントが生じる状況にあることは憂慮すべき事態であり、当然区として容認できるものではございません。

誰もが安心して働きやすい職場環境を整えるために国は事業者の理解を促し、粘り強く連携協力を求めていく責務があるものと考えております。

次に、原案ガイドラインの実効性の欠如と更なるガイドライン改定の必要性についてお答えいたします。

令和 6 年 3 月に区では、指定管理のガイドラインを改定し、条例に基づき指定管理者に対し、同性パートナーを含めた職員の処遇の平等や性的指向に係るハラスメントの禁止等の遵守を守ることを留意事項として追記したところでございます。

しかしながら現段階では、事業者に向けて趣旨をご理解いただき、適切な対応をお願いする形にとどまり、実効性という点においては十分ではないと認識しております。

今後区で策定予定の行動指針などを踏まえ、改めて基本的な考え方や対応事例を示すなど、更なる周知啓発を進めていくことに合わせ、ガイドラインを改めるなど、事業者の具体的な改善をさらに促してまいりたいと考えております。

最後に指定管理者の改善についてでございます。

議員ご指摘の指定管理者の選定基準事故評価シート 9 の評価シートの 3.2LGBTQ 対応の要素を入れることは条例に定める事業者の責務を明確にし、実効性を高めるための有効な方策であると考えております。

一方現段階において、条例上事業者の責務は努力規定としての訓示的、抽象的な表現にとどまっております。

選定基準等への反映については、事業者への影響も少なくないことから、今後策定する行動

指針などを踏まえ、職場環境整備の必要性や体制作りなどの周知啓発支援を粘り強く進めていく中であわせて検討し、生活文化政策部とも連携しながら、条例に定める事業者の責務を実効性のある規定とするよう着実に進めてまいります以上でございます。

渡部生活文化政策部長はい私からは LGBTQ 対応の 2 点と、それから本庁舎に関して 1 点 3 点ご答弁申し上げます。

初めに、運営事業者の LGBTQ 対応の改善について具体的種手順とスケジュールについてでございます。

ご指摘いただきました通り、区立施設の管理運営を行う委託事業者における LGBTQ 対応は非常に不十分であると認識してございます。

一方、事業者への改善を促すにあたっては、空自身が事業者として LGBTQ に配慮した全庁で統一的なガイドラインがないため、まずは令和 8 年度に区が腸内に向けたガイドブックを作成し、その上で、遅くとも令和 9 年度には事業者向けの指針を策定いたします。

その後は指針をもとに、区立施設を管理運営するいた駆除事業者には、実効性を担保するため、毎年度、委託所管課を通じまして取り組み状況調査と評価を行い、それらをまとめた結果を庁内会議等で共有したいと考えてございます。

また、理解が進んでいない事業者に対しましては、区から説明会を開催するなど、是正を働きかけ、栗施設を管理運営する委託事業者の LGBTQ 対応の改善に向けまして、確実に取り組んでまいります。

次に、事業者の責任について毎年度点検し、各事業者に LGBTQ 対応の現状の課題を認識させるとともに、各所管においても、その課題の重さを認識させる契機とすべきであるについてでございます。

議員のお話いただきました通り、管理運営を受託する事業者が毎年 LGBTQ 対応について、評価点検を受け、現状把握をすることは、事業者の責務と現状との乖離を事業者、所管課ともに意識することに繋がり、実務の改善に資するものと考えてございます。

そのため、来年度作成予定の職員向けガイドブックの内容を庁内そして職員に十分に周知、理解を進めた上で、事業者向け指針の項目等について各事業者の担当所管課を通じまして、毎年定期的に評価点検を行う仕組みを検討してまいります。

事業者向けの指針策定は令和 9 年度の子定であるため、先行して、令和 8 年度に各所管を通じまして、委託事業者への調査を実施し、現状の把握や課題認識の共有により、全長に対して意識付けも行ってまいります。

指針に基づく取り組みにつきましては令和 9 年 3 月に策定子定の歌唱大惨事。

男女共同参画プランにも位置づけてまいります。

次に、新庁舎の屋上庭園の夜間の区民開放についてでございます。

屋上庭園は 11 月にオープンする区民利用交流拠点施設に位置づけられており、東棟 1 階の区民交流スペースの利用時間は土日を含め 8 時半から 22 時までですが、屋上庭園につきましては、庁舎の安全管理上の観点、また総合等近隣住民への配慮から、個人の利用は平日の

9時から17時までとさせていただきます。

ただし、区の事業や、登録団体等が行う活動の場合には、近隣住宅への一定の配慮があれば、屋上庭園を夜間に利用することは可能でございます。

お話の星空の観測は、屋上庭園をどのように活用していこうかという中で大変趣のあるご提案であり、照明を消し決して静かに過ごすものと考えますので、十分に実施も可能とすると考えております。

今後設置される事業運営委員会でもご検討いただきながら、区民の皆様にお喜びいただける施設運営を目指してまいります。

以上でございます。

佐藤庁舎整備担当部長私からは新庁舎における星飲みやすい屋上庭園の整備についてご答弁いたします。

本年9月に竣工予定の東に行き6階床レベルの屋上には、中低木や花壇、芝生広場、ブロック舗装の通路、パーゴラなどを備えた屋上庭園を整備いたします。

屋上庭園では、夜間利用に備え、足元および樹木を照らす照明の設置一応予定しておりますが、それぞれ必要に応じて消灯することも可能です。

なお九条店の出入口付近には緑色の避難口誘導灯の設置を予定しており、こちらは消灯できませんので50mほど60億超の奥行きの中で観察場所を選んでいただく必要がございます。

えひ引き続き、様々な区民の皆様に関心される庁舎の実現に向けて整備と取り組んでまいります。

以上です。

須藤総務部長は私からは搾乳等に係る職場環境の整備についてご答弁を申し上げます。

原則として来庁者が授乳や搾乳などに利用できるスペースである授乳室、こちらを職員も搾乳で利用できるスペースとして位置づけ昨年12月に庁内周知を行い、来場、来庁者の方へもご案内をさせていただきます。

あわせて本庁舎では東棟西棟それぞれ1ヶ所の純輸出に母乳パックを保管できる職員専用の鍵付きの0投稿本年度中に設置するとともに本庁舎以外の職場に貸し出すポータブル冷凍庫も用意をいたします。

また休暇制度の育児時間について搾乳が必要となる職員の実情も踏まえ、対象年齢を拡大するとともに、承認対応受の上限を1日2回から3回に増やし、1日単位での申請を認めるなどの改正をこの1月から行ってまいります。

今後も職員が子育てしながら安心して働き続けられる環境作りに努めてまいります。

以上です。

上川彩議員。

はい、搾乳に関してさん質問いたします。

今回怪我3号職場復帰した約300人の女性職員へのアンケートを行い、エビデンススペース

で整えた新作は大変素晴らしく、他の自治体や区内企業のくじ券の参考にもなり役立つと思いますので、区のホームページなど媒体を生かして積極的に情報発信をしてはいかがでしょうかと考えますけれどもいかがでしょうか。

指導総務部長再質問にお答えいたします今回の件につきまして多くの職員からアンケートにご回答いただき、そこで寄せられた声を生かしまして搾乳と母乳育児を継続させる継続する上で、職場での困難をソフト、ハード両面から支援できる内容とさせていただいてございます情報発信をというご提案についてですけれども採用選考の申込数が減少するなど人材確保が課題となる中、世田谷区を魅力的な職場と感じてもらえる一助にもなるかと思えます。

また区内事業者への情報の発信についてもご提案をいただいております。

まずは区として取り組みの第一歩を踏み出したものであり、今後運用面で課題など対応する必要はあると考えております。

引き続き産休育休後も安心して職場復帰できる働きやすい職場作りに向けた機運醸成を全庁で図ってまいります。

以上になります。

上川彩議員。

LGBTQ 対応については予算委員会で伺います終わります。

以上で上川彩議員の質問は終わりました。

次に、9 番森卓議員 9 番オルズグル議員本日、私は世田谷から日本を愛する会として、初めてこの壇上に立ちます。

日本の伝統である。

着物を身にまとい、登壇いたしました。

この装いは、この国とこの街への啓人を与えられた。

責任の重さを改めて胸に刻むためのものです。

我が国日本とわが町世田谷にクラス全ての人の命と暮らしを守る。

という思いを胸に、質問に入らせていただきます。

それでは、通告に基づき質問を始めます。

世田谷区民世田谷区国民保護計画についてお伺いいたします。

世田谷区は人口約 93 万人を抱える大規模自治体であり、昼間人口も多く、多様な背景を持つ区民が生活しています。

外国籍区民も約 3 万人規模に上り、保育園、学校、医療機関、商業施設も多数存在しています。

区の国民保護費保護計画は武力攻撃事態などに備えた体制や役割分担をを定めており、外国人について、外国人についても要配慮者として位置づけ、国籍に関わらず必要度に応じて支援するとの整理がなされていることは承知しております。

しかしながら、計画が存在することと、それが実際に機能することとは必ずしも同義ではあ

りません。

とりわけいう時の初動は数分単位であり、平時とは異なる心理状況心理状態の中で行動が求められます。

制度上の整理だけではなく、実際の運用の場面でどこまで対応可能なのか、その実効性を普段、不断に検証していく姿勢が重要ではないでしょうか。

そこでまず伺います。

人口約 93 万人という。

当初年希望を踏まえた場合、区の国民保護計画は、どの程度の規模、期間までの実態を想定しているのか、また、医療物資避難所避難所などの対応能力について、人口比の観点から限界を検証し検証しているのか、区の見解をお伺いします。

次に、情報伝達についてお伺いします。

Jアラートは国の制度であり、瞬時に警報を伝達する仕組みであることをことは承知しております。

一方で、実際に区民 1 人 1 人に情報が届き、理解され、行動に繋がるかどうかは自治体の責任の範囲でもあります。

特に日本語を母語としない区民や制度に不慣れな方々に対して警報後の情報がどのように保管されるのか、その運用の具体像を、区の見解をお伺いします。

多言語対応をどう考えているか、空港して系保護の両方間体制はどのように整理されているのか、また、現行体制で十分と認識認識しているのか、区の見解をお伺いします。

続いて、避難所運営についてです。

いう時の避難所いう時の避難所や物資配布の現場では不安や混乱が応じる感性があります。

区は、要配慮者への配慮を位置づけていますが国籍や文化的背景の違いにより、不利益が応じないための具体的な運用方針はどのように整理されているのか、区の見解をお伺いします。

最後に広域避難所について伺います。

区内で対応が困難な実態を想定した場合、段階的な広域避難や自治体間の連携の具体的な仕組みはどのように整備されているのか、また、実効性確保のための課題認識があればあわせて区の見解をお伺いします。

国民保護は例年の問題ではなく、実際に区民の命と生活を守るための具体的な備えです。

制度の整備だけではなく、実効性の検証と、不断の改善が重要であると考えます。

この認識をお伺いします員所以上、壇上からの質問を終わります。

長池危機管理監私から順次お答えいたします。

区は、世田谷区国民保護計画として、いわゆる。

武力攻撃事態の 8 類型への対処を基本とし、事態発生時の組織体制から初動対応、また復旧復興までを、国、都の動向を踏まえて策定しております。

また、同計画では、武力攻撃事態などに迅速かつ的確に対処する観点から、世田谷区地域防

災計画などの既存の災害対策の仕組みを活用を図るなど、その他、国民保護措置を実施するための組織体制の整備救援物資などの備蓄、そして訓練の実施などにおいては、災害対策などの有機的な連携に配慮することとしております。

各種事態などにおける対応の規模や期間また、医療物資を避難所などについては、事態の種類などによるため、被害想定は示されていませんが、特に首都直下地震などへの対応能力を超える場合においては、国や都と連携して対応することとしております。

次に、Jアラートの情報伝達についてです。

Jアラートについては弾道ミサイル情報緊急地震速報、大津波警報など対処に時間の余裕のない事態に関する情報を国から住民まで瞬時に警報を伝達するシステムであり、速達性の観点から、多言語化はされておられません。

そのため、区は平素は、警報などの伝達体制として、防災行政無線防災ポータル X ラインなどによる体制を整備するとともに、民生委員や世田谷区社会福祉協議会、世田谷ボランティア協会などの協力体制を構築することとしており、高齢者障害者外国人への適時の情報提供にも努めております。

特に日本語母語としない方に対しては、必要となる情報の把握が困難となることが予想されるため、地域防災計画では、外国人、災害時情報センターを設置して、必要な情報を迅速かつ的確に収集提供するとともに、外国人災害時情報センターへ語学ボランティアへの派遣を要請するなど、通訳や翻訳などのボランティア確保にも努めることとしております。

続いて、避難所の運用方針についてです。

事態などにおける混乱時には、排外主義を始め、区民同士の混乱など、正規する可能性があると区は想定しております。

また、区の国民保護計画には、区との関係法規などに基づくとともに、外国人への国民保護措置の適用として、区は、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃などから保護する。

すべきことに留意すると、明確な方針を定めております特に秩序の維持につきましては、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律などに定めており、区においても、国民保護計画において、外国人を要配慮者として、避難所運営マニュアルと同様に位置づけており、外国人災害時情報センターの設置など支援体制の整備を行うこととしております。

最後に、段階的な広域避難受け入れ自治体の確保を検討しているかについてです。

国民保護計画における区民の避難については、国の避難措置の指示に基づき、都が発生する。避難指示や区長みずから判断する避難指示などに基づいて行われますが、その規模や期間などは、事態に応じて異なるものと認識しております。

一方、区については、地域防災計画において、区民の避難が必要な場合に備え、調布市狛江市三鷹市熊谷市、松本市、つくば市などの 10 自治体と、大規模災害時における相互応援に関する協定などを結び、万が一においても区民の安全安心を確保するため、一時収容するた

めの施設を提供受けることと、しております。

また、都道府県の区域を越えて住民に避難させる必要がある場合については、国の措置に基づき、都が示す区へ指示に従い、区民を避難させることとなります。

以上です。

オルズグル議員答弁を踏まえ、再質問いたします。

まず、情報伝達についてです。

Jアラートそのものが国の制度であることは承知しております。

ただ、防災の専門家から聞いた話では、有事などの通信も商談される可能性があるかと理解しており、そもそも携帯電話が通じなくなる可能性も想定しておかなければならないと考えており、通信が生きてるうちに正しい情報を日本語が不自由な方々にも、事前に届けておく必要があります。

K 保護の情報管理は、自治体の運用の範囲やあります。

Jアラートは既にセーフティ Tips という訪日外国人向けのアプリを通じて、多言語保管がされています。

消防長にも確認したところ、この周知は各自治体に対しても行われており、和光市では、このセーフティテープについて市民に周知しています。

世田谷区でもぜひ周知に努めていただきたいと思います区の見解をお伺いします。

世田谷区は人口規模がもう大きく、多様な区民が生活しています。

Jアラート後の情報について、既存の情報発信手段を活用した多言語補完策を具体的に整理、検討、検討する考えはあるのか検討するのか、現状で十分と考えているのでしょうか。

また、Jアラート自体は総務省消防庁が統括する国の制度であると思いますが、100万人に近い人口を抱える責任ある基礎自治体として最初に表示されるメッセージを英語テキスト兵器とすることを区に要望いただければと思います。

また、区の国民保護計画は制度としては整理されていることは理解いたしました。

しかし、大規模自治体において、実際の初動が想定通りに機能するかどうかは、制度だけでは測れません。

人口規模等、多様性を抱える大都市世田谷として、制度の整備にとどまらず、実効性を高める方向で国民保護体制を進化させる意思はあるのでしょうか。

日本人であっても、有事の初動において、コーランが応じる可能性があるとするならば、日本語を母語としない組を含めた具体的な行動確認を防災訓練のレベルで実施することは、例年ではなく、危機管理上の合理的対応ではないでしょうか。

日本国籍、区民等、外国籍区民による合同で初動対応し群書を防災訓練の中に段階的に取り組むべきと思いますが、区の見解をお伺いいたします。

単なる制度上の位置づけ位置づけではなく、実践的にシミュレーションに取り組む意思があるのか。

明確にお答えください。

これは、多文化共生の話ではありません。

当時責任の話です。

この決意をお聞かせください。

長池危機管理監再質問についてお答えいたします。

計画では、武力攻撃事態および緊急処理事態を想定しておりますが、被害を想定しうることができない中で、平時からの備えを初め、関係機関との連携体制の整備要配慮者の支援体制の整備国民保護に関する啓発などの取り組みにおいては、国民保護措置に関する基本方針として掲げ、地域資源との有機的な連携により総合的に推進するものとしており、議員ご指摘の日本語を母語としない区民や旅行者に対する重要な災害情報を届けるためにも、官公庁監修の外国人旅行者向けの災害時情報提供アプリセーフティテープの周知に努めております。

また務めます。

また、万が一の際の国民保護計画に基づく対応はもとより、地震を想定したシェイクアウト訓練を応用した。

災害時における区民が取るべき行動の理解や促進国および東京都の訓練に参画するなどの実効性を持った。

向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

オルズグル議員ご答弁ありがとうございます。

引き続き進捗を伺ってまいりたいと思います。

本日質問を終わります。

以上で、オルズグル議員の質問は終わりました。

次に、2番荻野健司議員、2番荻野健司議員だった。

さきの第4回定例会にて、民間空襲等被害者見舞金に関する条例およびその関連予算を含む。

第4次補正予算が可決されました。

世田谷区清との関連性も全くなく、緊急性もない案件に平然と予算を計上し、補正予算に紛れ込ませてまで可決を急ぎ、挙句の果てに、9割以上を来年度予算に回すという、なりふり構わぬその姿勢に、世田谷区行政の止まらない緩みと劣化を感じ、大変質問いたしました。金額の多寡はさておき、こうしたやり方を認めることは、この物価高の中、区民の方々に収めていただいた貴重な税金が無駄なことにいいように消費される様を看過することを意味するものであり、議員としての本部に戻ると強く感じ、私は反対をしました。

中村副区長から議会との議論を尽くしたという趣旨の発言がありましたが、建設的な議論の発展もなく、事業の軌道修正もなされず、ただ時間稼ぎに終始しただけです。

議論に費やせる時間はその案件に関わる金額に反比例するというパーキンソンの法則を地で行くかのごとく、わずか300万円の案件に膨大かつ無駄な行政処分等議会資本を犠牲に

したその責任は極めて重いと考えます。

また 2 年前のスクールにおける給食費無償化昨年度 3 行政におけるマンション防災教場促進事業に続き、新たな議決前、フライング告知案件が発生しました。

昨年 11 月の文教常任委員会において報告された学校徴収金事務における新たな集金サービスの件です。

資料には今年度試行した選考 11 校での検証結果の記載もないまま、来年度から全校展開すると決め、その予算規模も示されず、保護者のシステム登録作業に時間がかかるため、前もって告知を始めるといった教育委員会の一方的な都合だけが述べられたべら 1 の報告でした。過去の指摘が組織として蓄積共有されておらず、改善が図られていません。

それどころか、先に述べた補正予算や、専決処分を紛れ込ませフライング告知といった議会を軽視するためのテクニックがどんどん確立され、実施されているような気がしてなりません。

極めつけは歴代区長の肖像画紛失であります。

その不始末もさることながら、開いた口がふさがらなかったのがその後の対応です。

10 月に区長副区長の月額 10% 減、たった 1 ヶ月だけの減給処分議案が出され、直後の 11 月に特別職給与アップ議案が上程されました。

処分の効果はあつという間に解決されました。

12 月には区の広報 X に歴代区長の構成を検証するため、ホームページで公開する。

田村保氏に関する情報を求めている旨の投稿がありました。

想像が噴出したのは空自身であり、まずは自分たちの不始末を総括すべきところ、安易に情報をお寄せくださいと呼びかける。

これまた組織全体の機能不全感を象徴しています。

これ以外にも先日の選挙事務ミスを含め、ヒューマンエラーの域を超えたミスが頻発しています。

この事象を、私は偶発的とは思いません。

行政組織のガバナンスはなきに等しく、ミスも議会軽視も起きて当たり前、謝ればいいというモラルハザードに陥っていると言わざるを得ません。

一連の事象はその帰結に他なりません。

事務方トップの中村副区長お聞きしますが、組織全体としてガバナンスが欠如し、かつ議会を軽視する姿勢が加速しているという認識はおありでしょうか。

あるとすればその原因をどこに求め、いかに再発を根絶するのか明確にお答えください。

続いてホームワークビレッジ事業の解像度の甘さについて伺います。

世田谷公園の隣に楽しい施設が誕生という資料が昨年 7 月にポスティングされました。

いつから世田谷区はレジャー施設の運営に乗り出したのでしょうか。

私は前期もの作り学校による失われた 17 年間と同じ鉄を踏むなど幾度となく指摘をしてまいりましたが、こののんきなキャッチコピーを目の当たりにし、背筋の凍る思いがいたしま

した。

中村副区長発生後の跡地活用を収益の角度を含めて検討したいと答弁されました。

蓋を開ければ、歳出、約 1 億 3000 万円に対し、歳入は約 5200 万円、年間 7700 万円の赤字事業です。

資産価値に見合う収益化を早々に放棄したからには、本事業による産業政策的価値がどれほど生み出されるかがより厳しく問われてしかるべきです。

区長はかつてユニコーン企業歓迎し排除しないと答弁されました。

しかし、事業計画を精査しても急成長フェーズの企業を支えるスケールアップ支援の視点が決定的に欠落しています。

提供されるのは最大 180 万円の告示補助金と初期の伴走支援のみで、ミドルステージ移行の企業は眼中にないか。

手に負えないと諦めているように見えます。

作成の宿場である弱者救済の発想が産業政策にまでおよび、アニマルスピリットをかけられない企業が、ただ、ぬくぬくするだけの企業版居場所に出せる懸念が拭えません。

スケールアップ C に関し、事業計画の見直しと、その実効性を図る KPI を設定すべきと考えますとの見解を伺います。

本事業のフォーカスが企業のスケールアップでないとしたらどこにあるのかも全く見えません。

拡散しすぎた KPI と不透明な評価体制がそれを物語っています。

優先順位の曖昧な中 1 の使用は小創業者数などの質的な失敗を来場者数という見栄えの良い数字で隠すための材料にしかありません。

むしろ系 PR 収斂させ優先順位を定め、それに伴う評価書を再構築すべきと考えますが、区の見解を伺います。

また事業者との基本協定において一つの項目でも KPI の達成度が 70% を下回っていれば、改善要求を出せるとしてはいますが、下回った場合についても、新たな価値を提供しているか、波及効果が高いかを考慮し、改善要求するしないを判断するという極めて恣意的な運用が可能なただし書きが添えられています。

この逃げ道によって曖昧な評価が定着し、事業上の失敗がうやむやにされる懸念をどう回避するのかとの見解を伺います。

また本事業は 3 年間で立ち上げるとし、正式な評価を 4 年目の令和 10 年度まで行わないとしています。

1 日 1 日が勝負という緊張感の中、経営をしているスタートアップと比べれば、あまりにいう町であり、甘すぎます。

この 3 年という猶予期間の根拠の正当性について明確な言語化を求めます。

次に、子育て若者夫婦世帯の定住応援事業と待機児童問題との整合性について伺います。

本事業に関する一連の答弁で、国は第 5 次住宅整備方針に則って推進すると述べています

が、あの資料のどこをどう解釈すれば、現金給付という政策に行き着くのが発想が斬新すぎて到底理解ができません。

本作は定住化転出か迷っているそうではなく、区内に 5 年以上住み、既に住宅購入を決めていた層へのキャッシュバックキャンペーンにしかならないと考えます。

仲介手数料の発送にも満たない 40 万円という誤差程度の金額が数千万円単位の借り入れを決断させるトリガーになると、区が本気で考えているんだとしたら、そこに至った思考プロセスを、誰にでもわかるように、お聞かせ願います。

また事業実施を 5 年間とし、その期間中に効果検証し、継続要否を検討するとしています。が曖昧に過ぎます。

そもそも給付金申請は転居後に行うこととなります。

本施策により提出を思いとどませたのか否かが判別できません。

むしろ先ほど申し上げた偶発的な臨時収入世帯がかなりの割合を占めると考えます。

そうしたノイズを排除し、本作がもたらす定住効果点数抑止効果をいかにして示すのか、明確にお答え願います。

区長は招集挨拶において子育て世帯および 0 から 4 歳児の転出超過傾向に強い危機感を抱くと述べられました。

一方で、今年 4 月の保育園入園申込者数は過去最大の 6741 人に達し、特に 1 歳児の定員確保は絶望的な状況にあります。

区は今後、25 億円以上を投じて 10 施設ものを真剣整備する計画ですが、その稼働は、令和 9 年度以降です。

未就学児を持つ世帯にお金を配り、区内に住み続けろと呼びかけながら、肝心の子供を預ける場所がない。

これはもはや行政による自作自演のコントとしか思えません。

その矛盾に気づいているのかいないのか、区長招集挨拶に待機児童という文字はありませんでした。

来年度定住させられた世帯は過去最大の競争率の中で保育園を探すという状況にもなりかねません。

本事業推進することにより、待機児童問題がより深刻化するという致命的な政策的不整合に対する区の責任ある答弁を求めます。

最後に、本事業のパラダイムシフトを求めます。

東京都や千代田区は阿呆 W 住宅という低廉な住宅供給そのものにコミットするサプライサイドの取り組みを開始します。

賢明な判断だと思います。

当区においても本事業と並行して検討するとしている民間賃貸オーナーへの助成、空き家の利活用促進、区営住宅の再編構想、主たる政策等するべきであり、給付金事業に係る予算は保育所整備に回すべきです。

合わせて、令和 6 年以降途絶えているマンションデベロッパーとの保育所設置に関する協議を再開し、住宅保育が一体となった構造改革に着手すべきと考えます。

容積率緩和や、要件の緩和等、マンションがメリットを十分考慮した制度設計をした上で、新設されるマンションへの保育所設置を促し、住まい等確実な保育所運営は区がパッケージされた官民連携による子育て応援マンションとして、区内の子育て世帯を誘導する方策を検討すべきと考えます。

以上 2 点に関しての見解を伺い、壇上からの質問を終わります。

中村副区長組織のガバナンス欠如と、議会軽視という御指摘についてご答弁いたします。

ご指摘の一連の事故については、区として大切にすべき価値観が十分に共有徹底されていないことに通底した原因があると受け止めています。

実務を統括する副区長として責任を痛感しています。

私達が日々の区政運営でよりどころとすべき価値は生活かつ確実な事務処理。

区民ニーズに応える迅速な事業実施区民や議会への丁寧な説明、説明責任の遂行であり、いずれも区民の信頼を支える根幹です。

この間、全職員が一連の事故を自分事として受け止め、抗菌やいう。

区有物品が区民の大切な財産であるという原点に立ち返り、事務の正確性をより一層確保できるよう、全庁を挙げて意識改革を進めています。

また、区の事業は、議会の予算議決によって初めて裏付けが得られることを改めて全庁に周知し、特に議会前に迅速な実施が求められる事業について、議会への説明責任を徹底することを明確に指示しました。

今後も正確迅速、説明責任という三つの価値を高い次元で両立する組織文化を育成の風土として定着させるべく、不断の改革を進め、区民や議会から揺るぎない信頼を得られる区政の実現に全力で取り組んでまいります。

以上です。

経済産業部長林経済産業部長私からはホームワークヴィレッジに関して 4 点ご答弁いたしますまず、スキルアップ支援に関し事業計画の見直しとその実効性を図る KPI を設定。

KPI を設定すべきとの御指摘についてです。

ホームワークヴィレッジでは地域経済の持続的な発展を目指し事業者の成長支援を進めております具体的には補助金を活用したハンズオン支援やアクセラレータープログラム、テストマーケティングの場の提供などにより創業や事業の推進を支援していますが、議員お話しのような規模の事業者への成長支援はまだ実績はございません。

本質では社会課題解決の調整を積極的に後押ししておりますが事業ステージに関わらず多種多様な事業者の活動促進が必要となりますので事業の成長度合いに応じた支援策と伴走支援を含むサポート体制の充実について検討を進め、事業者支援策の改善を図ってまいります。

次に KPI を終了させ、優先順位を定め、評価手法を再構築すべきとの御指摘についてで

ございます。

うんホームワークヴィレッジでは既存産業の活性化起業創業支援、産業と連携した学びの支援区民の事業者が開かれた場この四つを主な機能として設定しておりますこの事業では、事業計画において四つの機能に応じた KPI を定め、評価委員会の意見も聞きながら進捗と成果を厳しくチェックしていきます。

四つの機能と KPI に優先順位を定めておらずそれぞれの取り組みを着実に進めることが、事業目的である地域経済の持続的な発展に繋がると考えますが本事業の本質は、事業者支援であることから、既存産業の活性化と起業創業支援の取り組みこれがより重要視されると捉えておりその認識のもと、評価委員会から厳格な評価検証を受けてまいります。

次に KPI の達成度が 70% とし、70% を下回っていても但し書きによって事業上の失敗がうやむやにされる懸念をどう回避するのかについてです。

評価委員会は KPI 達成度が基準を下回る場合に事業の改善要求を出すことができ改善見込みがない場合には地域への貢献度等も含めた総合的な判断の上、基本協定の解除勧告を行うことができます。

これにはもの作り学校時代に事業評価の基準と手法が明確でなかった反省を踏まえ協定解除の可能性を前提とした上でこの施設の役割を果たすための成果指標を明確化し取り組み内容を厳しくチェックしていくという目的がございます。

ご指摘の通り、KPI 以外にも、判断基準がございますが KPI の達成度や改善状況が基本的な判断基準になりますのでこうした考え方をきちんと共有した上で評価委員会における公正な評価に繋げてまいります。

最後に KPI 評価に関する 3 年という猶予期間の根拠についてです。

本事業における KPI と評価の仕組みにつきましては運営事業者公募の際の募集要項で数値と考え方を定めております。

またこの募集要項に示した KPI について初年度からの達成は難しく、段階的な設定の検討が必要との運営事業者選定委員会からの意見を踏まえ KPI を 3 年目までは段階的に設定し 4 年目から本格適用するというのを併せて募集要項に定めております。

3 年目までは事業の立ち上げ期としてトライアンドエラーによる事業者支援策の充実を図るという時期になりますがその間も積極的な施策展開を図るとともに評価委員会において初年度の事業実績から、厳格な評価検証を行い、産業活性化拠点としての役割を果たしてまいります。

私からは以上でございます。

佐々木都市整備政策部長私からは子育て若者夫婦世帯の定住を応援事業と待機児童問題について順次お答えいたします。

まず、定住応援事業政策的根拠についてです。

本事業は、昨今の住宅価格の高騰を背景に、0 歳から 4 歳児世代や子育て世代の中心である 30 代以降の提出長官の傾向が続いていることから、子育て世帯等に対し去年 1 角続ける選

択を後押しすることを目的としておりますが、価格が高騰する現状においては、今回の交付金が全ての決定を受け、要因にならないことは認識しております。

一方で今年度から実施している近居同居推進助成事業の利用者アンケートでは、助成金があることで後押しとなったとする声が多く寄せられたことから、区が強いメッセージを込めた応援を届けることで区民の行動併用に一定の影響を与えるものと考えております。

次に定住効果についてです。

定住を促す仕組みとして 5 年以上の大在住要件を設け、既に区内で生活基盤を確立し、地域との関わりを有し定住志向が高いと考えられる世帯を対象にすることとともに今後 5 年以上継続して区内に提示。

居住する見込みであることを要件とする付与予定でございます。

定住効果については 0 歳から 4 歳児世代の転出超過数の改善状況や利用者の定住率の確認に加え、交付申請時や事業期間の中間時点等におけるアンケートの実施により、本事業が住宅取得の判断に与えた影響等を把握し、事業実施期間である 5 年間の中で総合的に評価した上で事業の継続要否や制度の見直し等を適宜適切に判断してまいります。

次に、定住を応援事業等待機児童問題の整合性についてです。

東京都の保育課第一種無料無償化の施策等の影響により、保育園の入園希望者が増加していることや 2 歳児以上の転出が一時的に抑制されることは認識しております。

一方で、本事業は人口動向のみを前提としたものではなく、第 4 次住宅整備、後期方針における課題の一つである子育て家族形成期に適した住まいおよび住環境作りの推進を踏まえ実施するものです。

保育需要については家庭の経済状況や収量等のを複合的な要因等により変動するものであると認識しており、本事業のみで左右されるものものではないと考えておりますが、引き続き、子供若者とも連携し今後の保育需要の動向等も注視しながら事業の効果を総合的に評価した上で、必要に応じて制度の見直し等を適宜適切に判断してまいります。

次に民間賃貸オーナーへの助成、空き家利活用促進などを主たる政策とすべきとのことについてです。

提示を応援住み替え応援事業は住宅費の負担を背景に 0 歳から 4 歳児世帯や子育て世帯の中心である 30 代以降を中心に転出超過が続いている状況も踏まえこうした子育て世帯学内で生活を継続する選択を応援する目的で実施するものです。

一方で、住宅ストックの観点から、ファミリー向け賃貸住宅の供給促進も必要な施策と考えており、令和 8 年度から民間賃貸オーナーへの助成、空き家の利活用、区営住宅の再編についても並行して検討を進め、保育所整備の担当所管とも連携し、子育て世帯等が区内に住み続けられるための施策を多層的に実施することで、多様な居住ニーズに幅広く応えるちゅう環境作りを目指してまいります。

最後に新設マンションへの保育所設置についてです。

まちづくり条例では、大規模土地取引行為建築構想段階での届け出を義務化しており、庁内

調整会議等を通じて関係所管と情報共有する体制を構築しております。

建築計画の早い段階で情報を共有することで、必要に応じ、事業者に対し、協力要請を行うなど、適切な誘導に努めております。

議員お話しの官民連携による子育て応援マンションについては東京こどもすくすく住宅認証制度における都市開発諸制度の活用した容積率の緩和や他の先行自治体の制度の運用状況や課題の把握を行いながら、引き続き現行の仕組みを実効性のあるものとして着実に進めて、必要な誘導を図ることが重要と認識しており、さらに、子供若者部など、関係所管と連携を深め、取り組んでまいります。

以上でございます。

おぎのけんじ議員。

はい中応援事業の件ですね一昨日からの答弁を聞いてやっぱりバラマキ事業なんだということがよくわかりましたし聞けば聞くほどに、そもそもこれ都市整備政策部が手がけるべき案件なのかしらと思うんですね。

子育て世帯に対してお金を配って提示をしてくださいと応援をするとこれ子供若者がやればいいじゃないですか。

本来年生部門がやらなきゃいけないことっていうのは、第4次住宅整備補修中山のみ書かれているにも関わらず、それらを棚上げ押して、どこにも書かれていないこのばら撒き事業をファーストチョイスにするということ自体がこれ行政の行き当たりばったり感を象徴してるように私は思いますしまして来年度事業の中で目玉アーティスト内田氏からしてますけども、他の自治体はもっと本質的かつ持続可能な政策を掲げている中でとても恥ずかしいことだと思いますので、改めてこれはやめるべきだということを指摘しておきます。

それからホームページで一点運営委員会に経済産業部長がそして評価委員会や政策経営部長が入ってますけどこの意味するところを教えてください五十嵐経済産業部長再質問にご答弁いたします運営委員会評価委員会におけるそれぞれの部長の役割についてでございますホームワークヴィレッジの運営委員会には、経済産業部長が評価委員会には、政策経営部長がそれぞれ区の職員の立場から構成員の1人として入ってございますこれは施設の前身である世田谷もの作り学校の運営時に区の関与が不足していたという反省を踏まえ行っているものです経済産業部長は運営委員の立場から、運営事業者とともに、施設運営に主体的に関与する役割を政策経営部長は評価委員の立場から評価を外部の専門家任せにせず、区の立場から客観的に評価するという役割を担っております。

以上でございます。

おぎのけんじ議員。

2人の部長が入ることですっかり運営がなされてすっかり評価がされることを期待しております予算委員会で続きは聞きます。

以上です。

以上で荻野健司議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番神尾りさ議員長 3番神尾理沙議員まずは、子供の権利が尊重される教育館への転換についてです。

昨年11月、世田谷区立桜町小学校で研究発表会が開催されました。

これまでの3年間、自ら学び育つ子供を研究主題に掲げ、生活総合を基本としたカリキュラムマネジメントの改革により、子供たちが主体的に学び、教師がともに探求する。

授業改善が行われてきました。

その結果投稿では、いじめや不登校が大幅に減少したとのこと。

自動教師の双方から学校に行くのが楽しくなったという声が聞かれたことが大変印象的でした。

研究発表では、東京学芸大学名誉教授の平野智久先生により、初めに子供ありきという理念のもと、子供は本来、能動的な学習者であることや、教師も1人の探求者として、子供の事実に立ち、ともに学びを作り上げていくことの重要性が示されました。

そのために必要なのは、子供の学ぶ意欲や自ら追求し育つ力を発現させる条件環境を整えることであり、桜町小ではそうした実践が行われてきました。

子供と大人の信頼関係の構築や教育観の転換によって、皆で学びを作り上げる取り組みは、当区が推進する子供の権利の尊重にも繋がる実践であると考えます。

まずは教育委員会として、本事業の意義をどう捉えているのか伺います。

当日は区内外寄り300名を超える教育関係者が集まり、校長先生が全教員を連れて参加されていた学校もあり、本テーマへの関心の高さがうかがえました。

この桜町小での実践を研究発表で終わらせるのではなく、区内全域に広げて定着させるための後押しが必要であると考えます。

どう取り組むのか伺います。

一方今回、一貫して感じられたのは、子供の権利が尊重される学校作りは実現可能だということ。

子供の権利という言葉は、教育現場では、初めに子供ありきという言葉に、そして、子供の声を聞くことは、子供の事実に立つという表現に置き換えられるのだと学びました。

子供を能動的な学習者と捉えることも館は、子供の最善の利益や意見表明権といった子供の権利の基本的理念とも深く共鳴します。

子供の権利が尊重される文化が根付くことを目指す当区において多くの方に始めに子供ありきの理念を認識していただくとともに、教育と福祉の領域が連携し、ともに理解を深め合うことにより、相乗効果をもたらすことができるのではないかと考えますが、区の見解を伺います。

次に、保健師の地域活動の強化についてです。

65歳以上の人口がピークを迎える2040年に向けて、人口構造や担い手不足、健康課題の複雑化などの環境の変化が見込まれる中、厚生労働省は昨年12月までの計5回にわたり。

2040年を見据えた保健師活動のあり方に関する検討会を開催し、取りまとめの案を示しました。

その案では、保健師の保健活動の基本的な方向性として、個別課題から地域課題への視点および活動の展開、地区担当制の推進、そして地域特性に応じた健康なまちづくりの推進など地域地区における保健師活動の重要性が明確になりました。

遠くには130名強の保健師が在籍しておりますが、地域に愛着を持ち、関わりをより一層深め、住民とともに健康作りをしていくための体制が求められます。

また世田谷版地域包括ケアシステムが10周年を迎えた今、福祉職との更なる連携強化や学びの場も必要です。

人口が多いトークでは、高齢障害、生活困窮引きこもりなど専門の窓口が設けられておりますが、住民の困りごとに対し、線引きをして専門家任せにするのではなく、その人の日常生活や人生と向き合い、ありのままを受け止めて支えることができるよう、地域に密着した関係性の構築や、感度の高い人材の育成が重要であると考えます。

現在の保健師活動における課題や今後のあり方について見解を伺います。

また日頃からの地域住民の健康作りは、災害時における災害関連死の予防や避難生活の環境改善にも繋がります。

トークでは、新たな行政経営への移行実現プラン改定案において、災害時の保健活動をスムーズに行うために、保健師の保健活動体制を整備することが示されています。

災害関連死の原因の多くは避難生活の肉体的精神的負担であり、肺炎などの呼吸器疾患や心不全などの循環器疾患が約6割を占めます。

これらの予防には、平時からの健康管理と災害時の迅速な介入が欠かせません。

災害関連死を未然に防ぎ、被災者の生活再建を支えるためにも、保健師の役割の強化や、日常からの備えが必要だと取り組むのか伺います。

最後は今後の公共建築物のあり方についてです。

区ではこの間、公共建築物全部指針を策定し、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを行ってきました。

基準1次エネルギー消費量からの削減率に応じて全部にあり全部、ZEB Ready0 オリエンテッドの四つのランクが定められておりますが、今般、世田谷区立鶴巻中学校の校舎等において、区内初の全部水準相当が達成される見込みです。

ニヤリ全部の基準を達成するためには、省エネと創エネの組み合わせが求められ、建物の断熱化や自然エネルギーの活用、空調換気などの高効率整備の導入、そして太陽光発電による創エネの組み合わせなどにより、1次エネルギー消費量を基準から75%削減する必要があります。

まずは今回の全部達成の意義と創エネを含む今後の取り組みについて伺います。

一方鶴巻中の設計においては、通常多くのケースで用いられる鉄筋コンクリート造、つまり、RC造ではなく、鉄骨造が採用されました。

鉄骨造はRC造と比べて、現場作業が少なく、工期が短縮できる他、建築業界での鉄筋工や型枠工の不足にも対応でき、またコスト面での妥当性など、様々な利点が考えられます。また柱の間隔が広く取れることで、レイアウトや増築時の変更にも対応しやすく、将来的に用途を変更する際の利便性が向上します。

現在区内のほとんどの公共建築物では、RC造が採用されています。

しかし今回、鶴巻中の改築において、昨今の職人不足にも対応できるよう、鉄骨造を選択肢にあり全部を達成した手法を踏まえ、今後は案件ごとにRC造と鉄骨造の比較を踏まえた検討が必要であると考えます。

区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

宇都宮教育総合センター長はい私からは初めに子供ありき、子供の権利を尊重し、能動的学習者を支える教育監について2点ご答弁申し上げます。

まず、桜町小学校の研究の意義についてでございます。

桜町小学校は、世田谷区教育委員会研究指定校として、気中改善をテーマに3年間研究活動に取り組み始めに子供ありきの理念をもとに、生活科、総合的な学習の時間を中心とした研究さ、成果を発表いたしました。

桜町小学校の実践は、教師が知識や技能を伝達し、児童に習得させるというのではなく、子供自身が自らの課題や学び方に出会い、教師とともに解決していくという探究的な学びの具体を示したものでございます。

また、学習過程において、子供たちは広く地域社会に目を向け、他者と協働し、自己の生き方や関わりについて考える経験を積むことでそれぞれの未来を実現するための資質能力が育成されていると認識しております。

これらの取り組みは、世田谷区子供の権利条例を学校現場において具現化した姿の一つであり、意義深いものであると捉えております。

次に、今後の広げ方に落ち着いてでございます。

桜町小学校は授業改善をテーマに研究を進めてきましたが授業のあり方のみならず、キャリア教育やカリキュラムマネジメント、児童の主体性や自己管理能力等の非認知能力の育成にも及ぶ幅広い研究となりました。

教育委員会では、授業改善、非認知能力の育成、魅力ある学校学び舎など、研究指定を幼稚園小学校中学校にわたって計画的に行い、桜町小学校を含めた各公演の成果や実践が区内に広がりつつあります。

また、教員が希望制で参加し、研究を行うワーキンググループを探究的な学び、キャリア教育ICTの3分野で設置し、子供主体の学びや教員の支援のあり方をボトムアップ型で提案する取り組みも行っております。

次年度も子供が能動的な学習者として学習を作り上げていく実践に取り組む学校が複数ございますのでそれらを支援するとともに、得られた成果を学校のみならず、地域や関係諸機関に向けた発信に努めてまいります。

以上です。

松本子供若者部長私からは、子供の権利の普及に関し、教育分野との連携についてご答弁いたします。

ご紹介いただきました。

初めに子供ありきという理念は、子供の最善の利益の保証や意見表明権の尊重といった子供の権利の基本原則オフと深く通じるものであり、重要な考え方であると認識しております。

子供分野と教育分野が連携して子供の権利の普及啓発に取り組むべく、子供若者総合計画の政策にも子供の権利学習の推進を位置づけておまして今年度から区立小中学校で子供若者部と教育委員会が共同で作成した資料をもとに、校長や教員が児童生徒に対して権利学習を行う取り組みを開始しております。

また新たに今年度から発足しました。

子供の権利委員会でも、第1期の調査テーマを、子供の意見や思いの表明についてと決定し、今後、教育委員会の協力も得ながら、区立の学校を含む関係機関や子供の意見表明権の保障の状況等を評価検証していく予定です。

こうした取り組みを子供分野と教育分野の双方が共通理解を深める契機とし、分野を超えた連携をより一層強化しながら、学校経営現場も地域社会も、ともに子供の権利が尊重される文化や環境の実現に取り組んでまいります。

以上です。

向山世田谷保健所長アタクシからは補填し活動につきまして2点お答えを申し上げます。

まず保健師活動の課題や今後のあり方についてでございます国の2040年を見据えた保健師の活動のあり方検討会では人口や疾病構造の変化も踏まえながら、地区に責任を持ち、ソーシャルキャピタルなどの地域資源を活用し、時代や地域性に柔軟に対応できる保健師活動の必要性が示されました。

また、当区におきましても取り組んできた重層的支援体制の整備や相談支援の質的向上とともに、支援に驚異的な方の対応など新たな行政需要への対応が求められております。

国は、対象別の多様な相談機関や庁内窓口があり、専門的な対応が可能な一方で、制度のはざまにある事例や、依存症など長期的支援を要する方々の把握担当所管変更によって保健師が長期に伴走しながら関わり続けることが困難な側面がございます。

また、保健医療福祉の分野が横断的かつ予防的な視点を持って活動や地域のインフォーマルサービスとの連携が進めづらいという課題もございます。

保険者は全区民を対象に、地区の健康度向上を目指し、予防的視点と地区診断機能を持って活動する専門職です。

2040 年に向けて日々の活動や統計データを活用して健康課題を予測しながら、当事者や家族を支え、地域に根ざした多様な活動を展開する必要があります。

一方丹生区 10 年未満の保険者が 6 割であるなど職員構成のアンバランスもあり人材育成体制の強化に取り組んでいるところです。

今後とも、保健師の人材育成と地区担当制による活動さえ体制の強化に取り組んでまいります。

次に災害関連死の予防との関連で保健師活動についてお答え申し上げます。

災害関連死とは、避難生活等における身体的心理的負担による死亡をさし東京都では、災害関連死は直接値の 3 倍に上ると推計しています。

区は、関係団体や区民と協働して、平時から、その定年に繋がる活動に取り組むとともに、発災時にはフェーズに応じた実践活動へ移行することが重要な責務と認識しております。

災害関連死の要因には、避難所生活におけるトイレや食事など紀南環境の影響の他高血圧や糖尿病などの慢性疾患の治療服薬中断等による病状悪化。

身体活動量の低下に伴う生活不活発病などが挙げられます。

災害関連死の予防には、避難所での感染症予防や体調変化の早期把握、療養相談などの健康管理、体操や口腔ケアによるフレイル予防の啓発、慢性疾患の良好な関係コントロールを含む地域医療福祉との連携が含まれます。

また、他自治体の保健師や災害支援ナースの応援派遣に対し受援体制の整備と訓練による検証も不可欠です。

災害関連死は不正によるしであることから具体的かつ効果的な区民啓発や避難所巡回訓練等を実施して課題を抽出改善する PDCA サイクルによる検証の結果災害対応マニュアル等に反映させ、実践力の向上と標準化に努めてまいります。

私からは以上です。

青木施設営繕担当部長私からは今後の公共建築物のあり方につきまして 2 点ご答弁いたしますまずにあり全部達成の意義と創エネを含む今後の取り組みについてです。

区は 2050 年までに CO2 排出量実質ゼロを目指すことを表明しており公共建築物において、世田谷区公共建築物全部指針を令和 5 年 12 月に策定し、新築改築する場合には、リアリズムが達成できる水準を目指すこととしております。

2 割全部の実現に向けましては、建物の断熱性能の強化などによる省エネ化に加え、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる総エネ化が不可欠となります。

一方で太陽光発電設備の規模が大きく、十分な設置スペースの確保が困難な場合や、発電量が多く、年間で自家消費しきれずに余剰電力が生じるといった課題もございます。

今後は次世代型太陽電池の新技术の動向に注視するとともに、民間事業者が発電設備を設置、所有管理する PTA 事業などの民間活用につきまして関係所管部と検討しながら、既存施設も含め、公共建築物の ZEV 化を一層推進してまいります。

次に、案件ごとに鉄筋コンクリート造と鉄骨造の比較を踏まえた検討が必要ではないか、と

についてでございます。

令和7年4月時点における区の公共施設は約7割が鉄筋コンクリート造、約2割が鉄骨造となっておりますが建物の構造形式は建物の用途や規模に加え、構造特性や敷地状況、コスト等を総合的に判断しながら選定しております。

一方で、昨今は建築資材の高騰や建設業の人材不足など、建設業界を取り巻く環境は厳しい状況となっております。資材調達や作業の効率性なども考慮する必要があります。

現在工事中の弦巻中学校につきましては、鉄骨資材の搬入がしやすい時期地であることに加え、現場での施工期間の短縮を図るために、鉄骨を採用しておりますが建物の断熱性を強化した省エネ設計とすることで、全部の水準を確保することが可能であることから構造形式の選択の幅はより広がるものと考えております。

また、現在国において、建築物のライフサイクルを通じたCO2排出削減の制度のあり方について検討が進められるなど、建築物による環境負荷軽減がより一層求められており引き続き様々な視点で最適な構造形式を選択するなど、環境に配慮した施設整備を進めてまいります。

以上でございます。

神尾りさ議員まず初めに子供は力についてですけれども同タイトルの本も出版されておりますが子供に関わる方に本疑念について知っていただくということは特に教育現場で子供の権利を尊重したアプローチをしていく上で、一助になると考えます今回の研究発表をきっかけとしましてこの理念の更なる普及啓発を改めて要望いたしますそして2点再質問いたしますまず保健師の地域活動についてご答弁をいただきました。

保健師の専門性をより一層生かし地域に根ざした活動をしていくためには、ご答弁にあったような保健医療福祉の分野横断的かつ予防的な視点を持った活動というのが必要不可欠です。

改めて保健福祉領域全体で保健師の専門性を最大限に生かすための体制の構築を求めますが保健師とそして福祉に携わる職員との連携を含めてどう進めていくのか伺います。

そして2点目公共建築物についてですけれども絵にあり全部達成のための建築の手法やそしてRC造と鉄骨造の比較などについてご答弁をいただきました遠くの施設全部第1課と第2課にわかれておりますが以前は第一家が回収第2課が改築を担当しておりましたけれども現在は地域分けとなっておりますこれはあのスペシャリストよりもジェネラリストの育成に重きを置いた体制であると察します。

しかし昨今の物価高騰や人材不足、環境問題やDXなどに対応するためには職員を技術力や専門性そして新たな挑戦への気概を持ったスペシャリストとして育成していく組織力というのがより一層問われると考えます改めて区の見解を伺います。

田中保健福祉政策部長再質問にご答弁いたします。

保健師は、地区に根ざした活動基盤とし、保健医療福祉の各領域が抱える複合的な課題を的確にとらえ、横断的に対応する専門職であると認識しております。

こうした専門性を最大限に生かすためには、まず、保健師が担う役割を明確化し、ケースワークを担う職員との役割分担を再整理することが不可欠であると考えております。

保健師には、医療面のアセスメントに加え、地区を横断的に担当することで、住民や関係機関との間で、地区全体の支援体制を構築する役割が期待されます。

こうした機能を十分に発揮するためにも、保健師と福祉職など、ケースワークを担う職員双方の専門性を高め、互いに補完し合う人材育成が重要であると認識しております。

今後は、保健師の取り組みと並行して、ケースワークを担う職員 1 人 1 人の知識や対応技術の底上げが不可欠であり、専門性向上体系的な研修実施や配置計画などを進めてまいります。

以上です。

青木施設営繕担当部長私からは、職員をスペシャリストとして育成していく組織力についての再質問にお答えいたします。

今後学校施設の年産改築などによる業務量の増加が見込まれる中その職務に関わる新しい基準や技術などに精通し、精通した職員の人材育成と円滑に業務を遂行できる組織体制の強化が重要であるものと認識しております。

施設営繕担当部では、これまで業務、営繕業務の経験豊富なベテラン職員による研修の実施や各種講習会への参加などを通じて職員の技術力向上や専門知識の習得に努めており、今年度からは工事における DS DX 化を推進し、業務の効率化にも取り組んでいるところでございます。

また、施設へ整備を担当する施設営繕第 1 課と第二課は、令和 3 年度から地域担当制として改築と改修の両方をの業務を担う体制としておりますが業務量のバランスを取り入れながら取りながら限られた人員の中で技術力を発揮できる体制作りを努めております。

引き続き、実務経験の積み重ねにより、能力や知識を培い、職員 1 人 1 人が、高い専門性を有したスペシャリストとして活躍し、組織力の底上げが図られるよう、技術の継承と人材育成に取り組んでまいります。

以上です。

神尾りさ議員はいしっかりと取り組みを進めていってください。

以上で終わります。

以上で、神尾りさ議員の質問は終わりました。

次に、10 番木内優子議員木内優子議員本日は、自転車の青切符制度の啓発強化について伺ってまいります。

私がこれまで幾度となく質問と提案を重ねてまいりました。

自転車への反則金制度、いわゆる青切符制度は、いよいよ本年 4 月から施行される。

この制度導入を前に凶器公的機関が実施をした自転車ルールの浸透率の調査によると、傘差し運転の禁止などの認知度は 7 割から 8 割と高い一方で、雨天時の実態調査では、依然として多くの利用者が傘をして運転をしております一方で、ルールの認知そのものが著し

く低いケースも見受けられます。

例えば、歩行者に対してベルを鳴らすことの原則禁止をしている人は3割から4割にとどまっており、むしろマナーだと誤解している操作存在します。

また、一時停止の遵守についても実際の履行率は1割から2割程度という極めて低い。

調査結果も出ておりますさらに懸念されるのは、制度そのものの周知不足最新の調査では、青切符制度の認知度は全体で約6割ですが、特に高校生などの若年層では約4割にとどまっております。

青切符の対象は16歳以上であり、高校生も含まれることから、若年層への周知は喫緊の課題です。

そこで、制度施行が目の前に迫った今、区として、あらゆる機会を捉え、青切符制度の内容はもとより、誤解の多い交通ルールについても強力的に啓発すべきと考えますが、区の見解をお伺いをいたします次に、幼児向け、デンマーク式の自転車安全教室について伺ってまいります。

交通事故全体の約5割が自転車が占める事故自転車の事故の割合を減らすためには、社会人向けの自転車の安全対策はもちろんですが、この先10年、20年を見越して、子供の頃からの自転車安全教育が重要であることはいうまでもありません。

特に未就学児からの自転車の安全教育が大切であります。

そこで、栄氏や吹田氏、金沢氏、杉並区など、他の自治体では、未就学児を対象としたデンマーク式自転車交通安全教室を行う自治体が増えてまいりました。

自転車先進国デンマークのサイクリスト連盟が開発をした子供向け自転車教育プログラムデンマーク式自転車ゲームは、遊びながら学ぶがコンセプト。

ゲームを楽しみながら、バランス感覚、運転スキル、協調性、気化器回避能力を自然と身に付けることができるプログラムで日本でも自転車の乗り方とルール、両方学べることから人気のキックバイクを使用しており、ペダルを漕ぐ工程がなく、自転車に乗れない子も参加できるのが特徴であります。

まず、ゲームを通してバランス感覚や空間認知能力を養いながら、スピードや、進む方向を自由にコントロールし、障害物を避けたり、安全に止まることを効果的に学習します。

また、自転車の乗り方だけでなく、実際の交通状況下における歩行者や信号などへの対処方法を次点されると合わせて学び、学習できます。

さらに、このプログラムを通して社会性や自立を促す要素も込められており、遊びながら学ぶ人間教育の一歩と捉えた工夫がプラスをされております。

堺市では、地元の自転車メーカーの事業者と自転車の安全利用および利用促進に関する協定を締結し、競艇事業の一つとして、堺市内の保育園やこども園時にキックバックを使用した、遊んで学べるデンマーク式自転車交通安全教室を実施をしております。

世田谷区でも、保育園、幼稚園でのデンマーク式自転車交通安全教室を実施し、自転車の安全期対策に寄与していただきたいと考えます。

この見解をお伺いをいたします。

次に、交通不便地域対策について伺ってまいります。

高齢者の方にとって、福祉的観点から、交通不便地域の交通手段は喫緊の課題であります。私は、今後の交通の不便地域対策として、例えば、路線バス、オンデマンドバスシェアサイクル市やスクータータクシーといったように、様々なモビリティを提供し、交通手段の選択肢を増やし、それぞれのモビリティを連携することが必要と

思います。

まずは、世田谷区の見解をお伺いいたします。

次に、路線バスの廃止路線を食いとめ、既存の路線バスの維持を目的として、今回、世田谷区は、路線バス事業者への金銭的な支援を実施をする予定であります。

運転手不足による路線バスの廃止路線を食い止めるため、自動運転バスの導入を開始する時期に来ているのではないかと考えます。

民間路線バス事業者に金銭的支援をする代わりに路線バスへの自動運転バスの導入を提案していただきたいと考えますが、世田谷区の見解をお伺いをいたします。

次に、オンデマンドバスですが、砧地域の本格運行を皮切りに、音出ます。

オンデマンドバス全地域の導入を求めます。

区の見解をお伺いをいたします次に、シェアサイクルシェアスクーターですが、免許返納により、高齢者の方の移動手段として、民間シェアサイクル事業者が高齢者ように、安全な電動車やスクーターを開発をしております。

今後、さらに民間シェアサイクル事業者と連携を強化し、高齢者用紙やスクーターを導入することで高齢者の方の交通手段の一助となると考えますが、世田谷区の見解をお伺いをいたします。

最後に、タクシーとの連携について伺います。

お隣渋谷区では、渋谷区と5による渋谷区デマンド交通実証実験が9月1日にスタートしました。

特に、渋谷区との区境にお住まいの方から笹塚駅に大々的にせず、渋谷区とタクシーとの連携のポスターが貼ってあって内容を知った世田谷区も実施した額でも実施をして欲しい旨の声をいただいております。

このサービスは号が運営するタクシー相乗りサービス後好みを活用した実証実験で、高齢者や妊婦などの交通弱者に対して、利用料の補助を行っております。

運行エリアは渋谷区北西地域在住者料金は通常のタクシー乗車時の約5割から6割程度で同乗人数に関わらず事前に確定。

対象者は、対象エリア内の在住の高齢者、障害者手帳所持者、妊婦、子育て世帯で400円の電子タクシーチケットを1ヶ月あたり最大20枚まで毎月発行するとのことであり

ます。

今後、世田谷区でも、オンデマンドバスを運行できない地域への導入を検討してみてはいか

がとかと思います。

世田谷区の見解をお伺いをいたします。

次に、お悔やみコーナーについて伺ってまいりますお悔やみコーナーとは、身近な方を亡くされた際、ご遺族の負担軽減を目的に、死亡届を行うために専用の窓口を設け、状況に応じて区役所でできる範囲の必要な手続きを抽出し、申請者作成の補助受付関係する会の案内などを行うものです。

ワンストップサービスが提供する店で利便性が高く、素晴らしいと考え身近な方が亡くなった後の手続きに関しては、区役所に関する場合は、区民税の還付介護保険の被保険者証の返納、保険料還付、障害者手帳の返納、葬祭費申請などがありますが、その他に、民法の規定による相続手続きもございます。

この相続手続きは、区役所ではできません。

相続手続きには、一般的に5ヶ月から長くて1年くらいかかる場合があります。

具体的には、イゴンの有無、実質少々本の場合には、裁判所による検認後がない場合には、遺産分割協議書の策定、作成日相続人の出生から死亡までの戸籍収集、相続人戸籍法定相続情報一覧図の作成、銀行、証券会社などの口座特定と名義変更相続登記など様々な手続きがあり、煩雑です。

また、法的に行使できる権利、例えば相続放棄は、相続の開始を知ったときから3ヶ月、相続税の申告10ヶ月、遺留分侵害請求権の行使は、相続の開始と、遺留分を侵害する贈与遺贈があったことを知ったときから1年といったように祈願期限が決まっているものがあり、案内も必須この一連の相続手続きを終えて初めてお亡くなりになった後の手続きが終了することになります。

1人がお亡くなりになった後の手続きをワンストップで行うためには、世田谷区役所での手続きに加えて、法律の専門家である行政書士など事業との連携が欠かせないと考えます。他の自治体、例えば品川区では、行政書士が、お悔やみコーナーの業務を業務委託しております。

世田谷区でも行政書士との連携を行い、お亡くなりになった後、ご家族の方がスムーズに手続きができるよう体制を整える必要があると考えますが、見解を伺います。

また、終活支援センターへの周知や連携も必要と考えますが、その点も、世田谷区の見解をお伺いをいたします。

最後に関障害者の方のスポーツのイベントについて伺います。

スポーツは精神的、身体的な健康のためにもとても良いと考えます。

また、スポーツを通じてチームの心が一つになり、人間形成の観点からも大切と考えます。私自身、6年ほど前から、知的障害者の方のバスケットのコーチをしておりますが、幾度となく皆が一つになる瞬間を実感をしてきました。

一方で、特に成人の知的障害者を対象としたスポーツ教室やイベントが少ないことが現状としてあります。

そこで例えば目黒区が開催をしているような、知的障害のためのバスケットイベントを、白髪薬でも開催し、障害者の方のためのスポーツの機会を増やしていただきたいと考えます。見解をお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

鎌田土木部長、私からは3点ご答弁いたします。

まず自転車の青切符制度の啓発強化についてでございます。

改正道路交通法により、交通反則通告制度、通称青切符制度が施行される令和8年4月に向け、区はこれまで区内4警察署と連携し、青切符制度の理解促進に努めてまいりました。制度開始を見据え、区のお知らせせたがや3月1日号では、青切符制度の罰則内容を改めて掲載するなど、広く区民への周知を予定しております。

また青切符制度の対象者は16歳以上であることから公立中学校、高校、大学に特に重点的に周知するとともに、誤解の多い交通ルールの不ルールも含め、わかりやすいパンフレットを作成、配布するなど、交通安全向上への対応に努めてまいります。

次に、デンマーク式デンマーク式の用地向け自転車安全教室の教室の実施についてでございます。

未就学児を対象としたデンマーク式という教え方は議員お話しの通り、自治体での実施実績があることを区も把握しております。

杉並区での参加者からは、各プログラムで安全行動を体験し、学べる点などが好評であった。一方、出産日である新杉並区からは、対象が未就学児のため、交通ルールやマナーなどの理解が不十分であったと伺っております。

また、区では次実施会場の確保などの課題もございます。

区といたしましては、未就学児が交通ルールなどを理解しやすいよう、学びの工夫をするなど、内容の検討や実施会場となりえる公園施設、保育園や幼稚園堰堤の利用の可能性も含め、実施に向け、関係部署と協議を進めてまいります。

最後に、交通不便地域への高齢者良哉氏やスクーターの導入についてでございます。

区と協議協定を締結しているシェアサイクル事業者から新たな利用者層の開拓として運転免許が不要で座りながら運転できるマイクロモビリティを開発し、シェアサービスとして導入を検討することを伺っております。

高齢者も含め利用する際の選択肢が増えることが期待できる一方、実際に公道を走行するには、道路交通法の遵守やマナーの周知徹底利用者が安全に使うことができる。

車体性能の確保といった課題があると認識しております。

区は今後、事業者が開発を進める新たなマイクロモビリティについて情報収集に努め、区の道路や交通環境との親和性なども含め、研究してまいります。

以上でございます。

どのした道路交通計画部長私からは交通不便地域対策に関する質問につきまして4. 順次お答えいたします。

まず交通手段の選択肢を増やすことについてでございます。

区では公共交通不便地域対策を推進するにあたり各地域住民と区が協働しながら、公共交通不便地域にお住まいの方の移動手段を増やすために地域特性に合致した新たなコミュニティ交通の導入に向けて具体的な取り組みを進めているところです。

新たなコミュニティ交通の導入に当たっては地域ニーズを十分に把握する他、既存のバス停やシェアサイクルなどのポートの乗降地点の活用を視野に入れるなど交通ネットワークの確保、拡充に繋がる様々な交通システムの構築が重要と考えています。

区といたしましては、コミュニティ交通とシェアリング型の移動サービスなど、様々なモビリティを調和させ、移動手段を複層的に整備することで誰もが安全安心快適に移動できる交通環境の実現に努めてまいります。

次に自動運転バスの導入支援をすべきとの質問にお答えいたします。

江波戸バス運転手の不足による減便廃止は区民に大きな影響を及ぼすことから路線バスの維持は喫緊の課題と認識しており、その対応として民間バス事業者への支援を実施するものです。

これは運航継続が困難な路線の維持を目的とした緊急的な措置であり、まずは現行の運行水準を確保することを最優先に取り組んでまいります。

一方で自動運転サービスは運転手不足対策として期待が大きい技術であり区内では、昨年5月に東急バス株式会社が、用賀駅周辺において、自動運転レベル2の試験運行を実施しており、今日は、道路環境整備において、連携して取り組んでいます。

今後も自動運転バスの導入を視野に入れた自治体の先進事例なども参考にしながら、バス事業者等とともに、導入可能性について検討してまいります。

次にオンデマンドバスの全地域導入についての質問にお答えいたします。

公共交通不便地域は道路幅員が狭く、大型車両の通行が困難なエリアが多くを占め、既存の路線バスの走行が難しいという地域特性がございます。

そのため、砧モデル地区では、路線バス車両よりも小回りの利くワゴン車両と効率的な運行を可能とするデマンドシステムを導入して実証運行に取り組んでまいりました。

砧モデル地区に続き、他の重点検討地域におきましても、実証運行での成果などをまとめた世田谷区コミュニティ交通導入ガイドラインに沿って、地域住民との協議を丁寧に進め、取り組んでまいりました。

既に4ヶ所の競技会が立ち上がるなど、地域の取り組みに関する期待は高く、引き続き公共交通不便地域対策の推進に向けて全力で取り組んでまいります。

最後にタクシー事業者と連携して新たな移動手段を確保すべきとの質問にお答えいたします。

公共交通不便地域対策として、タクシー事業者と連携する取り組みは、都市部における新たな移動サービスとして有効な手法の一つであると認識しております。

拓がスマホアプリによる予約やキャッシュレスキャッシュレス支払い限定のタクシー事業

者を利用したシステムを導入する一方、砧モデル地区では、スマホ利用にスマホ利用に不安のある方にも配慮できるよう、電話予約にも対応し、誰もが円滑による利用できる体制を確保しております。

今後は先進的な手法を用いる他区の動向も注視しつつ、地域主体の枠組みによる移動手段の確保に取り組むことで持続可能で、地域の特性に適したコミュニティ交通の導入を着実に進めてまいります。

私からは以上でございます。

菅井地域共生部長私からは 2 点についてご答弁いたします初めにお悔やみコーナーにおける相続手続きについてです。

区は、ご遺族の負担軽減を目的に亡くなった方のご遺族の状況に応じまして区役所内の必要な手続きを抽出し申請書等の作成補助や書類等のお預かり関係所管への案内等をワンストップで行うお悔やみコーナーにつきまして令和 9 年 1 月以降の設置を目指しておりますご遺族に寄り添い、利便性も考慮し区では取り扱いができない手続き等に関しましても、ご相談を受け付け、可能な範囲となりますがご案内をすることを想定しております。

議員お話しのお悔やみコーナーにつきましても今後新たに作成するがガイドブックにわかりやすく掲載するとともにご相談者の要望に応じまして専門的な知識を有する行政書士会等へ繋げる工夫や、町内で定期的実施している行政書士等の相談をご案内するなどご遺族の不安や負担の軽減に繋がるよう遣唐使てまいります。

次にお悔やみコーナーと歌唱終活支援センターとの連携についてです。

区が開設を進めております歌唱終活支援センターとお悔やみコーナーの連携につきましては就活の場面からお亡くなりになった後においてもご利用者やご遺族等の不安や負担を軽減する取り組みとして大変有効であると認識してございます。

今後、終活支援センターの所管部である保健福祉政策部や受託先の世田谷区社会福祉協議会と例えば終活支援センターでのご利用者に対する総合相談や終活講座へ普及啓発などの機会を捉えましてお悔やみコーナーを紹介していただくなど、知っていただきそして利用に繋がるような連携につきまして、具体的に調整を進めてまいります以上です。

長谷川スポーツ推進部長私からは知的障害者のためのスポーツイベントについてご答弁いたします。

区では、これまでスポーツ推進計画に基づき、パラスポーツや、ユニバーサルスポーツの推進取り組んでまいりましたが議員ご紹介の規定し、知的障害者のある方がバスケットボールを楽しむイベントのように障害のある方がスポーツに親しむ機会の創出も重要であると考えております。

区は、障害のある方が、気軽に楽しむことができる楽しいパラスポーツ広場や車いすバスケットボール体験等の取り組みを実施しております。

今後も、関係団体やスポーツ振興財団等と連携し、誰もがパラスポーツや、ユニバーサルスポーツに取り組める環境作りに引き続き取り組んでまいります。

以上です。

ひうち優子議員の答弁をいただきましてありがとうございます。

続きは予算委員会で質問してまいります。

以上で質問以上で樋口優子議員の質問は終わりました。

次に、46番ひえしま進議員議長 46番ひえしま進議員以下は通告に基づき質問いたします。

初めにさきの決算特別委員会でも取り上げました民泊について伺います。

そもそも私は民泊の導入にあたっては慎重であるべきという立場で、条例制定時も反対をしております。

民泊事業の申請件数は年を追うごとに増加し、それとともに騒音、ゴミだしなどによる区民からの苦情件数も増えていることは周知の通りであります。

このことは各自治体共通の課題となっており、全国の民泊の半数弱が集中する23区において、新宿区や墨田区、豊島区など各国で規制や厳罰化に向けて取り組みが進められております。

同様に世田谷区も早急に条例改正を行うべきで、あります。

世田谷区においては、民泊は年間180日を超えない範囲で営業を認められていますが、旅館業として届け出れば、通年で営業できるようになるなどメリットが大きいことから業者による民泊から旅館業への転換も年々増えております。

旅館業法においては周辺住民への周知やフロントに常時人員を配置する必要もまた最低客室数の基準なども設けられておりません。

こうしたことから民泊規制が骨抜きになっている現状があり、これについても対策が急務で、あります。

世田谷区の静穏な生活環境は絶対に守られなければなりません。

先日の福祉保健常任委員会での報告によれば、昨年12月末時点で民泊事業、旅館業合わせて66件の苦情が区に寄せられたとのことで、前年度を大きく上回っております。

しかし、区へ苦情を言っても対応が遅い業者への指導が甘いなどの区民からの不安の声をいただいております。

泣き寝入りしている区民を含めると、苦情の実態は報告の数字よりもはるかに多いと思われれます。

中にはタバコの不始末などによる火災を心配するご意見もいただいております。

こうした苦情について区はどのように対応を改善してきたのか伺います。

また所管課において迅速に対応するための人員が不足している現状を踏まえると、区職員だけでなく民間委託も一つの選択肢になるのではないかと考えますが見解を伺います。

そして決算特別委員会において条例改正を求める私の質問に対し、区長には前向きな答弁をいただいたと認識しておりますが、条例改正に向けて具体的にどのように取り組んでいくのかお示しください。

次に沢村営業についてです。

昨年 12 月に港区赤坂の個室サウナで火災が発生し、30 代の夫婦が亡くなるという痛ましい事故が起きました。

この施設は非常ボタンが作動しなかったことやサウナの出入口がドアノブ式だったことなど安全上の問題が指摘されております。

私の周りにもサ活と称してサウナでリフレッシュする区民が多くいますが、ニュースを見て活動を控えるといった方もいました。

今日は安全性を確保するために佐村事業所にどのような指導を行っているか伺います。

次に家庭ゴミの有料化についてお聞きします。

先般小池都知事が記者会見においてゴミの発生抑制のために、都民の行動変容を促すの狙いからゴミ袋の有料化を 23 区で進めたい旨の発言がありました。

区民から疑問の声が届いており私も反対で、あります。

現在都内では多摩地域で 40L のゴミ袋が 1 枚 60 から 80 円で販売され、有料化が実施されております。

小池知事によれば、多摩地域でゴミ減量に一定の効果があつたとのことですが、多摩地域と 23 区とではゴミ処理に関する歴史が違いますし、そもそも住環境が大きく異なります。多摩地域は大半が戸建てですが、世田谷区では戸建てだけでなく、集合住宅や店舗も数多く存在しています。

有料化はコスト増大を理由にした不法投棄が増えるおそれがあり、違反ゴミを取り締まることになると FOMA ない労力と莫大な出費を強いられることとなります。

何よりも昨今の物価高騰が家計を逼迫させる中、更なる負担を区民に知ること事実は事実上の増税であり、ゴミ有料化は区民生活の実情を無視した乱暴な政策であると考えます。

特別区長会の会長である吉住新宿区長は有料化は 23 区で一斉に始めるのが望ましいとの発言をされていますが一方で合意形成のハードルが高いとの認識も示しております。

ゴミ有料化について世田谷区の見解を伺います。

都の環境局廃棄物審議会の資料などによれば、23 区のゴミの排出量は年々減少傾向にあり、ゴミを有料化しなくても、既に 23 区は減量に成功しています。

世田谷区ではこれまで、ゴミ減量のために、区民の行動変容を促す努力を積極的に行ってきたと認識しており、その成果が表れていると考えますが具体的にどのような取り組みをしてきたのかということと、今後の施策についてお聞きをします。

効果的な取り組みの一つに教育現場での啓発活動が挙げられます。

子供だけでなく、子供からの監査によって大人の意識変革行動変容を促すきっかけにもなります。

併せて五味教育についても伺います。

次にデジタル教科書についてです。

国の中央教育審議会はデジタル教科書を正式な教科書として位置づける案を了承しました。しかし保護者から専門家から視力の悪化や記憶力の低下などを心配する声が上がっており

ます。

既に導入していた国保などでは紙の教科書へ戻す動きもあります。

私はデジタル教科書の導入には慎重であるべきで紙の教科書を残すべきと考えますが、デジタル教科書の現状と評価。

また今後の活用と導入の方向性について区の見解をお聞きします。

最後に衆議院選挙に関してお尋ねします。

高市総理による突然の解散は様々な方面に大きな影響を及ぼしました。

世田谷区に関してはコミュに普及で準備に与えられた戦艦を始め、応援に入られた区職員の皆様のご尽力には頭が下がる思いであります。

とりわけ解散総選挙が世田谷区の新システムへ移行したタイミングと重なり、投票所入場整理券が従来の封書からはがきへの郵送へと変更を強いられ、期日前投票の開始日には届かない時代となるなど、対応にはご苦労されたと思います。

そのような中でも投票済証を受け取った方からデザインがまた新しくなっていて嬉しいとの声が届いており、また小さなお子さんには来場記念シールが配布されるなど、区民には好感を持って受け入れられているようであります。

パネルを御覧くださいこういったものが配布されました。

こうした取り組みが少しでも投票率向上に資するものとなればと願っております投票済証は私が提案させていただいてから選挙のたびごとにバージョンアップが図られていて感謝をしておりますが引き続き、区民の期待に応えるものとなるよう、更なる高みを目指してたゆみない工夫をお願いするものであります。

見解を伺います。

選管が困難を耐え忍んで奮闘している一方で、保坂区長は高市総理の降る前に不満爆発であります。

総理が解散を表明した直後の1月19日、保坂区長を始め岸本杉本区長ら5人は連名で衆議院解散に伴う自治体首長の緊急声明を公表し、他自治体の首長に賛同を呼びかけました。

このことはマスコミで大きく取り上げられました。

声明では総理の急な解散によって自治体運営に大きな影響が及ぶと指摘し政権による解散権の行使のあり方、乱用を防ぐための制度や議論を社会全体で改めて行うことを強く求めるというものであります。

趣旨は理解しますが、なぜいつもの輪ネットのお仲間による生命なのでしょうかせっかく世田谷区長の立場で問題提起するのですから、まず23区長に呼びかけて、それから声明を公表すべきだったのではないのでしょうか。

案の定、いつもの左派グループのパフォーマンスを受け取られたのか。

1月22日現在、賛同したのはたった10人の主張にとどまり、東京の主張は1人もいません。

さらに、保坂区長は高市総理がNHKの討論番組を欠席したことについてXでドタキャン

と非難続けて以下引用します。

選挙期間中の唯一となるかもしれない各党党首との議論から姿をくらました高市首相、もし衆院解散をしていなければ、統一教会と自民党および地震の関係について、野党からの質問を受けて枝の予算委員長の采配のもとでどうなっていたことかと書いてポストをしています。

別のポストでは高い位置に下駄のハッシュタグを付けるなど、念の入れようであります。高市総理は遊説中、持病のリウマチに起因する手首の負傷が原因で欠席したとのことですが、区長の言動は自分が嫌いな人物なら何を言ってもよいというように受け取られかねず、これはいじめをする人間のメンタリティに通じるものであり、いじめそのものを助長しかねません。

速やかに謝罪撤回すべきと考えます。

急な解散で迷惑をこうむるのは、区民であります。

ですから区長は政治家としてのパフォーマンスを最優先にするのではなく、他自治体の首長が行っているように、一番先に区民に現状を説明し、スムーズな投開票が行えるよう関係各所に心を砕くべきではないでしょう。

国にたてつく政治家としてのパフォーマンスは二の次にすべきであります区長の認識を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長秀島議員にお答えをいたします総選挙をについての緊急声明についてでございます。

まず行政の長として1月9日の解散報道を受けまして、翌朝から選挙管理委員会を始めとした関係部署に指示をしいたしましてその後もその都度連絡を受け無理な状況での執行に全力を尽くし、また様々な店での進捗状況をの報告を受けてきました。

その上で私は今回の衆議院選挙は誰もが予想しない予算審議の前に極めて短期間に選挙の準備を求められることで実際実務を支える自治体の行政運営や職員の業務量、働き方を兼ね当然休日返上で各自治体ともやったわけです。

マツダ大変大きな負荷を追う思っているということに強い懸念と疑問を抱きました。

さらに今回の事態を契機として日本国憲法7条に基づく、いわゆる7条解散と言われる週による解散権の行使のあり方について70年代には当時の堀茂議長が70解散の政局による乱用は戒め国会で大きな対立があり、立ち往生してしまったとき、あるいは重要法案が否決されたなどの要件をいくつか挙げてですねその際に行使は認められるけれども、みだりに代表すべきではないという提言をした経緯もございます。

その後選挙のたびに議論になっていることですが今回の解散も振り返りここはやはり、社会的に検証議論を押ししていくべきだろうと思います。

これは本当に短い間の出来事でしたから副部長有志として意見交換した上で緊急声明を作成し、すぐさま発してその数日間の間賛成を押ししてくれた組長が参道になってくれたとい

うものでございます。

次に、討論会欠席時の高橋総理についてのポストについてでございます。

私の X のアカウントは政治家保坂展人としての活動や発言にとして発信をしているという部分でありまして世界情勢や国内政治経済社会、様々な状況を発信しコメントするとともに、もちろん世田谷区民に向けて区の公式アカウントによる重要な情報例えば今回ですと、その波形になりますというようなこともご紹介はしております。

ご指摘のですね私の見解はつまり討論会の欠席に関するですね。

高橋総理の政治家としての姿勢を懸念した発言でありましてこれを聞いたときまづは体の怪我や不調は十分企業静養されることを願っておりました。

ただその当日ですね。

スタジオでの欠席の直後から地方遊説のハードスケジュールは全部こなされていたということで観てからもその後健康上の問題は、特にないというようなことでもありました。

公開の大討論の機会を持つべきだという立場で発したものであって、いじめをする側のメンタリティやいじめの助長ということには当たらないと考えております。

自らが判断し、突然に設定した解散総選挙に関してこの選挙が何のために行われるのか、期間中唯一の公開討論の機会とも思われる。

極めて重大な機会だったと思いますその後もですね再設定することも可能だったと思いますが、これが行われなかったのは民主主義に基づく選挙として極めてそこは残念だったと思っております。

以上です。

向山は世田谷保健所長私からは保健所の所管のに関連いたしまして順次お答えを申し上げます。

まず民泊。

旅館の大関連のお尋ねでございます騒音やゴミ捨てなどの苦情対応、火災予防の取り組みですが、昨年 12 月末時点で住宅宿泊事業、いわゆる民泊に関しては 497 施設旅館業 325 施設でございます旅館業は住宅宿泊事業で定められた標識の掲示の義務や営業日数制限等がないことから住宅宿泊事業から旅館のように変更する事業者もございます。

苦情件数は 12 月末時点で 66 件と、昨年度の 49 件を上回っております改札前の事前相談において事業者利用者への宿泊ルールの周知などの適切な運営や消防署への相談について指導し届け出申請時には消防署の指導を履歴の確認等を行ってございますまた区民からの苦情や相談があった場合には、状況をお伺いして可能な限り良い現場確認を行い、事業者指導を行っております。

次に条例改正に良い向けての検討についてお答えを申し上げます。

現在住宅宿泊事業、旅館業の施設の増加に伴って区民からの相談、苦情が増加していることや、他自治体の状況を鑑みると、区民の安心と静穏な住環境の確保のための検討が必要であるものと認識をしてございます住宅宿泊事業法制定時の外部有識者等から構成される検討

委員会を参考にして来年度、他自治体の規制強化や有料施設との連携等の事例を踏まえて、様々な立場の方からご意見を伺い、適切な運用のあり方を検討する予定でございます。ご意見をもとに、事業者の適正な運営、区民が安心、静穏な住環境で生活するために必要なことを明確化し、必要であれば、条例改正も検討してまいります。

次に厳罰化でございますとか映像首藤監督の体制の強化についてのお尋ねでございます。住宅宿泊事業の完了に関する苦情は騒音やゴミに関する内容が多いですが夜間である場合は施設開設前の事前相談や他の業務の関係上すぐに伺うことができず現場確認が十分できない場合がございます。

そのような状況は区民の不安の増大に繋がったり、今後、施設数が増加した際に苦情対応や他の業務への対応が不十分になるおそれがございます。区では来年度から苦情の現場確認迅速な対応や増加する事前相談業務に民間事業者を活用して職員が対応すべきいかんせん指導の充実を図っていく予定でございます。

最後に勇菜恵様の安全性確保についてでございます。区内でサウナ等が設置された旅館業許可を有する2施設、公衆浴場許可を有する55施設に対して安全対策の徹底について注意喚起をしました。

さらに東京都保健医療局と東京消防庁の連名の通知に基づいて区内にございます普通コース、公衆浴場とスポーツ施設を除く旅館業許可の2施設と、公衆浴場とかの20節に対して管轄消防署等を合同で実態調査を開始してございます。17日現在で5施設の調査が終了し問題のある施設はございませんでした。

今後廃止または廃止の可能性のあるご施設を除いて残り12施設については、今年度内に調査を予定でございます。

私からは以上です。

池田清掃リサイクル部長はい私からは3点、まず家庭ゴミの有料化についてでございます。環境負荷の軽減や処理コストの削減、最終処分場の延命化など様々な観点から、行政、区民、事業者がゴミの減量に取り組んでいくべきと考えており、そうした観点から、家庭ゴミの有料化は、多くの自治体が導入し、ゴミ減量に一定の成果を上げているものと認識してございます。

一方、区民の経済的負担の増加や手数料収入を上回る行政コスト増加の可能性など様々な課題もあり、23区側での議論もこれからという段階でございます。区といたしましても、有料化をゴミ減量や資源循環、資源循環を推進のための様々な選択肢の一つとして、引き続き慎重に検討研究を進めてまいります。

次にゴミの減量に向けた取り組みについてでございます。区では可燃ゴミの約3割を占める生ゴミや資源化可能な紙類の削減に重点を置き、生ゴミ堆肥化講習会やフードドライブの実施地域の越国海舟の会活動支援などによる区民の行動変容に取り組んでまいりました。

また新たな政策としてフードシェアリングアプリ事業者と連携した食品ロス削減や廃食用油を航空燃料に再利用する再生利用するフライト Fly プロジェクトへの参加を通じた廃食

用油の回収促進の取り組みを予定している他、生ゴミを堆肥化するコンポストの導入支援に向けた検討を進めており、効果的なゴミの減量と行動変容の促進に向け積極的に取り組んでまいります。

最後に、教育現場を通じた普及啓発についてでございます。

ゴミの排出抑制に向けた意識変容には子供の頃からの継続的な意識変位意識醸成が効果的であり、保護者の意識変容に繋がる波及効果も期待できることから教育現場における普及啓発は非常に重要であると考えてございます。

区では保育園や小学校に出向き、紙芝居による説明や体験学習用のゴミ収集車による積み込み体験を通じて子供たちに楽しみながらゴミについて学んでもらうとともに、事業でゴミについてより深く学んでもらえるよう、教育課程に合わせた環境学習用冊子を提供しております。

引き続き、学校現場との連携を深め子供たちへの普及啓発に重点的に取り組んでまいります。

以上でございます。

宇都宮教育総合センター長私からはデジタル教科書について2点ご答弁申し上げます。

まずデジタル教科書の現状と評価についてです。

現状、現在世田谷区では、学習者用デジタル教科書を全ての学校の小5から中三で英語半分ほどで半分ほどの学校で、算数数学を紙の教科書と併用して使用しております。

いずれの教科のデジタル教科書も感覚に働きかける豊富な資料が含まれるとともに、つまづきやすい部分を繰り返し、音声や動画で確認でき、1人1人が自分に合った学び方を試行錯誤することが可能であると考えております。

視力低下等、健康面での懸念は承知しておりますけれども、デジタル教科書は、様々な教育活動の中の一場面で活用されているものと認識しております。

次に今後の方向性についてです。

区がこれまで進めてきた。

各教科等における探究的な学びにおいては、子供たちがより自立的に学んでいくことを目指し、実践を重ねてきました。

デジタル教科書は、児童生徒の興味関心にこたえる資料が豊富であるとともに、2次元コードから発展的な情報へのアクセスができることなど今後、探究的な学びを質を高め、より高めていくことに有効であると考えております。

デジタル化上かといった二者択一ではなく、デジタル教科書を活用する際の教師のファシリテーションのあり方や、個別最適な学びの観点から、子供自らの学習スタイルや強化学習内容に応じて選べる環境を整えることが重要であると考えています。

今後とも、神デジタル双方の教科書の利点を生かした授業のあり方など、導入にあたっては、多面的な検討を重ねてまいります。

以上です。

吉永選挙管理委員会事務局長私からは投票済証と来場記念シールについてご答弁申し上げます。

投票済み証は、公民権を行使したことを証明する書面として、希望する選挙人に交付しており、また来場記念シールは、将来の投票参加を促すことを目的として、小学生以下のお子さんを対象に配布しております。

今回は急な選挙日程でございましたが、別の啓発事業で、事前に作成しておりましたリコーブラックラムズ東京のマスコットとコラボしたデザインを用いて、投票済み証と来場記念シールを作成いたしました。

SNS では好評の投稿もいただいております。

今後も本来の趣旨を踏まえながら、より多くの方に興味関心を持っていただけるようなデザインとなるよう、創意工夫してまいります。

以上です。

ひえしま進議員委員民泊についてですが指摘しました通り旅館業への転換が問題になっております。

旅館業法ではトラブルの際は、事業者が10分以内に駆けつけるルールになっていますが守られていないという実態がありますこの点についても質問したかったのですが時間がありませんので、予算特別委員会に移ります。

以上です。

はい以上で、ひえしま進議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

15 番関口恵理子議員議長、15 番関口恵理子議員通告に従い質問を始めます。

まず初めに、高次脳機能障害のある人への支援についてです。

昨年12月に高次脳機能障害者支援法が成立。

4月に施行されます。

思わぬ事故や病気等で脳を損傷し、記憶や言語、社会的行動に障害を負った人の多くがまだ若く、その後の何十年という人生を支えるためにできた悲願の議員立法です。

世田谷区における高次脳機能障害の支援は1989年に開設した区立総合福祉センターにて始まりました。

国のモデル事業などを受けながら、同一建物内に相談機能と訓練プログラム等を整備したことでそれぞれの専門職が双方向に連携を取り、当事者の困り感を迅速に支援に繋げる環境が整っていました。

支援者と当事者の深い信頼関係と、当事者同士の交流は、それまで健康だった人が、ある日突然障害と向き合いながら生きることになった戸惑い、不安、苛立ちを受け止める居場所としても重要な役割を果たしてきました。

しかし、2019年に区立総合福祉センターは廃止。

相談事業は、区立保健センター訓練は、東京リハビリテーションセンター世田谷と別々の建物に移行され、支援体制は、物理的に分断されてしまいました。

新法の基本理念では、1人1人発言が異なる当事者の困難さに対して医療保健福祉、福祉、教育、労働等に関する機関が緊密な連携をとって切れ目なく支援を行うことが示されています。

当事者、当事者家族の声を聞き、関係機関の連携体制が強化されることに大きな期待をいたします。

今後、国東京都から、具体施策が示されますが、既存施策の点検や多機関連携に向けての準備など、今できることに着手すべきです。

区の姿勢を伺います。

高次脳機能障害は、外見からはわかりにくく、診断ができる医師も少ないため、正確な人数の把握はできていません。

こんなに見合った適切な支援を行うために実態を把握することは不可欠です。

区の見解を伺います。

また、診断の難しさから、高次脳機能障害の自覚がないまま、困り感を抱えている当事者もいます。

例えば、カスタマーハラスメント扱いされてしまう人や子供への虐待など高次脳機能障害に起因するとわかれば、支援の幅が広がる可能性があります。

渉外部局以外でも理解を広げ、対応力を上げることが必要と考えます。

区の認識を伺います。

脳梗塞などの脳血管疾患の場合、発症時40歳を超えていると、原則介護保険サービスの利用となります。

40代で、高齢者向けサービスのみを利用することは現実的ではなく、障害福祉サービスを組み合わせた併用プランが非常に重要です。

しかし、高次脳機能障害の特性を理解し、就労等のライフプランに寄り添えるケアマネージャーは不足しています。

ケアマネージャーの資質向上を促し、併用プランを作成できる人材を育成する取り組みを求めます。

見解を伺います。

次に、学校現場における非常勤講師に対し、臭い、離婚している。

すいません。

次に学校現場における安全な職場環境の整備についてです。

区立中学校で生徒から非常勤講師に対し、臭い離婚している外字これは障害児のことだそうですねなど不適切な発言が長期間にわたり繰り返され、教員が適応障害で休職に追い込まれる事案が発生しました。

また、別の中学校では、生徒がタブレットを使って授業中に卑猥な画像を大型モニターに転送する悪質な授業妨害も起きています。

文科省の調査によると、全国国公立小中学校における暴力行為の発生件数は 12 万 3036 件、その内、対教師暴力は 1 万 5148 件で全体の約 12%です。

しかし、本調査の暴力行為の定義は、恋に目に見える物理的な力を加える行為とされており、先のトーク中学校に見られるような言葉の暴力、授業妨害はカウントされておらず、含めれば相当な数に上がることが想像できます。

熊本市教育委員会は、児童生徒から教員への暴力、暴言行為を深刻に受け止め、問題行動への対応の強化と教職員への支援を重点支援策として講じることを決定しました。

同市の小中校長会アンケートでは、小学 2 年の男子児童から死ね消えろいなくなれと言われ続けた担任が精神的に追い詰められたなど暴言の事例もあります。

昨年の第 4 回定例会にて、他会派から、子供から教員への暴力発生に関する質問に対し、区教委は子供同士の仲裁に入った際に起きたものであり、教師を狙った暴力は起きていないとの認識を示されています。

暴言も教員を脅かす暴力的行為だと認識している。

熊本市教委との違いは明白です。

教員から児童生徒への体罰等の不適切指導は厳しく規制が進んできました。

一方で、子供から教員への問題行動はうまく対応することが教員の力量として自身で解決せざるを得ない職場環境になっていないでしょうか。

心理的暴力も含めた、子供から教員への暴力の有無について、区教委の認識を伺います。

また、トラブルが発生した際には、学校として、当該教員を 1 人にしないととも、問題改善を図る体制が必要と考えます。

区の見解を伺います。

今回の事例で、もう一つ指摘したいのは、教員が非常勤講師だったことです。

雇用形態の違いによる教員間の階級意識が些細な言動となって現れ、感性豊かな子供の神作と観察力が非常勤講師を立場の弱い先生と認識し、不適切な言動が収まらなかった可能性は否定できないと考えます。

子供への影響と、教員の安全な労働環境に鑑み、教員間の階級意識を生み出さない学校環境作りを強く求めます。

見解を伺います。

最後に、災害に対応可能な清掃リサイクル事業のあり方についてです。

首都直下地震、首都直下地震等が発生した場合、本区の約 70%で震度 6 強の揺れが想定されています。

生活再建と衛生保持のため、発災後の迅速なゴミ収集は極めて重要です。

特に懸念されるのが、診療ゴミです。

国は下水道の安全が確認できるまで、水洗トイレの使用を控えるよう求めており、1 人 1 日

5回、3日から7日分の携帯トイレを備蓄することを推奨しています。

これを本区の人口に換算すれば最大 3300 万回分を超える膨大な量のし尿が排出されます。下水道の破損の想定は 10 から 30%と聞いていますので、段階的に水洗トイレの使用が進むとはいえ、看過できない量です。

しかし現行の震災復興マニュアルは、発災後 1 ヶ月程度までに道路や施設の復旧状況に合わせて段階的に収集運搬を実施すると示すに記すにとどまっています。

災害時職員行動マニュアルも直営職員の参集。

人数と収集開始時期が示されるにとどまり、大きな不安を拭えません。

能登半島地震の教訓から、携帯トイレのし尿ゴミはうん、圧縮式の収集車では内容物が飛散するおそれがあり、平積みのダンプ車が不可欠であることが明らかになりました。

本区のマニュアルでは、こうした車両確保や人的配置の具体的な想定が見えてきません。

ここで、杉並区が災害時のゴミ収集についてシミュレーションした資料を紹介します。

直営職員や洋上会社の参集率を週単位でシミュレーションをシミュレーションし、運搬に必要なダンプ車の運用にも踏み込んでいます。

私は世田谷区女性防災コーディネーターや避難所運営委員として活動していますが、現場の混乱を避けるには、こうした詳細なタイムラインをキーパーソンが知っておくことが必要だと考えます。

本区においても、具体的なタイムラインによるシミュレーションを実施し、実効性の高い行動計画を作成すべきです。

区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

清水副区長私からは、災害に対応可能な清掃リサイクル事業のあり方についてご答弁します。

大規模災害の際には、道路や集積所の状況、人員や車両等機材の確保状況などを考慮しながら、避難生活や復興を支えるための収集を検討してまいりますが、公衆衛生上の観点からまずは、生ゴミや使用済み携帯トイレなどに限定した収集からスタートし、段階的に範囲を広げることを想定しております。

時系列に応じたゴミの収集体制については、地域防災計画の一部である。

災害時職員行動マニュアルや震災復興マニュアルに記載している他、区全体で毎年度実施している図上訓練において、年度ごとに異なる設定によるシミュレーションを行い、その検証を行っております。

こうした訓練の成果も踏まえつつ、お話の杉並の事例等も参考に、人や、想定されるゴミ量、時間軸に沿った行動などをシミュレーションし、災害時のゴミ収集計画がより実践的で精緻なものとなるよう、区全体での各マニュアルの改定に合わせて検討してまいります。

以上でございます。

杉中障害福祉部長、私からは、高次脳機能障害の方への支援について順次ご答弁いたします。

まず、高次脳機能障害者支援法の施行に当たっての区の姿勢についてです。

高次脳機能障害は、脳の損傷により、言語や記憶などの機能に障害が生じ、機能回復までに時間を要することや、仕事や生活面における発症前との違いによる葛藤など、障害特性に配慮したきめ細かい支援を必要とする障害です。

高次脳機能障害者支援法では、障害者本人および家族等への支援に関する施策や地域支援体制の充実に関する内容が盛り込まれました。

現在、区では、令和9年度からの高次脳機能障害者支援の本格実施に向け、梅が丘拠点の連携強化、保健センターの相談支援の充実、地域における相談支援の強化を中心に、試行実施に取り組んでいます。

本格実施に向けた内容は、支援法に示された施策の方向性とおおむね合致していると考えており、今後、国や都から示される支援法に関する通知や当事者の声なども踏まえ、医療福祉教育など庁内や関係機関との連携を図りながら、高次脳機能障害者の自立や社会参加のための切れ目のない支援の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、高次脳機能障害者の数の実態把握についてです。

高次脳機能障害は症状に応じて、身体、精神等の各障害者手帳にまたがっており、また、手帳取得せずに、介護保険等を利用されている方や、発症後に障害であると認識できず、潜在化している方もおり、全体的な人数の把握が困難な状況です。

令和3年度に保健センターにおいて、関係機関等対象に、高次脳機能障害者の相談支援体制等に関する調査研究を実施し、支援課題や対応方法の検討を行った他、次期インクルージョンプラン策定に向けた障害者実態調査において、高次脳機能障害者の支援ニーズ等の把握に努めています。

実態把握については、今後の支援の拡充を図る上で有益な根拠となることから支援法で規定された国における実態調査の動向を注視するとともに、保健センターと連携して、祖父、その手法について協議してまいります。

次に、高次脳障害の理解を広げること、および、ケアマネジャー等の質の向上についてです。

高次脳機能障害は外見からわかりにくい見えない障害ともいわれ、当事者本人も障害の自覚がないまま生活に困り感を変えているケースが少なくありません。

高次脳機能障害の方のニーズに合わせた適切適切な支援に繋げるためには、当事者や家族への普及啓発とともに、その障害特性を理解した上で、支援機関が相互に連携して、相談を担える人材育成が重要であると認識しております。

これまで保健センターにおいて、福祉人材育成研修センターと連携し、保健福祉センター職員やケアマネジャー等の多様な分野の支援者を対象とした研修等を開催する他、経験が少ない支援者に対する助言提案等の後方支援を通じ、対応力の向上を図っています。

今後さらに支援を必要とする方が適切なサービスに繋がるよう、保健センター等との連携を強化し、高次脳機能障害の普及啓発や理解促進を図るとともに、ケアマネジャー向け研修の充実等の支援者側の質の向上にも取り組んでまいります。

以上です。

秋山学校教育部長私から 2 点ご答弁いたしますまず子供から競技への暴力の有無における教育委員会の認識およびともに改善していく体制作りについてです。

児童生徒間で様々なトラブルが生じるように、その対象が教員となり、学校を通し、教員からの相談や学校として対応を求められる事例があることは認識しております。

その中には、教員が子供たちの言動によって不確知続く場合もありますが、そのような状況においては、教員個人の問題と捉えるのではなく、学年や校内で連携し、助言や支援を行いながら組織として指導に当たることが重要であると考えております。

学級経営は、担任だけで完結するものではなく、多くの教職員の力が必要です。

学級で生じた問題に組織的に対応することで、教職員 1 人 1 人の指導力を高め、学校全体としての力量向上に繋がると考えております。

これらの点について、校長会において改めて指導するとともに、子供にとっても、教職員にとっても安全安心な学校作りが進むよう、教育委員会としても引き続き、引き続き支援してまいります。

次に、学校の教職員間の環境作りについてご答弁いたします。

学校には校長副校長を初め、様々な職層の教員と多様な職種の職員が在籍しており、互いに協力し合いながら学校運営を行っております。

それぞれ職種、職層や職種の違いはあるものの、全ての教職員がそれぞれの役割を担い、組織として力を尽くし、子供たちの指導にあたっております。

学校は子供たちの人権感覚の醸成に大きな影響を与える場であり、教職員が相互に尊重し合う姿を子供たちに示すことは教育上も極めて重要であると認識しております。

そのため、子供たちの前でも教職員同士の振る舞いについては十分に注意を払って対応しております。

議員ご指摘のような事例も確認されていることから教育委員会としましても、この点について学校に対して改めて指導を行うとともに、講師を含めた教職員に相談窓口や相談方法について丁寧に周知するなど、適正な労働環境の整備に努めてまいります。

私からは以上でございます。

関律恵理子議員災害時のゴミ収集タイムラインを作成するとのご答弁をいただいたと認識をしております 70 人口 70 万人の杉並区では発災 72 時間以内に参集できる直営職員およそ 6 割、必要な人数は 90 名と試算し、逆算して直営職員の必要人数を 150 名としました当区においても熟議を重ねて必要な機能はきちんと残していただくように求めたいと思いますまた高次脳機能障害については予算特別委員会の方で続きをやり、以上で関口恵理子議員の質問は終わりました。

次に、30 番岡川大希議員錠 30 番岡川大希議員参政党の岡川大希です通告に従い質問いたします。

初めに、外国人受け入れを前提とする行政運営の計画性について伺います。

現在の国際情勢において、国家間の対立構造は軍事のみならず経済戦情報戦認知戦、心理戦さらには人口移動を通じ通じた影響力の講師など非軍事的な手段を組み合わせた、いわゆるハイブリッド戦への対応が問われる時代となっております。

とりわけ警戒すべきは他国への大量の人口移動を通じ受け入れ側の社会構造を内側から変質させ、意思決定や治安をかく乱する、いわば人口を用いた侵略への懸念ですこうした視点が世界的に問われる中で先日、政府は特定技能の受け入れ枠を大幅に拡大しました。

特定技能 2 号に上限はなく、永住権取得や家族帯同もできるこの仕組みはまさに国家の根幹を変えてしまう実質的な移民推進政策への転換と言わざるを得ません先行する欧米諸国にはかつて多文化共生という理想のもとで受け入れを進めましたが現在はその当時の失敗を認め移民政策を根本から見直す大転換の真ただ中にあります例えばスウェーデンでは特定地域における法秩序の乱れが深刻化し現在では 1 人当たり最大約 560 万円もの交付金を積んで、移民に退去を迫る事態に至りました多額の税金を投じてでも社会から切り離さざるを得ないこれが管理なき受け入れにつき進んだ国の悲劇的な末路であります。

これは排除や差別の問題ではなく行政が受け入れの規模とスピードを管理できなかった結果です。

明は後から調整できる存在ではないので増える前に地域が支えられる範囲内で適切に管理することこそが自治体経営の要諦ではないでしょうか。

また世田谷区は外国人住民数が既に 3 万人を超えました第二次多文化共生プランの中で区は 2042 年時点の推計値を 4 万 6000 人としておりますが現在の増加ペースでは 10 年も前倒しの 2032 年にはその数値に達する計算になり、計画と大きく乖離をしております私は以前、出入国在留管理庁を視察した際現場から在留管理の体制は既に限界に近いという切実な声を直接伺いました国の管理体制が機能不全に陥りつつある今、そのひずみの最終的な引受では現場を持つ我々基礎自治体です。

まだ治安の観点も考えていません 2025 年 11 月の国会質疑にて外国人の刑法犯検挙率が日本人の 1.72 倍という統計的事実が示されました加えて受け入れ対象国の実態も深刻です。

例えばミャンマーは内戦状態で現在外務省がレベル 3 へ渡航中止勧告を出しており日本人の立ち入りを制限している国ですレベル三、四のような日本人が行けないほど危険な国からの入国者に対しその身元確認や背景調査は本当に行き届いているのでしょうか。

自治体レベルで実効性のある制限や厳格な在留管理が行われなまま多文化共生という名のもとに感化するのは区民の安全に対する背信行為ではないでしょうか行政が受け入れの限界値も管理の指針も持たないまま、ただ増えるのを傍観しているのは、単なる成り行き任せであり責任の放棄と言わざるを得ませんそこで伺います区は将来の人口構成や受け入れ規模について数値目標や規模感、あるいは総定数に達した際の方針変更などを含め、どのような前提で施策を設計されているのでしょうか。

外国人住民の人数や比率について行政運営上の限界は設定されているでしょうかまた現実と大きく乖離している将来推計について再検証を行う考えはあるのか伺います続いて前定

例会区長から答弁いただいた区営住宅における適正管理について伺います。

本年 2 月、国土交通省からも公営住宅への外国人の入居に関する取り扱いについてを求める指針が通知されたとニュースでも取り上げられておりました今後いつ、どのように調査を実施し管理を強化していくのか具体的な検討状況を伺います。

次に少子化対策について伺います我が世田谷区の出生数は 2016 年の 8060 人をピークに、2024 年には 6000 人まで協力しました合計特殊出生率は 0.94 これは人口を維持するために必要な 2.07 という水準の半分にも満たず、この世田谷のうちから次世代の日本人が健やかに育ち、引き継がれていくという当たり前の未来が失われつつある極めて深刻な事態です少子化はもはや単なる行政課題の一つではなく、日本の未来が足元から揺らいでいるという危機感を共有しなければいけません。

人口が流入しているから当面は大丈夫だという認識がもしあるならそれは大きな間違いでありますここで伺います区は出生率 0.94 という現状をどう評価し、対策を講じているのか人口流入という外部要因に甘えることなく、この街で新しい命が育まれることその原点に立ち返ることは、本県にとって最優先で向き合うべき運営上の責務であると考えますが、区の認識を伺います。

次に人口政策の優先順位と子供の幸せについて伺います少子化対策の本質とは結婚したい人が結婚でき子供を持ちたい人が持てるという当たり前の希望が成り立つ社会を自治体の責任で取り戻すことです。

しかし現在区は子供中心という言葉を多用しながらその内実は子供の法的な権利が守られればよしとする形骸化した議論に終始しているように見えます権利が守られることと子供が幸せに育つことは決して同義ではありません。

子供にとっての真の幸せとは家族との強い絆の中に育まれるものではないでしょうか特に人格形成の基礎となる乳幼児期において家族とともに過ごす豊かな時間こそが何事にもかえがたい子供の子供の育ちの本質であるはずで。

ここで伺います区の人口政策においてが外国人労働力の確保と、日本人の若者が家庭を築ける環境整備のどちらを本質的な優先課題として位置づけているのか乳幼児期における家族と過ごす時間の価値をどう認識しているのか、区の見解を伺います。

最後に保育政策のあり方について伺います現状の保育政策は結果として親をより長く働かせる仕組みになってはいないでしょうか現在、本区の保育現場では朝 7 時台から夜 1020 時台、20 時過ぎまでいわゆる 13 時間にも及ぶ長時間保育が珍しくありません大人の標準的な労働時間をはるかに超える時間を子供たちは保育園という集団の中で過ごしています。

行政が懸命に働く保護者を支えることは重要ですが、保育には児童 1 人当たり年間およそ 240 万円もの公費が投入される一方で在宅で自ら育てることを選択した家庭への経済的支援はあまりにも乏しいのが現状です。

もちろん保育所否定しているわけではございません本当に子供中心を理念に掲げるのであれば、1 日の大半を、家庭の外で過ごすことが子供の心身の育ちにどのような影響を与えて

いるのか、立ち止まって考える必要があります例えば幼児にお父さんお母さんと一緒にいるのと夜まで保育園過ごすのとどちらが良いかを率直に聞いてみるこれは大人の理屈ではない制作の客観的な妥当性を問うための本質的な調査であると考えておりますそこで伺います区の子育て支援は、親の就労支援に偏っていないか。

子供が親と過ごす時間の価値を制度の中心に添え保育公費の一部を在宅育児支援に振り向ける考えはないのかまた就学前の子供の本音を政策に反映させる調査を検討できないか。

区の見解を伺います以上で壇上からの質問を終わります。

有馬政策経営部長私からは4点についてお答えいたします。

初めに外国人住民の将来の人口構成の変化や受け入れ規模についてでございます。

区では原則基本計画等の策定に際し、その前提となる人口規模や年齢構成などの将来の推移を判断するための基礎資料として将来人口推計を作成しております。

将来人口推計では、総人口年齢区分別人口などの他、外国人人口の推移も計上しているところでございます。

基本計画を始めとする各種行政計画の策定や政策立案に当たっては、過去の計画等の振り返りとともに将来人口推計や財政見通し、社会情勢などを総合的に勘案の上、取りまとめられているものでございます。

なお外国人住民の人数や比率について、行政運営上の限界は設定しておりませんが、人口の推移について注視していく必要があると考えております。

つ續きまして、区として国の政策をどう評価し、問題意識をどのように持っているかについてお答えいたします。

国は全ての人の入国および外国人の在留の管理を図るため、平成31年に、必要に応じ、出入国管理庁を設置し、健全な国際交流、出入国審査や在留外国人の適正管理、共生社会の実現に向けた外国人等の受け入れ環境整備を行っております。

また産業分野の人材不足を背景に、一定の専門性技能を有する外国人材を対象とする。新たな在留資格特定技能の創設や人材不足の不足分野における人材育成をいや確保を目的とする育成就労制度が創設されたところでございます。

一方で新たに設置された関係閣僚会議のもと、外国人の受け入れつつある共生のための総合的対応策を取りまとめ、国や地方自治体、受け入れ機関との役割分担在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受け入れのあり方等、総合的な検討に直ちに着手することになっております。

国の政策への評価につきましては区としては、多文化共生プランに掲げる誰もがともに参画活躍でき、人権が尊重され、安心安全に暮らせる多文化共生のまち世田谷の実現に向け、国に加え、東京都や他自治体の動きを見つつ、関係機関や団体等とも連携を図りながら、次期の多文化共生プラン等の中で議論していくべきものと考えております。

つ續きまして、出生数減少をどのようなリスクとして受け止めているかについてお答えいたします。

世田谷区の出生数は平成 28 年の 8060 人から令和 6 年には 6000 人減少、国の出生数を同様に減少している状況で、さらに世田谷区の合計特殊出生率は全国平均や東京都と比べて低く、令和 5 年には 0.94 まで低下し、少子化が進行している状況です。

若年人口の減少により、出生数の減少傾向は今後も続くと思われ、地域社会の将来の活力を維持する観点からも看過できない重要な課題です。

少子化の背景には複数の要因が指摘されておりますが、令和 6 年度に実施した区の男女共同参画に関する区民意識調査では、経済的負担が大きいから子育てよりも自分たちの生活を楽しみたいと考える人が増えたからなど、経済的理由や生活様式の多様化を原因と考える人が多いという結果でした。

区としましては子供を持つかどうかは個人の選択を尊重しつつ誰もが安心して子育てできる環境を整えるため、多面的な取り組みを進めてまいります。

最後に、移民で保管する政策等日本人が結婚し子供を持ち育てられる社会構造の債権のどちらを優先課題とするかについてお答えいたします。

区としましては労働力不足や人口減少といった社会的課題に対し、区民に最も身近な基礎自治体としての役割を踏まえ、区民の多様な価値観を尊重しながら持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みを進めております。

中でも基本計画においては、子供若者が笑顔で過ごせる環境の整備を重点政策の一つとして掲げ、世田谷区伴、根来を中心とした妊娠期からの子育て支援や区民に寄り添った切れ目ない政策など、子供子育て応援都市として、希望する方が子供を産み育てることを選択し、喜びを持てる環境を整えることが重要と考えております。

世田谷で子育てしやすい、子育てし続けたいと実感できる組を増やし、社会増および自然増により、持続可能な人口構成になることで、希望する暮らしを叶えられるまち、住み続けられる世田谷を実現してまいります以上でございます。

佐々木都市整備政策部長私からは区営住宅における外国人入居者の実態把握についてです。区営住宅における外国人世帯の入居実態につきましては入居募集人の資格として、区内在住が要件となっているため、日本国籍の世帯と同様に、外国人世帯も住民票を提出していただき、住所および在留資格を確認し、入庫入居前に居住実態を把握しております。

また、入居後の居住実態に関しましては、居住継続の要件として、世帯収入や世帯構成等の情報を毎年把握してまいりましたが、在留資格を含め、居住継続の要件に該当しない情報につきましては居住者へ提出を求めておりませんでした。

国土交通省から今月発出されました今後の新規入居者に対する公営住宅への外国人の入居に関する取り扱いについてや国や都から排出される通知等も踏まえ、適切な把握に向けた検討を進めてまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは、在宅育児への支援に関しご答弁いたします。

保護者の就労の有無等に関わらず、全ての子育て家庭が孤立せず、地域の中で多様な人や支

援と繋がりながら子育てできる環境作りは大変重要であると認識しております。

地域の見守りや支え合いのコミュニティが希薄化するなど、区内の子育て家庭の孤立化が懸念される中区ではお出かけひろばや一時預かり事業等の充実を図り、親が地域の中で見守りながら子供と向き合う時間を確保することで、豊かな親子関係に寄与する施策を展開してまいりました。

保育所は児童福祉法に基づく施設であり、利用の有無によって公平性を保つ考えはなじまないものと考えております。

一方区としましては、来年度から一時預かり事業等の利用料無償化を実施するなど、在宅子育て家庭等の選択肢を広げる支援を強化してまいります。

議員ご指摘の未就学の子供からの意見聴取も大切な視点と捉えており、ご提案のような質問内容ではございません。

ないものの区は保育の質ガイドラインの改定や計画策定の機会を捉え、未就学児の意見聴取を実施してきたところです。

今後とも、保護者や子供の状況、社会的、経済的背景等も総合的に勘案しながら、バランスのよい子育て支援策に取り組んでまいります。

以上です。

岡川大希議員これは区の答弁を伺いました現状をまず人口の推移について注視していくということを行いながら具体的な管理指針持たずただ成り行きを傍観するばかりでは区民の不安を拭うことができません。

かつての理想を捨てて制限と管理へと舵を切った世界の潮流などにもしっかりと目を向けていただくように強く要望いたしますそれではさん再質問 3 点伺います一点区営住宅の適正管理についてです在留カードを入居時には確認するものの定期的な確認をしない。

というこれまでの区の運用は結果として在留期間を超過した不法滞在者に対し、税金を投じてきた可能性を否定できませんこの管理責任は極めて重大だと思います区はこの指針に基づき次回の収入申告から全ての外国人入居者に対して在留カードの提示を必須として期限切れ資格外活動の有無を全件調査されるべきではないでしょうか。

見解を伺います 2 点目少子化対策の優先順位について伺います区は年間 240 万もの公費を投じる保育返上を制度化されておりますがこの巨大な格差が親から家で育てる選択肢を奪っているとは考えられないでしょうか今回住宅取得者に 30 万円を補助する。

ずっと世田谷施策が打ち出されましたが既に住宅を買える層への補助よりもこれから命を迎える不安の中進もうと考えている家庭への出産祝い金や児童手当の増額など経済的不安を原英払拭することが区民が世田谷での子育てに希望を持ち世田谷に住んでいたいと思わせる実効性ある対策と考えますが区の見解を伺います最後に 3 点目子供自身の本心の聴取についてです。

本当に子供中心を掲げるのであれば子供の本心に立ち返る調査をしっかりとさせていただきたいと思えます 3 歳から 5 歳の子供たちに直接聞く機会をぜひ作っていただきたいと思いま

すこの生の声を施策の根幹に据えるべきだと考えますが、区の見解を伺います。

佐々木都市整備政策部長私からは再質問外国人の受け入れ入居者に関する全顕著調査についてでございます。

2月に国土交通省から発出された通知では、公営住宅に新規に入居する外国人が地域社会と共生するための支援を実施する観点から、国籍、在留資格等を把握し、あわせて緊急時の適切な対応が可能となるよう求められております。

またお話など既に空港住宅に入居しているが外国人の対応に関しましては業務に負担を生じない範囲内で行うことも考える胸で止められております。

本通知は地方自治法の規定に基づく技術的助言でありまずは区として出入国管理および難民認定法との関係性や個人情報の取り扱い居住者管理システムの改修費用や業務に関わる負担等の課題を整理し、ほ他の特別区の検討状況等も把握した上で実施および実施方法について検討してまいります。

有馬政策経営部長はい私からは住宅補助ではなく、出産祝い金を増額支給すべきとの再質問にお答えいたします。

定住支援住み替え応援事業は住宅費の負担を背景に0歳から4歳児世代や子育て世帯の中心である30代以降の世代を中心に転出超過が続いている状況も踏まえ、こうした子育て世帯等が区内で生活を継続する選択を応援する目的で実施するものでございます。

出産祝い金につきましては、区では出産費助成金として5万円を支給している。

他、東京都においても、子供を産み育てる家庭を応援するため、令和8年1月1日以降の出生対象に赤ちゃんファーストギフト従来の10万円に加えて3万円を上乗せし、出産子育て応援事業を拡充しているところでございます。

区としましては、来年度から一時預かり事業等の利用料無償化を実施し、在宅子育て家庭等への選択肢を広げる支援を強化するなど、限りある財源の中で様々な政策を組み合わせ、区民には、世田谷区で子育てしやすい。

子育てし続けたいと実感していただき、区としましては、希望する暮らしを叶えられる街住み続けられる世田谷を実現することで、国や東京都の少子化対策にすることに繋げてまいります以上でございます。

松本子供若者部長私からは、子供の声を聴取し、政策の根幹に据えるべきとの再質問にご答弁いたします。

未就学児はその年齢や発達の状況から、自分の意見や思いを十分に表明。

表面へ表明できないことなどが想定されることから、この間有識者からも質問の内容や質問者との関係性、シチュエーションへの配慮など、慎重かつ丁寧な対応が必要であるとの指摘をいただいているところです。

保育所は、保護者の就労や病気等により、保育を必要とする子供、自治体の責任として保育する児童福祉法上の施設であることから、そのニーズは、国の手引き等に基づき、保護者に調査しており、未就学児に直接尋ねたことはございません。

今後、ご提案の趣旨も念頭に、有識者の指摘を踏まえ、適切な子供の思いの組み方について検討してまいります。

区としましては、子育て家庭が子供の思いを尊重するとともに、家庭の養育状況や就労状況等を踏まえ、在宅での子育てや保育施設等での保育など地域において、各家庭が希望する子育ての選択ができるよう、その環境整備に全力で取り組んでまいります。

以上です。

岡川大希議員区営住宅の件に関しましては在留カードぜひ一緒に確認するように要望して終わります。

以上で岡川大希議員の質問は終わりました。

次に、27 番坂本美恵子議員以上 27 番坂本みえこ議員委員マイナンバーカードに関わる問題点について質問します。

先日、近所で一人暮らしをしている。

100 歳の母親のところに、介護保険の高額介護サービス費の支給申請の書類が届きました。そこには申請を行う際の添付書類として、括弧 1、マイナンバーカードのコピーもしくは括弧にマイナンバーの通知カードと運転免許証、パスポート、介護保険被保険者証、資格確認書健康保険被保険者証年金手帳等のうち、1 点となっていました。

母はマイナンバーカードを作っていませんし、通知カードが配られたのは、もう 10 年も前のことですから、どこかにしまっているかもわかりませんが見つかりません。

担当部署に聞いてみたところ、通知カード以外の 2 種類でも良いとのことでした。

特に介護保険の高額介護サービス費の支給申請をするような方の場合、マイナンバーカードを取得していたとしても高齢で介護を必要とするような方は、今後その更新ができないことが多いのではないのでしょうか。

さらに、マイナンバーカードは取得が任意であり、介護保険関連に関わらず、区役所の全ての新生児にマイナンバーカードや通知カードがなければ申請できないかのような記載はやめるべきです。

見解を伺います。

マイナンバーカードの更新がピークとなり、混雑で予約が取りにくく、期限までに更新が間に合わない事態を招いていると聞いています。

とりわけ、マイナ保険証の期限が切れると保険診療が受けられなくなると心配の声が届いています。

これまでの健康保険証は 3 月末まで特例措置で使用できますが、その後も混雑は続くのではないのでしょうか。

国に対し、健康保険証廃止の取りやめなど、安心して受診できるよう求めるべきです。

マイナ保険証はマイナンバーカード所有者の 89.8%がマイナ保険証にしているにも関わらず、マイナ保険証利用率は昨年 12 月に紙やプラスチックの従来の保険証が有効期限を迎えたこともあり、前月から 13.76 ポイント上昇。

上昇したものの、63.24%にとどまっています。

個人情報情報保護への不安や、寝たきりや障害などで利用できない区民がいるためです。

一方、マイナ保険証の登録を解除する人は毎月1万人にも上るそうです。

さらに、世田谷区として期限切れを防ぎ、保険診療が安心して受けられるようにするため、どう対応するのか伺います。

次に、性犯罪をなくす取り組みについてです。

昨年4月から世田谷区、犯罪被害者等支援条例が施行され、犯罪被害を受けた方等々への支援が取り組まれております。

支援が必要とされる犯罪の中で、とりわけ性犯罪の占める割合が多いと伺いました。

性被害の状況は具体的にどのようなになっているのでしょうか。

現状を伺います。

性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上、支援を求めることが困難であるという。

性暴力による被害の特性があります。

相談件数は氷山の一角と言えます。

性暴力被害者の支援の重要性は他の犯罪と区別して考えることが必要ではないでしょうか。

性暴力が性暴力被害者の心身の健康に与える影響の特性に鑑み、その特性に応じて、性暴力被害者がその心身の健康を回復するために必要な支援を継続的に受けることができるようにすることを求めます。

また、性暴力は魂の殺人とも呼ばれる人間の尊厳を侵害する重大な犯罪です。

被害者の勇気ある行動に報いるためにも、性被害内容の実態からも、事後支援でとどまるのではなく、未然に防ぐための手立ても行う必要があります。

さらに区として、性暴力、性犯罪をどう捉え、今後どう取り組んでいくのか認識を伺います。

2023年6月に内閣府子ども若者の性被害調査によると、16歳から24歳の4人に1人以上が何らかの性暴力被害を受けています。

成功を伴う被害に遭った人のうち、最初の被害年齢は中学生以下が24%と深刻です。

子供への性暴力は、被害を受けても、それが被害だとわからないことが多いのが特徴です。

相談や告発がしにくいいため、苦しみをより長く深くしています。

2020年に行われた一般社団法人Springのアンケートでは、被害を認識できるまでに平均で7年程度かかっています。

性犯罪をなくすためにも、小中学校での包括的性教育の具体化を急ぐべきです。

現在中学生を対象に行っている。

陸路でアクティブヘルスライツ口座にとどまらず、小学生からの包括的性教育が必要ではありませんか。

教育委員会の見解を伺います。

次に、道作りの問題について伺います。

せたがや道作りプランでは、整備の優先性が高い主要生活道路を優先整備路線に位置づけ、2014年度から2025年度までの事業着手を目指してきました。

新たな道作りプラン、プラン素案では、主要生活道路127号線の北側太子堂5丁目と若林2丁目に挟まれた部分が優先整備路線から順優先整備路線となりました。

順優先整備路線は、優先整備路線の着手状況や地域のまち作りの状況等も踏まえながら着手に向けて取り組む路線として位置づけたとされていますが、これまで10年以上かけて全く整備が進まなかった実態を区はどう見ているのでしょうか。

廃止された主要生活道路もある一方で、順優先整備路線として残されたその違いは一体どこにあるのでしょうか。

また、優先整備路線として残されている127号線の南側太子堂4丁目、若林1丁目の部分についても、現在道路用地として確保されている1ヶ所が黒いフェンスで囲われておりますが、そのすぐ隣の土地が次々に空き地になり、どうなるかと思っていたところ、新しく戸建て住宅が複数立てられる計画となっています。

南側の優先整備路線の部分の道路用地の確保も今後進まないことは目に見えています。

この地域は、狭小な木造住宅が多く、道路の観点からだけ防災を考えると、延焼遮断帯の役割を期待し、道路整備が必要だと考えがちです。

しかしその場合でも、ただ道幅の広い道路ができたとしても周りの住宅が低層の木造住宅では、延焼遮断帯とはなりえません。

むしろ、建物の不燃化、また、震災時、道の機能を残すためにも、建物の倒壊を防ぐ耐震化こそ必要です。

127号線予定地の太子堂市5丁目、若林1丁目と2丁目の一部は、不燃化特区にも指定され、整備もあと少しで7割になろうとしています。

太子堂23丁目のまちづくりにあるような建て替え等をきっかけに、できるところから行うという域の中居町作りがより効果的で、かえって早く進むのではないかと。

無理に生活臭主要生活道路を整備するのではなく、歩行者、自転車優先のまちづくりと建物の不燃化耐震化の実現で、防災まちづくりを進める方向に転換すべきです。

また、何年もの間、道路が狭くて危険というのが区民のとり回りごとのトップだから、道路を整備せよと言われてきましたが、危険なのは、道幅の狭い道路なのにスピードを上げて走る車があるからです。

9月1日から施行される生活道路の法定速度引き下げにより、センターラインなどが無い、いわゆる生活道路で一律時速30キロ制限となるとされています。

最高速度規制は、交通の安全と円滑を図り、ドライバー同乗者、歩行者自転車の方々を守るために実施し、実施されるものです。

道路の整備だけが解決策ではありません。

主要生活道路127号線北側は、世田谷区独自の順優先整備路線などと位置づけるのではなく、きっぱり廃止すべきです。

併せて、南側も廃止を求めます。

見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

番地域行政部長、私からはマイナンバーがなくても手続きが可能な場合の周知についてご答弁いたします。

総務省の発表によると、本年1月末時点のマイナンバーカードの全国の保有枚数は1億枚を超え人口に対する保有割合は81.2%となり世田谷区においても、保有割合は76.5%に上り、多くの方が保有する身分証、身分証明書証明証となっております。

行政手続きによっては国等が定める様式にマイナンバーの記載を求める場合もありマイナンバーカードや通知カードが必要となりますただしマイナンバーカードをお持ちでなく通知カードを紛失された方についてはご自身のマイナンバーを把握するためマイナンバー入りの住民票取得していただくという選択肢もございます。

一方ご指摘の通りマイナンバーカードの取得はあくまで任意でございますからお持ちでない方へのケアも大変重要であると認識しておりますカード自体がなくても問題なく手続きができるものについてはその他の書類等で足りることを明確かつわかりやすくご案内することができるよう、引き続き各所管と連携して取り組んでまいります。

以上です。

田中保健福祉政策部長私からは、マイナ保険証関連ご答弁いたします。

区としては、区民が必要なときに安心して医療を受けられる体制を確保することが最も重要であると考えております。

マイナ保険証制度の理解がまだ十分ではないことやマイナンバーカードの有効期限の管理等の面から不安の声が寄せられていることは認識しております。

このため区では、国民健康保険の被保険者全員に対して、最長5年間有効の資格確認証、一律に送付し、有効期限切れにより医療を受けられない状況を防止しているところです。

また、マイナ保険証を利用されている方についても保険診療に支障が生じないように、必要な案内を行っております。

なお、健康保険証の取り扱いについては、国が制度を所管しており、区としては何らかの配慮が必要な方々が安心して保険診療を受けられるよう、マイナ保険証に関する様々な事項について引き続き丁寧な周知を行ってまいります。

私からは以上です。

渡部生活文化政策部長はい私からは、犯罪被害者支援に関しまして2点ご答弁申し上げます。

初めに、性被害の状況についてでございます。

令和7年4月に世田谷区犯罪被害者等支援条例が施行されておりますが、犯罪の被害に遭った方からの相談は1月末までで99人の方から延べ207件に上っており、その相談件数で見ますと昨年比で2.5倍増になっているという状況でございます。

このうち、性犯罪被害に関する相談は 18 人の方から延べ 75 件ございました。

これまでに相談がありました。

18 人のうち 8 人に対しまして、条例に基づく支援策を決定してございます。

その内容は、性犯罪被害支援金弁護士相談費用助成、カウンセリング費用助成食事費用助成移動費用助成、宿泊費用助成、転居費用助成などがございます。

一方、相談者のうち支援策に繋がらなかったケースですけれども、条例施行前の被害や警察へ被害届を提出するに至らない相談という状況でございました。

次に、性被害を未然に防ぐための手立て取り組みについてでございます。

犯罪被害者等支援条例の施行後、本条例に基づく各種支援策の決定を受けた方は 14 人いらっしゃいますが、その半数以上の 8 人が性犯罪被害によるものであることから、性犯罪被害の多い実態を重く受け止めているところでございます。

被害を未然に防ぐための周知啓発はもとより、性犯罪被害の特質上、なかなか言い出しにくく、支援に繋がりにくいことから、今後、区内警察署や区の地域安全地域生活安全課との連携強化を一層進めてまいります以上でございます。

秋山学校教育部長私から小・中学校での包括的性教育についてご答弁いたします。

近年子供たちが性犯罪性暴力に巻き込まれるケースが全国的に増加しており、性教育の充実が極めて重要であると考えております。

性被害の予防と早期対応は、他者と自己の境界、ヘルスリテラシーの向上等の理解とともに、万が一のヒヤリハットに際しての具体的対応や包括的性教育を地域、学校が組織ぐるみで取り組む環境の醸成が必要です。

現在、全区立中学校で実施しているリプロダクト部 Hz Rights 講座では、生徒から肯定的な感想が多く寄せられ、授業を参観した保護者からも家庭では話したくても切り出しにくかったので、事業をきっかけにしたい。

など、一定の成果が見られています。

一方、生徒の基礎知識や認識には個人差が大きく、より早期から学習を積み重ねることや保護者、教員等、周囲の大人への教育を並行して実施する必要があります。

今後、有識者を交えた保健所の思春期保健専門部会、こちらは教育委員会も参加しておりますが、こちらでの御議論を深め、教育委員会、学校、保健所が連携協働して取り組みを充実してまいります。

私からは以上でございます。

どのした道路交通計画部長私からは主要生活道路 127 号線について優先整備路線順優先整備路線、いずれも廃止すべきとのご質問にお答えいたします。

区は、せたがや道作りプランに基づき計画的な道路整備に取り組んできましたが、土地の細分化が進み、関係権利者が増加するなど、事業完了までに要する時間が長期化し、その結果、事業中の区間が蓄積することで、優先整備路線の多くが着手に至りませんでした。

この度の改定にあたり、未着手の主要生活道路について、必要性の検証を行うとともに、道

路ネットワークの状況や地域課題等の他、着手可能な事業規模も考慮し、改めて優先整備路線の検討を行ってきたところです。

ご指摘の路線は周辺が、木造住宅密集地域であり、道路基盤も十分ではなく、消防活動困難区域も広がっているため、特に地域の防災減災の観点において必要性を確認したうえで整備の優先度、優先性が高い路線と判断いたしました。

また、主要生活道路として担う機能が十分に発揮されるためには、道路がネットワークとして繋がるのが重要である一方で、当該路線は、計画延長が長く、南側の区間から順次着手に取り組む必要があると判断し、南学館を引き続き優先整備路線、優先整備路線として位置づけ、北側区間については、順優先整備路線と位置づけたところです。

区といたしましては、このたび実施したパブリックコメントの結果なども踏まえて、道作りプランを策定する予定であり、策定後、事業化を図る際は、地域に対して丁寧な説明を重ねながら道路整備に取り組んでまいります。

私からは以上です。

す。

坂本美恵子議員道作りプランについてです。

大師堂若林地区の不燃両々領域率は2011年度で54.4%だったものが、今7割に達しようということで、大変大きく前進しています。

住みやすいまちを作っていくためには、様々な観点から見つめることが必要です。

道をつくるのが目的とならないよう求め、終わります。

以上で坂本美恵子議員の質問は終わりました。

次に、5番佐藤美紀議員議長5番佐藤美紀議員最初に、今回の衆議院選挙における選挙管理委員会での取り組みについて2点伺います。

先の衆議院選挙は解散が決定されてから工事までの工事が史上最短だったこともあり、投票用紙の送付など、区選管による選挙事務はタイトなスケジュールに対応すべく様々な工夫がありました。

例えば、前回までは投票権を封書で送付していたところ、効率化のためにはがきでこちらパネルにもしてありますがはがきでの送付。

またはがきで入場整理券が届くことを事前に周知すべく、ポストイングにするといった対応です。

選挙期間中、駅頭などで私もよく自分のごくなのかロックなのか特に下北沢や協働では聞かれることもありましたが、こちら事前のチラシもう一つの画像になりますがこちらのチラシにあるようにこちらのエリアはロックですと明記されたチラシが期日前投票の投票所情報とともに、事前に届くことは、むしろスムーズな投票行動に繋がっていたと考えます。これらの対応もあってか、今回の投票率は61.79%と前回衆院選時の58.62%に対し、約3ポイント増となりました。

期日前投票についても、入場整理券が中日過ぎまで届かなかったにも関わらず、最終的には

前回比 124.7%、約 1.25 倍だったと聞いています。

今回の急な選挙準備中準備の中で施した様々な工夫のうち、投票率向上に寄与した効果的だったものは次にも生かしてはと考えるが見解を伺います。

2 点目に、投票率向上、特に若者の投票について伺います。

今回の衆院選は受験シーズンの中での実施でもあり、当区においても期間中に私立中学校、都立高校の主推薦入試、また私立大学などの受験がありました。

私の周りでも、選挙に行くところではないという声もありましたが、一方で初めての投票権を行使してから受験会場に行ったという頼もしい声も伺いました。

これからの日本の未来を、未来を担う若者の政治参画は言うまでもなく重要であり、そのためにはシチズンシップの向上のための取り組みが肝要です。

毎年恒例。

成人式での投票体験コーナーは急遽の選挙により今年は中止されていましたが、他方で、2 月 7 日、リコーブラックラムズと連携し、ブラックラムズ東京の選手候補者が 1 日ヘッドコーチをするならどの選手が適任をしに投票しようという投票イベント企画がスポーツ推進部により実施されていました。

今後もこうした企業連携なども生かしたものを含め、若者の投票率、シチズンシップ向上に向けての取り組みを期待しますが、見解を伺います。

次に、新たな行政経営への移行実現プランについて 2 点伺います。

今月頭組の方からさ、すいません、最初にマイナンバーカードを交付事務の効率化についてです。

今月頭区民の方からマイナンバーカード交付に関してご相談を受けました。

区からマイナンバーカードの更新時期のお知らせが来て、速やかに更新の申請を行うも、区からの交付可能の通知が届いたのは 1 ヶ月後。

さらに受け取りの予約も 2 ヶ月先までいっぱいこの間に県保有カードの有効期限がし切れてしまうので、マイナ保険証を e-Tax はどうしたらいいかというものでした。

マイナンバーカードの期限が切れた場合の保険証、e-Tax の代替措置について私の方でも区ホームページを調べましたが、情報がまとまっていなく、所管に問い合わせをして、ホームページ上に存在している情報を繋ぎ合わせて、理解することができました。

そこで 2 点伺います。

マイナンバーカードの更新時期がまだまだピークにある中、この方のように更新手続き中に限カードの期限が切れるケースに対し、代替措置について、FAQ にしてまとめてホームページに掲載するなど工夫をしてはいかがでしょうか。

またそもそもこのようなピークを想定し、交付事務の効率化や税務などにも反措置を取ることは国の役割でもありますが、区としても交付申請から受け取りまで 3 ヶ月超かかっている現状を短縮すべく手を打っていただきたいです。

今後の取り組みを伺います。

次に、跡地施設活用について伺います。

区は区の跡地あと施設に関して、今後民間事業者者に委託し、売り払いや利活用の可能性調査を実施していくとしています。

これまでも大規模な跡地、あと施設については、案件ごとにサウンディング調査や区民参加のワークショップ等参加と協働に繋げておりますが、今回の調査もくっ調査業務の目的や対象はそうしたものと異なる位置付けと認識しております。

一方で区内を見渡すと、よく聞かれるのが福祉系の事業者の方にある特に保育園学童保育の事業者の方からの物件がないという声であり、こうした未利用地化未利用地も何らかの活用につなげられないのかと期待をするところです。

今回の跡地あと施設活用の調査委託により、これまでの既存の取り組みとは異なる成果をどう設定していくのか、先に述べたような、区内ニーズの課題解決に繋がるような余地を含め、今後の取り組みについて伺います。

次に今後の保育政策について2点伺います。

この4月に向けての認可保育所の入園申し込みは昨年より500人超増えた方、保育所の受け入れ可能数は微増なので、待機児童数の大幅増は必至の状況です。

背景には、昨年からの保育無償化政策や物価高騰を受け、共働き蛍光灯が考えられますが、これら一過性の要因ではないので、再びトークは、保育待機した待機児問題を優先度を上げる必要があります。

保育園整備には物件や土地の確保がまずは必要ですが、先ほどのべ触れたように、事業者の方から聞かれるのは物件がないという声です。

この課題解決にQuadを取り組むのでしょうか。

一方で、私立幼稚園の方は、ヘインあるいは辺予定となる。

縁が続いています。

これらを区内の子供関連資源と捉え、保育幼児教育の垣根を越えて子供部、あるいはオール世田谷の視点でこれまで以上の踏み込んだ取り組みができないか伺います。

2点目は誰でも通園制度を含め、0歳児の保育園利用が増える中での保育の安全対策です。先日、日本小児とつ突然死予防学会学術集会があり、午睡時のうつ伏せ寝に対するセンサーなどICT活用の時紹介もされており、私も拝聴をしてみました。

誰でも通園制度や一時預かりなど従来の保育機能を以外の役割が保育施設の中で広がる中、安全対策の必要性が増しています。

子供家庭庁では4月に向け、AI安全対策ガイドラインを策定中とも聞いていますが区としても新年度に向けて十分な対策をとっておく必要があります。

保育施設の利用核利用形態の拡大に際し、これらの安全対策の取り組みについて伺います。

最後に、読書に苦手のある子への支援について伺います。

このテーマは昨年も取り上げましたが、学習障害LDと言われるもののうち、読書に苦手がある児童生徒の学習をタブレットやその中のアプリ活用により補完していく。

そしてそのスキルノウハウを現場の先生方に持ってもらいたいという観点で今回も質問します。

2月5日に教育総合センターにて特別支援校で、コーディネーター向け連絡会を用いて、こちらのリフトをこの冊子であります。リフトを用いた研修の時間がありました。

リフトについて改めて説明すると、読む、書くに苦手のある児童生徒のために、タブレットとその中のアプリを使うことで、苦手を保管するための具体的な活用方法を事実を示す実践ガイドで東京都教育委員会と親の会の方たちが編集されたものです。

この日コーディネーターの皆さんにはタブレットを持参の上、実際にアプリを操作してもらうことでアプリ活用スキルを習得できる研修となっていました。

こうした内容を研修企画の一つと位置づけ、動画配信含め、普通教室の先生方にも拡充してほしいと考えます。

見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

そんな感じやしながら選挙管理委員会事務局長私からは今回の衆議院選挙における選挙管理委員会の取り組みについて2点ご答弁いたします。

まずは今回の9名選挙準備の中で施した様々な工夫について、次に生かせるものは生かしてほしいとのご質問にお答えいたします。

今般の集金する衆議院議員選挙では、入場整理券の配達遅延が見込まれたことから、投票機会確保を最優先に衆議院解散翌日の1月24日から30日にかけて事前案内チラシを全戸配布いたしました。

チラシには整理券が遅れたと届くこと、はがきであること整理券がなくても投票できることに加え、居住地が東京都第5区台6区のいずれであるかや家具と各選挙区の9000投票所を記載し、必要な情報を簡潔に周知いたしました。

この結果、多くの選挙人に整理券を持参していただけた他、自らの選挙区を認識していただく機会にも繋がったものと考えております。

一方で選挙区を正確に把握していない方も一定数いらっしゃることから今後は封筒開けなくても、選挙区がわかる工夫など、よりわかりやすい情報提供の方法を検討してまいります。次に若者の政治参加やシチズンシップ向上についての取り組みについてです。

将来の有権者が政治や選挙を自分事として捉えられるようにするためには、学生時代から学びや体験、対話を通じて身近なものとして理解できる意識を育むことが重要であると考えております。

当委員会では、大学連携の枠組みを生かし、現在、出前授業での選挙リテラシー啓発を強化するため、駒澤大学生と課題の整理や効果的な啓発手法の研究を進めております。

加えて来年度からはじき釘区長選挙に向けた啓発事業を検討するため、多摩美術大学生との協働による取り組みを再始動する予定です。

今後も若者が有権者としての自覚を持てるよう、シチズンシップ教育の重要性を念頭に、区

内大学等と連携し、子供たちへの啓発に努めてまいります。

私からは以上です。

有馬政策経営部長私からは跡地あと施設利用についてお答えいたします。

跡地あと施設を含めた公有地等の有効活用に当たっては、公共施設の改築に伴う移転先や代替施設としての活用の他、各所管課が把握している地区単位相当のニーズや課題などを踏まえながら、全庁的視点を持って、個別具体の活用方針の検討を行っているところでございます。

また来年度には一部の公有地等について、民間事業者の視点から、地域ニーズを分析し、用途地域や面積といった敷地等の条件を考慮した上で活用内容や方法の可能性について試行的に調査を実施する予定です。

あと地跡施設等の有効活用につきましては、公共施設の改築福岡等を優先的に整理しつつも来年度の試行実施の結果や他自治体の事例等を参考にしながら、効果的な手法を検討してまいります以上でございます。

菅井地域行政部長私からは、マイナンバーカードの有効期限切れと代替措置等についてご答弁いたします。

最も多くの方がマイナンバーカードを利用されるシーンといたしましてマイナ保険証が挙げられます本年3月末までは従来の健康保険証が暫定措置として有効との通知が国より各医療機関等に発出されております。

また現在から4月以降も含め有効期限切れ有効期限の切れたマイナンバーカードにつきましても有効期限の3ヶ月後の末日まで。

マイナ保険証としてご利用いただけます。

一方そのような代替措置はあるものの、区は区民により迅速にカードを交付を行うため業務効率化は必要であると考えましてマイナンバーカードセンターで導入している業務委託において交付前に行う端末作業を委託すべく、令和8年度予算に計上しております更なる業務効率化の検討を図ると合わせましてお話のホームページのよくある質問欄の配置場所や内容を整理し代替措置も含めてよりわかりやすい区民周知に努めてまいります以上です。

松本子供若者部長私からは保育に関し、2点ご答弁いたします。

初めに閉園となる私立幼稚園等の物件の活用についてです。

区ではこれまで、国有地や公有地等を活用した認可保育園の整備や区立保育園跡地に複合の施設を進めるなど公有地の活用も図りながら、保育整備に取り組んでまいりました。

また、この間の待機児童の状況を踏まえ、シート認可保育園の分園の整備を行ってきたところですが、令和8年4月の入園申込者が過去最大となった状況を踏まえ、保育施設の整備を前倒しで進めることを決定し、議会へもご報告したところです。

今後、施設整備をさらに加速させていく必要があることから、議員ご提案の私立幼稚園跡地の活用の可能性なども含め、区も主体的に物件情報を収集し、保育事業者と情報共有する仕

組みを検討するなど、庁内の関係所管とも連携協力しながら、保育定員確保の取り組みを進めてまいります。

次に、保育施設におけるこれまで以上の安全対策についてです。

乳児期の子供の受け入れに当たっては、健康面のリスクが高いことから、アレルギーの有無や健康状態などを丁寧に把握し、1人1人1人1人の状況に応じた保育を実践することが重要であると認識しております。

またこの時期は、睡眠中の窒息や食事の食事時のご縁の防止に特に注意が必要であることから、適切な事故防止や安全管理体制が求められます。

こども誰でも通園制度の開始に伴い、週の中で、利用者の入れ替わりが生じるなど、乳児利用者の増加が見込まれることから、こうした取り組みの重要性は一層高まるものと認識しております。

区としましては、利用前に所定の様式を用いて詳細に健康状態等を共有に努めるなど、これまでの未就園児の定期的な預かり事業で培ったノウハウを生かすとともに、保育サポート訪問等を通じて、安全管理体制を確認するなど、議員お話しの点も踏まえ、安全安心な利用第1に、引き続き事業者への支援に取り組んでまいります。

以上です。

宇都宮教育総合センター長はい私からは読書に苦手がある子への支援についてご答弁をいたします。

昨年度の決算特別委員会で議員より、学習障害の子供に対する支援として、教員向けの研修についてご提案をいただきました。

2月に読み書きが困難な子供を支える団体の方のシオンを迎えて教員が作成した NiFt リフトというものの内容を世田谷区のオリジナルの教材を作成していただき、特別支援教育コーディネーターへの研修を行いました。

ご指摘の通り、読み書きが苦手な子供への ICT 機器を活用した支援を含めて、学習障害に関する専門的な知識や支援の方法は、特別支援教育コーディネーターのみならず、全ての教員が見識を深める必要がございます。

昨年度は DF 来年度は、ギフトに加えまして、マルチメディアデイジー教科書の研修についても動画配信や実技等の方法を含めて広く研修を実施する予定でございます。

以上です。

佐藤美紀議員それぞれご答弁いただきました 1 点再質問させていただきます先ほど読み書きの苦手なる子供の支援ということでタブレットの中のアプリを用いてそれを保管をしていく学習というのを入れました。

この自動読み上げ機能というのは文字通り教室内で自動読み上げて音声が発生しますのでこういったことを普通教室でやっていくためにはこのタブレットタッチペンと同じぐらい今必要になっているものとしてイヤホンがあると思います。

今後の学習においてこのイヤホンについて、区教委の見解を伺います。

秋山学校教育部長再質問にご答弁いたします。

今議員からもお話ありました通りイヤホンでございますが教育委員会としても令和 8 年度いわゆる小学校五、六年生および中学校、中学生ですかを対象にタブレット端末を活用したオンライン英会話そして AI の AI はなども導入して参ります対象学年児童生徒 1 人 1 人にもやはりマイク後付き合う方が必要となると考えております。

ただ一方です学習で使用するイヤホンでございますが音声の受信可能な安価な製品でも十分であることそして身体に直接触れて使用するものですのでやはりあの自分のものがないだろうと、自分専用のものがないだろうという部分、それから耳の大きさ、装着感の好みに個人差があるというふうに考えておりました対象の各ご家庭でご準備いただくよう現在学校を通じて依頼する予定としております。

ご指摘のを読み上げ機能の活用を初めまして動画視聴、それからオンラインでのやり取りと今後ますます使う場面増えてくると思いますのでそういった様々な学習活動に活用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

佐藤美樹議員イヤホンは使用不可だったことに考えるとあの前進かなと思っております続きは決算委員会で予算委員会で伺いたいと思います。

以上で終わります。

以上で佐藤美紀議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

24 番原田竜馬議員議長 24 番原田竜馬議員質問を通告に従い質問を始めます。

まず、ウォールアート事業の推進についてです。

文化芸術基本法の理念や本区第 4 期文化芸術振興計画において示されている触れる楽しむ作る繋がるといった視点は、文化を単なる勸奨の対象ではなく、日常の中で体験共有し、社会を形づくる力として生き続けるものであり、その文脈においては、公共空間におけるウォールアートは、現代的な文化表現の一つであると考えます。

例えば、横浜市では、創造都市政策の一環として、公共空間の都市の文化資本と位置づけ、都市の魅力向上に取り組んでいます。

また渋谷区においても、若者文化と親和性の高い表現活動都市の個性として捉え、公共空間におけるアートの可能性を広げています。

本県においても、大体地域において、世田谷代田 SAP 世田谷代田 Safety アメニティプロジェクト 3 さんによる、世田谷代田未来壁画プロジェクトが展開され、環状 7 号線沿いの壁が SAP の方々や地域の子供たち、その保護者の方々の手によって、絵本作家の江戸延バリーさんの絵が壁画に書かれ、毎年メンテナンスも行われております。

2004年に始まったこの取り組みですが、小学校のときに関わった子が高校生になっても引き続き取り組みに参加してくれるなど、比嘉を通じて街の景観や治安を治安を維持することコミュニティが醸成に繋がっているといた事例もあります。

頑張れこうした市民主体のウォールアートの取り組みは単なる。

警官装飾でなく地域に暮らす人々が、アートを通じて関わり合い、街への愛着を深める契機となり得るものです。

またアーティストの方に描いていただく。

質の高い公共あと治安改善経済的価値の創出にも寄与することが海外の研究では示されています。

芸術は情緒的価値にとどまらず、まちの魅力や価値を高める要素にもなります。

また、文化芸術は芸術劇場や美術館の中だけではなく、非日常の風景の中に息づくことで、その価値が広がるものと考えます。

そこで、東北としては5ウォールアート文化芸術振興の観点からどのように位置づけることができるのか。

また、代替における。

取り組みや公共空間におけるオールアップについて住民参加や世代間交流を促進するまち作りとしての可能性について見解をお伺いします。

そして、ウォールアートは先述した通りや役所といった公共施設、さらには、喫煙所など様々な場所を活用して取り組まれております。

本区においても文化政策とまちづくりを横断する形でウォールアート事業推進すべきだと考えますが、この見解を求めます。

次に、スポットワークを活用した就労支援について伺います。

近年、短髪短時間で働くことができる、いわゆるスポットワークサービスが広がりを見せています。

履歴書は不要で、即日勤務といった仕組みは、従来の雇用形態とは異なる重要な働き方を考え、可能にしており、人手不足分野を中心に急速に活用が進んでいます。

そこでまず、民間企業などと連携したスポットワークサービスの導入についてです。

区内事業者の中には、人材確保に苦慮している。

中小企業や商店。

また、後継者不足に直面している事業者も少なくありません。

スポットワークを通じて多様な人材が短時間でも現場に関わることで、事業者にとっては人材確保の新たな選択肢となり、若者にとっては、地域産業に触れる入口となります。

こうした接点の積み重ねが、将来的な雇用や事業継承の可能性を広げることに広げることに繋がるのではないのでしょうか。

そこで、区が事業者の人材確保や事業継承の支援施策として、スポットワーク事業者との連携も可能だと考えますが、区としての見解をお伺いします。

そして、スポットワークは事業者だけにメリットがあるので、やるだけではなく、労働者側にもメリットがあると考えます。

ひきこもりの方や働くことに困難を感じている若者 1 人親家庭の保護者。

高齢者など、いきなり長時間継続的に雇用に就くことは心理的にも環境的にも大きなハードルを感じる方々へいます。

若年無業者白書では、無業者の約半数が、働く自信がないことが大きな壁だとしています。

サポートステーション世田谷などでは、区内事業者などと連携して、ボランティアやインターンの機会を設けておりますが、短時間でも雇用契約を結んで働いて賃金を得るという機会を提供することは難しい状況です。

履歴書の提出や面接がなくても、短時間から始められるスポットワークは、社会との接点を持つ最初の一步としても有効に機能しています。

単なる収入の確保にとどまらず、自己肯定感の回復や就労意欲の醸成に繋がる。

可能性もございます。

一方で、スポットワークを推進することには、雇用の不安定化、労働法遵守スポットワークに適さない分野もあるから、労働あることや、労働者の権利保護にも十分配慮することが求められます。

しかし子として働くことに困難を感じている若者や 1 人親、高齢者などに対し、スポットワークを活用した支援により、就労促進することは、労働人口が減少していく我が国やワークに当区においても効果的な取り組みだと考えます。

こうした視点を持ちながら、事業者と連携し、就労支援を行っていく必要があると考えますが、この見解をお伺いします。

最後に、子供若者に対する学習生活支援について伺います。

本区が昨年 6 月より開始したなラボは、生活保護世帯や諸条件に該当する家庭のお子さんを対象に学習支援を行う取り組みです。

この学習支援事業においては、これまで高校生世代の支援が手薄だったことから開始された事業であり、経済的困難を理由として、学習機会や進路選択の幅が制限されることがないよう支援し、将来的な自立へと繋げることを目的とした重要な施策であると認識し、先日視察にもお伺いをさせていただきました。

令和 5 年度に公表した区の子供生活実態調査では、区内 15.4%の高校生世代が生活困難層に該当し、うち 5.6%は困窮層に該当しています。

区内に相当数の子供が、若者が経済的困難を抱えている現実を示すものであり、真子はその支援の中核を担う事業であると考えております。

そこで海智から半年余りが経過しましたが、現在の登録者数、利用状況、進路決定状況など、現在の事業の評価についてお伺いをします。

次に、更なるアウトリーチについてです。

先述した 15.4%の生活困難層 5.6%が困窮層であることを考えると高校生世代の各年齢に

7500人ほどの子供がいることから、少なくとも1000人以上の子供が困窮層であることが推察され、支援を必要とする子供若者たちに確実に届ける必要があります。

学校やスクールソーシャルワーカー、子供家庭支援センターなどとの連携、潜在的な対象者を把握し確実に支援を繋げる体制を強化すべきだと考えますが、区の見解を伺います。

そして、学ぼうを卒業ラボの卒業後のアフターケアについてです。

貧困の連鎖を防ぐには、進学や進路決定がゴールではありません。

大学や専門学校に進学をした後、経済的事情からアルバイトに追われ、学業が継続できなくなるケース、継続できなくなるケースや、孤立やメンタル不調により、中退に至るケースも少なくありません。

厚生労働省の若者支援伴走型支援に関する調査研究でも、進学や就職など移行期において、支援者が継続的に繋がり、繋がり関わる伴走支援が自立の促進や生活就労の不安定化の防止に重要であることが指摘されています。

だからこそ、本事業で築いた信頼関係を途切れさせることなく、進学も就職後も一定期間、フォローアップを行う仕組みが必要ではないでしょうか。

下側で育つ子供や若者が家庭の状況によって再将来を左右することがないように、真子の卒業後も見守るオンラインでの相談など関係が途切れることのないようなアフターケアを行う必要があるのではないかと考えますが、区の見解をお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

渡部生活文化政策部長はいでは私からはAll OUTに関連しましてウォールアートですね失礼しましたに関連しまして2点ご答弁申し上げます。

お話のゴール後は、壁面に制作される芸術作品として、近年、広告や地域活性化の手法としても用いられており、地域への波及効果や街の特徴形成に一定の効果があると考えております。

一方、壁画として大規模な作品を公共空間に表現するには、近隣住民の理解とともに、近隣の景観との調和に配慮する必要もあるかと考えてございます。

また描いた作品の維持管理が必要となってくると思いますので、街中の文化芸術作品として、日常の中で広くした親しまれるというふうに捉えておりますけれども、実施に当たっては慎重さも求められると考えてございます。

次にウォールアート事業を推進していくべきという点についてでございます。

ご紹介いただきました北沢地域の事例は、壁面を防犯やまち作りと地域課題の解決に向けて有効に活用したもので、地域の方々が主体的に取り組まれた結果であると考えてございます区では、第4期文化芸術振興計画の中で四つの取り組みの方向性を掲げており、ウォールアートはこのうちのフレイル楽しむに寄与する取り組みであると認識してございます。

一方で世田谷区は閑静な住宅街であり、近隣住民の理解を得ながら、地域と調和させたアートとして描けるような壁面は少ないと考えており、オール事業として計画的に推進してい

くには適地の選定などの課題が大きいと考えてございます以上でございます。

柳沢北沢総合支所長私からはウォールアートの住民参加や世代間交流についてお答えいたします。

お話の世田谷代田駅付近の環状7号線の歩道は大体小学校の子通学路に指定されておりますが掘割構造のため暗く壁面には落書きも多いため防犯上の心配をする声も多くありました。

そこで、平成16年に大体小学校PTAを中心に町会や商店街などが協力し、道路管理者である東京都また区の関係機関との協議を行い、多くの地域住民と子供たちによって、壁面に動物や花などの明るい絵を描きました。

本取り組みは地域課題を解決するために、地域が主体的に取り組んだ結果近隣住民の理解や景観との調和、法律上の許可など様々な課題をクリアし、実現したものでございます。

現在はSAPと呼ばれる市民活動団体が春と秋の年2回、壁面のメンテナンスを実施しており住民参加や世代間交流を促進する取り組みとして、ECMOを含む活動を支援を継続してまいります。

以上でございます。

五十嵐経済産業部長私からは、就労支援について2点ご答弁いたしますまず事業者の人材確保や事業承継の支援施策としてのスポットワーク事業者との連携についてです。

人手不足が事業者の課題である中スポットワークは業務の切り出しにより職務が明確になるため初心者でも働きやすく事業者にとっても柔軟に人材の欠員補充が可能となるなどデメリットが大きいものと考えます。

スポットワークから雇用に移行する例もありスポットワーカーを活用した介護事業所の約8割が長期採用や、スポットワークのリピーターかといった人材の定着に繋がったという民間の調査結果もございます。

スポットワーク事業者との連携は事業者の人材確保に加え雇用への移行による就労環境の充実にも繋がることから他自治体の事例も参考に取り組みの可能性を検討し事業者支援に生かしてまいりたいと考えます。

次に若者や1人親高齢者などに対するスポットワークを活用した就労促進についてです。

スポットワークを、スポットワークの仕組みを入社前のインターンや仕事体験として位置づけることは就労前のステップが必要な方や初めて経験する仕事に不安を感じる方にとって就労支援の充実に資する可能性があります。

また、スポットワーク事業者からスポットワークを利用する事業者に働きかけることで就労希望者を受け入れる事業者の数や業種が増し様々な境遇にある方の就労の選択肢が増えるということも期待されます。

今後先行事例を参考にしながらスポットワーク事業者との連携可能性を検討し区民の方が安心して自分らしく働くための支援に繋がるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは3点ご答弁いたします。

初めに学ぼうの実績についてです。

生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業、学ぼうは高校中退防止や高校卒業に向けた支援を強化するため、令和7年6月より、区内3ヶ所にて実施しております。

25名の子供が週一、二回、主体的に利用しており、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図ると同時に受験に向けたサポートを行い、この間2名の大学進学が決定したところです。

また、大学生の学習支援員への悩みを語ったり、軽食や休憩を通じて、自然と子供同士の交流も生まれるなど、子供にとって身近で、身近で気軽な相談先場所と成っております。

次に7本のアウトリーチによる周知についてです。

75の実施に当たっては、ホームページや区報、1人親家庭へののためのメールマガジン等へ広く周知するとともに研修等を通じて、児童相談所や子供家庭支援センターの職員スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の支援者への周知を図っております。

また区内の高校38校へも案内を行っており、特に都立高校については、ユースソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携も始まっております。

今後は子供たちの利用の様子を伝えながら、更なる周知に取り組んでまいります。

行政や学校のみならず区内外の子供支援団体を通じて、利用対象となりうる家庭に直接の働きかけも行っており、引き続き様々な手法を工夫しながら支援を届けてまいります。

次に、真子卒業後のアフターケアについてです。

75では、学習支援の一環として、大学生の学習支援員から大学生が失礼しました大学生活についての話を伺える機会の提供や奨学金等の大学進学後に利用できる支援サービスの紹介をしておりますまたなロゴが身近で気軽な相談先となり、子供自身が相談できた経験を重ねることでその後も誰かに頼ったり、相談できるようになることを目指しております。

今年度名田剛卒業する子供たちに対しては、区の若者支援情報案内する。

するとともに、必要に応じて相談に乗り、関係機関等と繋ぐなど、緩やかな関係性を継続してまいります。

以上です。

原田竜馬議員ありがとうございます。

まずちょっとスポットワークについてであります。ちょっと私の相談で恐縮ですが80を過ぎてからですね民間企業に30も40も履歴書を送ってアルバイトをしようとしてたままですね渋谷のファストフード店で働くことができつい先日まで働いていたんですけども、やっぱり働き始めると本当に元気になるものとしてそういった現行の中では若年無業者の方に歯の話をしましたけれどもこの高齢者支援高齢者就労といったところにも大きくスポットワークというものは意味をなすんじゃないかなというふうに思っておりますのでぜひともご活用いただければと思います。

そして学習支援の方に関しましてはやっぱり高校から大学に進学するというタイミングで支援が途切れやすい時、社会的自立における大切な重要な危険機関にもなります。

ぜひともこの学ぼうをきっかけにですね、世田谷で貧困の連鎖を断つことができるようなそんな事業に進めししていただきたいということを申し上げまして質問とさせていただきます。

以上で原田竜馬議員の質問は終わりました。

次に、18 番畠山真一議員議長 18 番畠山晋一議員初めに子供の自立心を育むデジタルデトックスの推進について伺います。

区では GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末が普及し、教育のデジタル化が進む一方、家庭内でのスマホ依存や SNS トラブル、睡眠不足による不登校傾向に対する声が増長をしております。

町会の行事や地域活動の中で保護者から夜中までスマホがやめられない、どう制限すればいいかわからない、こういった悲鳴に近い相談を受けております。

ここでの提案はデジタル排除ではなく、技術を主体的に使いこなすためのデジタルでの心身の健全な状態の確立が大切という観点から発言しておりますが、この実態把握について、区内の小中学生における。

ネット、スマホの長時間利用が心身の健康、視力、睡眠体力や学習意欲に与えている影響を区はどう分析しているのでしょうか。

教育現場での指導としての現在の ICT 教育において、操作方法だけでなく、依存のメカニズムや脳への影響といった自己管理能力を育てる教育は十分に行われているのでしょうか。そして家庭への支援として、依存に悩む保護者に対して、学校や専門機関からの具体的なアドバイスやデジタルデトックスを実践するための指針が不足しているのではないのでしょうか。

そこで、区独自の先駆的な取り組みを提案いたします。

世田谷版デジタルリセットプログラムの導入として縁組協定を結んでいる川場村や川口移動教室のキャンプ等の宿泊行事において、意図的にデジタルから離れて自然や対話に武没頭するデジタルデトックスプログラムを標準化することに対する区の考え方を伺います。例えば、地域家庭学校の三者によるオフラインの推奨税を創設してみたいかがでしょうか。

区が主導し、毎月第 3 日曜日は家族でデジタルをといた地域全体で取り組むムーブメントを構築したらいかがでしょうか。

そして啓発コンテンツの刷新として、小学校高学年を対象に、脳科学的視点からスマホに操られないための知恵を学ぶ子供が自分事として捉えられるチラシや動画を独自に作成することなどに取り組む必要があると考えますがいかがでしょうか、区の考え方を伺います。

続いて、区民の利便性向上、誰 1 人取り残さないデジタル化の視点から質問いたします。

キャッシュレス決済のみ導入についてですが、先日、私が犬の登録手続きのために、隣の第 2 庁舎の 4 階生活保健課を訪れました。

そこで驚いたのは、区内の 11 ヶ所で行われている。

同じ手続きにおいて、デジタル決済に対応していないということ。

ここ生活保健課のみであるという事実でした。

マイクロチップの装着の義務化やデジタル化が加速する中で、なぜこの窓口だけが取り残されているのでしょうか。

利用需要の多寡に関わらず、区民から見れば、同じ区の窓口です。

まずは当該窓口における現在の決済実態と今後の導入に向けた対策について伺います。

キャッシュレス決済の利用状況ですが、現在、区民会館や粗大ゴミ手数料、各種の証明書交付など、行政サービスの決済手段の多様化が進んでおります。

そこで、主要窓口におけるキャッシュレス決済の利用率の推移と、利用者からのフィードバックや満足度について、区の把握している現状を伺います。

全庁的なガバナンスと今後の展開についてですが、行政におけるキャッシュレス決済の推進について、過去の会計課が各所管の状況調査を行っていますがその後全体を取りまとめ、進捗管理を行う統括司令塔が見当たりません。

現状、現状で各窓口が個別に判断対応しているようですが、これでは区全体での利便性向上にばらつきが生じます。

今後、対象施設の更なる拡大やオンライン申請と連動した完全非対面決済の導入に向けて区としてどのような姿勢を持ち、どの部署が責任を持って主導していくのか、区の見解と今後の方向性について答弁を求めます。

次に、区内活動団体に対する支援について伺いをします。

地域活動を支える団体の現状と課題として、地域課題が複雑化、多様化する中で、町会自治会を初め、商店街 PTA よう PTA や NPO や地域団体など、区内で活動する諸団体の役割はかつてないほど重要に成っております。

しかし、現場からは活動資金の確保、また、担い手の高齢化に加えて、行政への申請手続きの煩雑さが本来の活動を圧迫しているという声を耳にしております。

特に支援を受けようとする際、窓口や提出書類が事業ごとに異なり、団体側の負担が大きい実態がございます。

その中で町会が財政的な課題として、振り込み詐欺やなりすまし詐欺の影響でもって町会自治体が自治会が団体としての銀行口座や郵便貯金口座が容易に開設できなくなって困っている実情が現場で発生をしております。

区が認識している。

現在の区内活動団体の数や活動状況および団体が直面している具体的な課題についてはどのように特に町会自治会に対して強力対応されているのか、総合所長にご答弁を願います。団体支援のデジタル化手続きの簡素化について先ほどのキャッシュレス決済の議論とも重なりますが、活動団体が行政とやりするやり取りをする際に未だに紙ベースの申請や報告、対面での捺印を求められる場面が多く残っております。

貴重な時間を割いて活動している区民にとってこのアナログ的な事務作業は大きな負担と

なっております。

申請のオンライン化を全体的に進めていくべきです。

また一度提出した団体情報などを共通データベース化をし、別の補助金申請等にはまた入力を省略できる仕組みを構築するなど、誰 1 人取り残さないデジタル化を地域活動の現場でも実現すべきと考えますが、今後の区の取り組みについてご答弁を求めます。

最後に、保健行政について一昨日の我が党の代表質問のおたふくかぜの答弁では、ワクチンによる髄膜炎のリスクが言及されましたが、実際には自然感染による髄膜炎の発生率の方が遥かに高く、さらに恐ろしいのは、一度発症すると回復が困難な分布する難聴です。

年間数百人がこの難聴に苦しんでいるというデータもあり、これこそが防げる病によって失われる大きな損失です。

国が検討中であることを利用に理由にて対応するのではなく、区民の健康を守る最後のとりでとして、自然感染のリスクと比較をした正確な情報をより積極的に発信をすべきです。そこで現在、一部助成は行われておりますが、任意接種であるがゆえに、保護者の経済的負担や意識の差が子供の健康格差に直結をしております。

既に都内でも子供の健康を最優先に考え、独自に全額公費負担へ踏み切る自治体が増えております。

世田谷区においても、国の動向を待つだけでなく、他区の選挙先行事例を精査をし、経済的ハードルを完全に排除した。

全額助成の実現に向けて検討を進めるべきです。

予診票にチラシを同封するという既存の周知にとどまらず、保育園、幼稚園入園児の鑑賞やかかりつけ医による積極的な声掛けなど、点ではなく線での周知体制が必要です。

特に 2 回接種の重要性 1 回だけでは免疫が不十分な場合があることをについての理解がまだまだ浸透しておりません。

全ての保護者が接種の必要性を正しく理解をし、判断できる環境を構築すべきです。

ご答弁を願います。

最後に、人口 90 万人以上要する世田谷区は、東京都最大の医療規模です。

しかし、大学病院、国公立の基幹病院は全て区外に存在をしており、中小規模の民間病院が世田谷区民の救急医療、災害医療に対する実態となっております。

その中で東京都の調査では、令和 6 年度では都内病院 6.79%が異形赤字で区内病院でも緊急対応が必要な状況です。

そこで世田谷区としては区内病院との全体的な連携はどのように形成されているのか、ご答弁お願い壇上からの質問を終わります。

宇都宮教育総合センター長はい私からは、教育におけるデジタルデトックスの取り組みについて 3 点ご答弁申し上げます。

まず、心身の健康や学習意欲に与えている影響の分析についてです。

教育委員会では児童生徒の ICT 活用の状況を独自に調査し、課題を受け止め学校での指導

に生かし、学習用端末の良い使用方法に繋げております。

令和6年度は、学習用端末の活用に関するアンケートに中学生は楽しく学べる95.0%集中して学習に取り組める81.9%もっと学習してみたい。

84.9%小学生は楽しく学べる94.0%集中して取り組める85.7%と高い工程が見られました。しかし、この調査では、睡眠主力体力等の項目を設定していないため、次回以降の調査で、就寝前利用や睡眠の状況などの項目を設け、学習意欲との関係を分析してまいります。

次に、自己管理能力を育てる教育についてです。

学校では長時間利用に伴う睡眠不足や集中力低下、SNS上のトラブル、個人情報の保護、課金トラブル等について、各教科領域を通じて指導をしています。

また、学習用端末の適切な活用や、長時間利用すること安全なサイトから正しい情報を得て活用していくことなどのICTリテラシーについても継続的に指導をしています。

最後に、家庭への支援についてです。

保護者向けに、ネットリテラシー情勢講座を実施するとともにリーフレット、インターネットトラブルから子供を守るために三つのポイント①日頃の様子を見守り、②フィルタリングの設定③困ったらすぐ相談と家庭でのルール例使わない時間帯、保護者の目の届く場所に置く具体的に主提示をしております併せて困りごとが生じた場合の区の教育総合相談や子供の人権110番との24時間ホットライン等の相談先を記載しております。

今後も終始と啓発を一層徹底してまいりたいと思います。

以上です。

秋山学校教育部長私二つのご提案をいただきましたまず、川場村等の宿泊行事において、意図的にデジタルから離れるデジタルデトックスプログラムの標準化についてご答弁いたします。

小学校5年生で実施するかは移動教室、中学校1年生で実施する川口工移動教室は、現地の自然体験や文化活動を通し、友達との交流を深め、新たなことへの挑戦から自分自身の成長へと繋がるよう、ともに2泊3日の行程で実施しております。

それぞれ施設の状況や移動教室の目的からデジタル機器は持参しておらず、持参している場合でも多く支給のタブレットのを極めて限定された学習の一環としての使用率にとどめており、実際にはSNSなどは使用していない状況でございます。

各学校からは203日間での様子からはあまり変化は見られないというお話も伺っていますが、この度、都が実施するとしている。

SNSの調査ともあわせ、移動教室における効果影響についての調査の実施等も含め検討してまいります。

次に、地域家庭学校の三者によるオフラインにA推奨で創設するなど区が主導し、地域全体で取り組むムーブメントの構築、また子供が自分事として捉えるチラシや動画の作成というご提案をいただきます。

また、ご答弁いたします。

既読未読の表示機能やグループチャットの文化が子供たちに過度なストレスや人間関係の疲労感をもたらしているとの指摘があること、教育委員会としても認識しております。

スマートフォンや SNS の適切な使い方に関する指導、子供同士の関わりを見守る環境作り、繋がり続けなくても良いという価値観の育成などに取り組む必要があります、議員ご指摘の通り、行政全体で考えていくべき大きな問題であると捉えております教育委員会としましては、との SNS の調査を注視しつつ、SNS に特化した事業や保護者への働きかけ等、実効性や子供たちの実情を踏まえながら、学校にできることを検討してまいります。

私からは以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは保健所所管のを 2 点のお尋ねについてお答え申し上げます。

まず犬の登録についてデジタル決済に対応していないという御指摘でございました。

生活保健課では、犬の鑑札狂犬病予防接種の予防注射済み票の交付手数料の他、食品や環境衛生、医事薬事に関する許可申請等の高額の手数料も取り扱っております過去にキャッシュレス決済について検討いたしましたが決済事業者に良い支払う取り扱い手数料の負担等を勘案して見送ってきた経過がございました。

犬の鑑札はマイクロチップの普及で、インターネットでの手続きに移行していることや注射済み票は昨年 8 月に電子申請を導入後、電子申請が保健所が窓口での申請数を上回ることから、キャッシュレス決済導入について区民の方々の利便性の向上を目的にまた区の方針や来年度の生活保健課の移転に合わせて検討してまいります。

次におたふくかぜワクチンについてです。

おたふくかぜワクチンは予防接種法に定められていない任意接種であり接種により、稀に重篤な無菌性髄膜炎を起こすことがあり現在国においてはこの健康被害の対応を含めて定期接種化の検討を行っております。

そのため区では現時点で費用の一部助成が適切であるとし、一方、確実な性質効果を期待し、2 回での女性を置かとして参りました。

区では、定期接種であるマシ風疹ワクチンの予診票送付時におたふくかぜワクチンの助成制度に関するお知らせを同封するなど、周知を行っております引き続き量小児科医会との連携等のもとに、希望される方が接種機会を逃すことがないように丁寧な周知啓発に努めてまいります。

私からは以上です。

大沢会計管理者私からは、キャッシュレス決済の利用率の推移と完全非対面決済の導入に向けた区の見解などについてご答弁いたします。

まず、キャッシュレス決済の利用率でございますけれども例えば住民切る住民記録事務におけるキャッシュレス決済は 5% から 6% 程度で推移しております。

なお現金決済にはコンビニでの交付も含まれております。

またキャッシュレス決済に伴う利用者の声につきましては把握はしておりませんが、決済方法の多様化が進む中で、利用者にとっては有用であると考えております。

この状況に加え、先日の会計事項を踏まえ、職員の現金の取り扱いの機会減少させていくことも必要であると認識としており、今後もキャッシュレス化を拡充していくことが重要であると考えていると考えております。

議員お話しのとおり、会計室がDX推進方針、バージョン2の作成において、各所管の状況調査を行っております。

来年度より抗菌業務の効率化、DS化DX化の検討を進めていきますが、まずはこの状況調査も踏まえながら収納所管の公金収納に係る業務の現状把握やキャッシュレス決済推進にあたっての懸念点などの課題の整理を行ってまいります。

この課題を通して、方向性やそれに対する進め方、推進体制などについても考えてまいります。

私からは以上です。

柳沢北沢総合支所長私からは、区内活動団体に対する支援に関して町会自治会の数や活動状況町会自治会が直面しているか具体的な課題についてお答えいたします。

北沢地域には町会自治会が48あり防犯、防災、環境美化、リサイクル、地域の祭り広報活動を始め安全安心なまち作りに繋がる活動を地域の特性に応じて精力的に活動をしていただいております。

まちづくりセンターではご指摘の課題に対し補助金の交付や助成事業の紹介、加入率向上に向けたPR各種申請の受付窓口申請へ補助を行うなど町会自治大会の幅広い活動の支援や、様々な団体のイベントなどへのサポートに努めて参りました。

お話の口座開設について区が世田谷郵便局に問い合わせさせていただきましたところ、要件があり、審査には時間がかかりますけれども要件を満たしておれば口座開設は可能だというふうに伺っております。

町会自治会の皆様の困りごとについてはまち作りセンターや総合支所が連携して解決するよう今後も全力で支援してまいります。

私から以上です。

そうDX推進担当部長はい私からは、一度提出した団体情報などを一元管理する仕組みを構築するなど、今後の取り組みについてご答弁いたします。

手続きのオンライン化が大きく進む一方で、ご指摘の通り、書面による対面押印が必要な手続きも依然として残っていることは認識しております。

また、部署ごとに団体情報を管理しており、他部署に申請を行うときに同じ情報を再度提出しなければならないなどのご負担やデータ管理が煩雑化しているなどの現状がございます。この課題の解決のため、提出いただいた情報を共通データベースで一元管理するなどの仕組み作りは有効と考えます。

一方で部署を横断的に情報共有するためには、あらかじめ団体から同意を得る必要があるなどの課題もあることから、情報共有や管理、運用ルールの整備について関係所管と連携し、手続きオンライン化の一層の推進とあわせて、改善策を検討してまいります。

以上です。

田中保健福祉政策部長私からは、区内病院経営などに関してご答弁いたします。

近年の物価高騰などにより、K やっぱ経営圧迫が続いている実態は、区内病院から伺っております。

病院は災害、感染症対応や高齢化の進展において、地域医療を支える不可欠な基盤であり、その機能維持は重要な課題と認識しております。

国は、昨年末の補正予算において、病院への上乗せ支援を行うとともに、令和8年度診療報酬改定で病院への賃上げ、物価高対策の支援を示しています。

区は、病院経営について、国、都の動向を踏まえ、地域医療が安定して機能するよう、関係機関と連携しながら必要な支援の検討を進めてまいります。

以上です。

畠山真一議員、いずれのをデジタルデトックスのこともそうですし、全てデジタルに人間が振り回されることなく有効活用できるように予測の中で質問してまいります。今朝デジタルデラックスの質問をしますと言ったら新たな課題を区民からいただいておりますのでこういったことも続けて提案してまいります。

以上で質問を終わります。

以上で畠山真一議員の質問は終わりました。

次に、47番桃野佳史議員、47番浜野喜史議員質問通告に従い質問します。

初めに、区役所等でのハラスメント問題についてです。

区組織トップとしての区長の務めは副区長以下の職員が最大限区民のために力を尽くせる組織をつくることではないでしょうか。

令和6年2月22日の本会議にて、定年退職などを除く普通退職者、そして、求職者数が増加し続けていること、メンタル不調による休職者数が増加し、市レベルの自治体平均を大きく上回っていることを明らかにしました。

その際総務部長が従来の対策に加えて取り組みを強化する旨答弁しています。

その後の取り組みと、退職者数などの推移を聞きます。

退職、休職メンタル不調はハラスメント問題に起因することが多いのではないのでしょうか。対策は十分でしょうか。

令和6年10月2日の決算特別委員会でハラスメント相談職員相談、ハラスメント対策委員会の設置、ハラスメントによる懲戒処分の数を取り上げました。

その後これらの回数件数の推移をお答えください。

私のもとに、以下の声が寄せられました。

職員相談にて、ハラスメント被害を申し出た後、行為者の便名が行われた。

その後、申し出者が反論を行う前などに職員相談は行為者側に立つようにこれはパワハラには当たらないと発言するなど、申し出を抑制する姿勢だった。

また、別の方からは、職員相談の再調査すると、加害者に告発者が特定されるかもしれない

が良いかと言われた。

また、約束されていた。

被害に関する聞き取りが省略されそうになったとの声が寄せられました。

職員相談ではそのような対応をしているのか。

申し出者の心情に寄り添った対応をすべきではないか見解を伺います。

ハラスメント対策委員会以下委員会について聞きます。

職員相談の際、委員会での調査を求めたが拒まれた。

ハラスメントに該当しない加害者の処分に及ぶようなものではないと判断され、それに申し出者が納得しない場合に委員会が設置されると説明されたとの声が寄せられました。

この説明のような運用は適切でしょうか。

他の服務事故に比べ、ハラスメントは事実認定や程度の評価が難しい面があります。

委員会が開かれないとすれば、管理職によるヒアリングをもとに、ハラスメントの有無程度について判断されることになるのですがこれでは濃密な人間関係、上下関係の中で正確な情報が集まらず、処分の有無、傾聴に対する公正性を欠くでしょう。

委員会は定期的に開催し、申し出の全県第三者性を持った目で客観的に調査や評価をし、プライバシーに配慮しつつも、事例を全庁で共有するなど再発防止策を講じる仕組みに変えるべきです。

見解を伺います。

また、区の外郭団体においてもハラスメント問題が起きているとの声が届いています。

区は玩具外郭団体とも連携し対策をすべきと考えます見解を伺います。

次に、子供が主役である部活動についてです。

令和7年3月24日、スポーツ庁の事務連絡学校における体育活動中の事故防止を呼びたい×ハラスメントの根絶についてから引用します。

運動部活動での指導のガイドライン、平成25年5月、文部科学省等において示している通り、中略、体罰、ハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではありません。

各学校においては、全教職員指導者に対し、体育活動中の体罰ハラスメントの根絶に向けた認識の共有と指導の徹底をお願いします。

引用以上です。

残念ながら区では、認識の共有と指導の徹底ができていないようです。

ある中学校の部活動で教員による生徒へのハラスメント、もしくははじめとも言えることが起きています。

この運動部では、顧問の教員の指導のみ受けることを、入部の条件にしており、生徒が並行して、民間のクラブなどで活動することを認めないそうです。

この教員は何の権利があって、学校外における子供たちの自由を奪っているのか。

まず、このようなやり方が許されるのか伺います。

そして、他にも同様の事例があるか調査し、あれば、改善すべきと考えます見解を伺います。

この部で活動していた生徒 B さんは 3 年生の 10 月に行われる引退試合後には学校の決まりで、部活動に参加できなくなることから、9 月下旬、民間クラブへの入会手続きを進めました。

参加するのは、部活動引退後ですが前日のルールを考慮した B さんは、教員に 10 回の報告をします。

すると教員は不満憤りを示し、今後は必要最小限の会話しかしないなどと明言。

その後の引退試合で B さんが好成績を収めたにも関わらず、指導、声かけを一切しなかったといえます。

その後、B さんが教員の仲介で進めていた。

競技を通じた進学についても、保護者を含む三者面談時に教員がもう仲立ちしたくない。

高校の先生から電話があったが出なかった。

と発言するなどしたため、受験辞退に追い込まれたといえます。

まずこれらの事実確認をします。

その後も、B さんが保護者とともに、部活動の現場に赴き、謝罪するなどしましたが教員の態度は改まらず、三者面談時には先生が不機嫌な態度を継続していたら、生徒側がどうしたかな。

何か悪いことしたかなと察知して、謝罪なり、弁明なりしてくるべきだとの教育論を披瀝したそうですが、本来子供の態度を見て、どうしたかな。

何かあったのかなと察知しなければならぬのが教員ではないのでしょうか。

区教委の考えを教えてください。

時間の都合で全ては申し上げませんが、伝え聞く教員の不適切な言動は多々あります。

B さんは心情的に教員と顔を合わせられなくなり、四国東ソー投稿していましたが、ついには学校に行けなくなってしまったと聞きます。

B さんが進路希望を変更せざるを得なかったり、投稿に支障をきたしたりしたことを考えれば、これは教員のサービス事故だと考えます。

見解を伺います。

次に、区役所での金銭管理についてです。

平成 29 年 9 月、約 5 万 2000 円分の切手がなくなる平成 30 年 2 月、区民が窓口で収めた 2 万 3000 円がなくなる令和 6 年 2 月、金庫内の生活保護費約 30 万円がなくなる。

令和 6 年 5 月、都営交通無料乗車券がなくなる。

そして昨年 12 月、道路管理者の管理する現金 1 万 1050 円がなくなりました。

真面目に働く職員のためにも、いよいよ現金を扱う場所等への防犯カメラ設置が必要だと考えます。

見解を伺います。

児童養護施設の卒園生 C さんの生活保護費保護費について相談が寄せられました。

日く、令和 5 年 9 月 11 月の保護費を受け取っていない旨を、同年 12 月から区に訴えてい

るが、区は、受領印が押された領収書があると取り合ってくれないとのこと。

まず、いついっくらの生活保護費が問題となっているのか確認します。

次に、印鑑は前日の生活保護費約 30 万円紛失の際と同様に、区が保管していたのか、印鑑預かりの有無、他の部署でもそのような不適切な事務があるのか聞きます。

Cさんは、交通系 IC カードの利用履歴や携帯電話の通話履歴から該当の生活保護費を受容していない旨を主張していると聞きます。

それでもなお、区は役所内で現金がなくなった可能性を全く考えないのはなぜか、警察に被害届を出さないのはなぜかをお答えください。

以上壇上から質問を終わります。

指導総務部長はい私からはまずハラスメント問題についてご答弁申し上げます。

退職者それからハラスメント相談対策委員会の件数等の推移についてでございます。

近年のハラスメント対策といたしましては令和 6 年度から若手職員の人事異動直後の各職場でのフォロー体制の強化やメンタルヘルス研修を、年度の前半に前倒しして実施するなど、若手を中心とした取り組みを強化するとともに産業医によるこころの健康相談の相談枠を映像化するなど取り組んでまいりました。

退職者数等の数の推移についてですけれども、普通退職者は、令和 5 年度が 133 人、令和 6 年度が 138 人、同様に求職者数は 167 人 171 人うち、メンタル不調による休職者数は 130 人 142 人ございました。

また総務省の調査でメンタル不調による永久無者の割合ですけれども本区は、令和 5 年度 2.6%、6 年度 2.7%となりますが全国の棋士の自治体の平均は、いずれの年度も 1.5%となっており、これを上回っている状況でございます。

またハラスメントの相談ですけれども、令和 5 年度が 13 件、6 年度 21 件、同様に職員相談は 15 件 13 件ございました。

ハラスメント対策委員会につきましては令和 6 年度に 1 回を開催してございます。

またハラスメントに起因する懲戒処分が令和 5 年度に 2 件令和 56 年度はゼロ件でございました。

なお令和 7 年度対策委員会を 3 回開催してございます。

続きまして職員相談における対応についてでございます。

ハラスメントに関する相談や調査に当たりますは相談者が匿名を希望するかや調査の調査対象の範囲など相談者の意向提言に確認しながら対応しております。

そうした中でも、客観的な立場から見て明らかにハラスメントに当たらないものなどについては、その旨を助言する場合がございます。

また調査に当たって事実関係を客観的に把握するためには、行為者や第三者への聞き取りを行う必要も出てまいります。

こうした場合、匿名であったとしても、その内容から、ある程度相談者が誰か行為者や第三者が推測可能となってしまうようなケースもあり、相談者にそうした点をあらかじめ説明

することはございます。

なおご指摘の被害に関する聞き取りについてですけれども自己観察の流れの中で所管部による相談者を含めた関係者への聞き取り調査や事務手続きに時間を要したことなどから、相談者に退職の後に聞き取り調査を実施したということもございました。

どのように調査やその後の自己観察を進めるかは個別事案に応じて様々でございますけれども可能な限り相談者の心情に寄り添う姿勢を大切にしながら対応してまいります。

続きましてハラスメント対策委員会、それから事例の庁内協議についてでございます。

ハラスメント対策委員会は基本方針に基づき、相談事案のうち、より厳正な調査対応が必要と認めた場合に当事者が納得しない場合に実施できるものとしてございます。

相談の時点でハラスメントに当たらない旨を相談者にお伝えするケースがある一方、相談の時点でハラスメントに該当することが明確なケースもございます。

この場合は対策委員会を実施するまでもなく、人事課へ内容を報告し事案に応じて懲戒処分や人事上の措置が行われることがございます。

相談事案は内容や程度を含め、様々なケースがあり、全ての対策委員会で調査審議することは時間的な制約を含め難しい面もございますが、それぞれの相談に際しましては、当事者が納得いくような丁寧かつ公正公平な対応に努めてまいります。

またハラスメント事例を庁内で共有することはハラスメントのない組織を目指す上で取りうる一つの対策であるというふうに認識をしてございます。

関係者のプライバシーに配慮しながら、庁内での共有について検討をしてまいります。

私からは最後に区役所内での金銭管理について防犯カメラの設置についてご答弁申し上げます。

前年度の保健福祉センターにおける生活保護費の紛失を受けた再発防止策につきまして防犯カメラの設置を含め検討いたしました。金庫を管理する職員を限定するとともに、金庫を開けた際に記録が残り、職員を特定できる機能を有するタイプの導入が有効であるというふうに判断をいたしましたところでございます。

今回の件を含めて改めまして、防犯カメラの設置について検討を進めてまいります。

私からは以上です。

有馬政策経営部長私から外郭団体のハラスメント防止の取り組みについてお答えいたします。

区といたしましては外郭団体を含め、いかなる職場においてもハラスメントは決して許されるものではなく、事案発生時には被害者の保護を最優先に迅速かつ適切に対応することが不可欠であると認識しております。

これまでも外郭団体に対しましては、ハラスメント防止規定の整備や相談窓口の設置など、必要な取り組みを求めてまいりましたが、今後もハラスメント防止に向けて、外郭団体の指導助言の強化に一層取り組んでまいります以上でございます。

秋山学校教育部長私からはまず、郊外クラブチームで活動しているものは入部できないこ

とが許されるのか、また同様の事例があるのか調査し改善すべきとのご質問に一括してご答弁いたします。

子供たちがどの部活動クラブチームに加入するかは自由であり、特に運動部についてはどのチームから大会に出場するかという観点から、生徒および保護者が自由に選択していると認識しております。

今回の質問の件については、教員は生徒の指導に関し、2ヶ所以上で指導されることにより混乱が生じるとの観点から独自の取り組みにより対応しており、また、大会等において好成績を残していたという状況でございます。

しかし教員の思いは大切ではありますが、クラブチーム、部活動等を選ぶのは本人でありますので、教育委員会としてまずはこのようなことがないように、調査し、各校に指導してまいります。

次に本事案についての事実確認とそれに対する区教育委員会の見解および服務事故に該当するののかについて一括してご答弁いたします。

銀行指摘の事案につきましては、学校より報告を受けて確認しており、当該教員の部活動の運営および指導、面談時の言動に関し不適切であったと考えております。

引き続き、学校当該教員から事実関係を確認してまいります。教育委員会としても部活動の運営状況や、入部している他の生徒への対応について精査し厳正に対処してまいります。また、校長会を通じて適切な部活動運営を徹底するよう指導してまいります。私からは以上でございます。高橋からす山総合支所保健福祉センター所長。

私からは、生活保護費の件について3点一括してご答弁いたします。

ご指摘の件は保健福祉センターにおいて生活保護受給者から令和5年9月分および11月分の生活保護費を受け取っていないとの主張がされているものです。

区としては当該月の受領印が押された領収書が保管されており、支給済みであるとの認識に立っています。

まず、いついくらの生活保護費が問題となっているかのご指摘については、令和5年9月分および11月分を受け取っていないと主張されておりました。金額は9月分が12万8420円。

11月分が13万1050円、合わせて25万9470円です。

2点目に印鑑預かりの有無、他の部署でもそのような不適切な事務はないかについてです。当該保健福祉センターでは、令和5年度の金庫の生活保護費紛失事故の際、被保護者から了解を得ないまま、領収書に押印を行う過程で、本人からの申し出による印鑑の預かりがありました。

今回の件について本人の申し出があったかまでは確認できませんが、当時は押印がなければ支給できないため、円滑に保護費を渡すための方法として、印鑑を預かっていたものです。なお、区の負担で印鑑を買うことはしておりません。

また、他の市場につきましては、令和6年3月に、金庫の生活保護し紛失に関する調査会

において、本人の承諾なく、領収書への押印をすることがないことを確認し、さらに令和2年7、失礼しました、令和7年2月に監査結果報告を受け、改めて同様の取り扱いがないことを確認しています。

現在は、領収書への署名による受領を認めており、印鑑を預かることはございません。

3点目に、役所内で現金がなくなった可能性を排除しているのはなぜか。

警察に被害届を出さないのはなぜかについてです。

保護費の支給は、領収書の受領により確認しており、本人、ご本人が主張されている交通系ICカードの履歴は東邦や別の交通手段による来週が可能であること携帯の履歴も履歴が残っていないからといって対処していないと判断することは難しいと考えております。

また、担当職員からの聞き取りからも区としては支給済みとの認識です。

なお、この件に関しましては、警察から捜査に関する紹介を受け、区として協力を行っております。

捜査中の案件であるため、これ以上の詳細は差し控えたいと考えております。

以上でございます。

俣田佳史議員はいまず部活動の件ですけれどもこれ受け入れられるかというふうな問題はありますけれども教師並びに学校はですね、これまでのことを全員誠心誠意謝罪して生徒を支えていく努力をするということによってよいかということを確認します。

あと保護費の件。

これ担当職員に聞いたら支給したと言っているというような説明ですけれども争いになってる以上ですねそれが根拠になるのかということですからこれまで庁内で金品紛失が相次いでいるのにこういうことがそう簡単にね、うまく表していいのかという弱い立場の方を根拠もなく門前払いしているように私は見えてならないんです支給したことや、例えばあの人、あの方を受け取りに来てましたよとかですね、担当以外の他の職員の方の証言はあるのかということを確認します。

あとはハラスメントの件ですけれども、退職者求職者、メンタル不調の人数状況を見てですね、私もっと危機感を持たないといけないと思いますよ皆さんがここにいる皆さんがね幹部の皆さんが今まで通りのことをやってきて、歯止めがかかるとは思えないわけです。

それで象徴的な話ですけれどもハラスメント相談に申し出をしてきた方に対してですね。

加害者にあなたの告発ってということがばれるかもしれませんけどいいですかなんて言ってね、いいですよって答える人いますか。

相談があったときにかける言葉ってそういう言葉じゃないでしょ別の言葉じゃないですかということを確認します。

秋山学校教育部長部活動に関しての再質問にお答えいたします学校を教育委員会とも本生徒さんに対して今生徒さん非常に頑張って学校に来ているという報告も受けておりますので誠心誠意ですね支えるという気持ちで保護者、それから星斗大の方にですね接して今中三中学3年生ですので、あと卒業まで1ヶ月もうございませんが誠心誠意支えていき

たいと考えてございます。

以上でございます。

高橋からす山総合支所保健福祉センター所長。

先ほどもご答弁いたしました。保護費の支給につきましては、領収書の受領により確認をしておき、来週していないなど判断する携帯の履歴が残っていないからといって、来週していないと判断することなども難しいというふうに考えております。

なお保護費を渡したことを、担当ワーカー以外の職員が確認できているかにつきましては当時の課長が、他の職員にも聞き取りを行っております。担当者が申し立て者に生活保護費を渡したことは、福岡の職員からは確認できておりません。

以上でございます。

須藤総務部長先ほどもご答弁ちょっと申し上げましたけれども匿名で回ったとしても内容からある程度行為者、それから第三者に推測可能となってしまうようなケースがあるといったようなことが事実でありますけれども物議議員の方からお話がありましたように、実際に相談してきた相談者に寄り添って、ちょっとどのような言葉をかけていくのかということについては改めて個別事案に応じて様々な状況になりますので、そこを勘案しながらきちんと可能な限り相談者の心情に寄り添う姿勢を持って大切に対応していきたいというふうに思います。

以上です。

浜野喜史議員が党の件ですけど。

だから繰り返しますけどね。

相手が受け入れてくれるかどうかはさておきですけども、ちゃんと事実関係を認めてね、ちゃんと選手に謝罪するとそれについてはやるということでもよろしいか確認します。

秋山学校教育部長先ほどご答弁いたしました教育委員会としても不適切な行動というのを認めておりますのでその部分について学校の方から謝罪ということでもさせていただきます以上でございます。

以上で、桃野芳文議員の質問は終わりました。

次に、29番青空こうじ議員議長、29番青空こうじ議員質問通告に基づき質問してまいります。

先日、三軒茶屋の保護者の集まりがあった際、ふと、三軒茶屋のキャロットタワーにあるパブリックシアターをお借りして、のいるこいるさん、おぼんこぼんさんと私達青空球児好児の3組で講演を行ったことを思い出しました。

ここまで立派な劇場は23区の他にないではないと思いました。

また、ここは常にお芝居などをやっているのもっと多くの人に見てもらい、芸能を楽しんでもらいたいと思います。

でも最近チケットがちょっと高くなっているように思います。

私は、3号産業振興公社が実施している世良サービスの会員ですので、会員割引で2割引く

らしいの価格になります。

ぜひ多くの人に会員になってもらい、気軽に電話に触れてもらえればと思います、今回は区内の中小企業の福祉厚生事業である世良サービスの事業について伺ってまいります。

令和 5 年の世田谷区産業基礎調査アンケートによれば、区内の事業者が考える今後の重点的な取り組みとしては、人材確保採用強化が最も経営上の課題となっていて人手不足に悩まされている企業が多いことが明らかになりました。

令和 7 年に実施した最新の調査結果においても、人手不足課題と捉えている企業は最も多い状況でした。

人材の確保定着する他、高めるためには、働きやすい環境や柔軟な労働環境を整え、事業の効率化を図るためだけではなく、福利厚生の充実に力を入れることが解決策の一つになると思います。

福利厚生は大きく分けて二つあります。

まず一つが、健康保険、介護保険、雇用保険など、どの社会保険制度があるもので法廷福祉厚生と呼ばれ、従業員が病気やけが介護などの様々なリスクに備えるために、セーフティネットのことです。

一方、世良サービスでは、法定外福利厚生に当たり、これは企業が独自に設定する福利厚生で従業員の満足度向上の働きやすい。

環境作りを目的に、自主的に導入するものになります。

日経新聞に興味深い記事がありましたので少し触れたいと思います。

会社の福利厚生社員の満足度向上向上と定着に有効というテーマで車会社員が労働の対価として会社から得られるものは賃金だけではなく、企業によっては、社員に対して様々な福利厚生の制度を用意しているとあり福利厚生が、労働の対価と考えられています。

また、事後啓発やスキルアップなどの福利厚生を用意する会社では多いと思います。

資格試験も合格すると受講料の一部を会社が負担してくれるといったものに加え、仕事にプラスになる資格であれば、合格後に専用の手当が給料としてもらえるケースもあります。と書かれております。

福利厚生により給料が上がる仕組みもできるとあります。

さらに、若い世代では、仕事とプライベートの両立を重視する傾向が強く、就職でも同じような仕事内容であれば、福利厚生が手厚い会社を選ぶ。

給料が増えるといった社会保険料も併せて増えてしまいがちですが、福利厚生のメニューが増えても手取り額は減らないので、社員にとってはメリットがあるといった福利厚生制度の専門家の意見が掲載されていました。

世良サービスを福利厚生メニューには年 6 回発行している。

開放し、セラーに掲載されておりますが、まず初めに、定期健康診断や人間ドック資格検定試験受講料などの補助がの案内があり、入院見舞い品、出産祝い金など給付のお知らせが続きます。

次に、特産品購入の欄には今月号は、世田谷土産の紹介でした。

これまでも果物やお菓子お茶などが季節に合わせた品物が紹介され、会員の皆さんからも評判だと聞いております。

私もよく利用させていただいております。

その他にも、演劇、ミュージカル、日帰り温泉などのチケットの会員価格での販売など豊富なメニューが揃っていると思います。

ただ、個人的な意見をとしましては、大洗駅のチケットが販売あればなお良いと思います。今後考えていただきたいと思います。

これに加えて、議員の皆様もご存知のベネフィット・ワンという登録湯をすることで東京ドイツニーランドの湯入園料の補助や全国のホテルの宿泊補助、またデジタルクーポン券の掲示によるグルメの井口サービスの割引なども受けることができます。

こうした。

事業だと実感しておりますが、会員数が伸び悩んでいることも事実です。

平成10年の会員数が1万4000円、89人だったのをピークに現在は約8000人に落ち込んでいます。

令和3年の経済算出にせよれば、区内の従業員数は26万9751人でした。

セルフサービスの会員数は約8000人ですから区内の従業員の3%しか加入していません。

世田谷産業振興公社の事業向上の努力による。

改善が前提となることは承知の上ですが、区内中小企業の福利厚生を扱うシェアサービスをの事業は、区としてもしっかりと支援する必要があると考えます。

そこで質問しますが、世良サービスの事業の現状と、かなり今後の展開について、区はどのような認識をしているのか、まずお伺いします。

また、世良サービスの事業を約27万人の区内の従業員に対し、区としても積極的にPRすべきだと私は思っています。

先に述べたように、福利厚生事業は人材確保定着の面からも、事業にとってプラスであり、従業員のワークライフバランスの実現にも繋がると考えます。

隊員の現状を踏まえると、経営者や従業員の方に需要自体が知られていないのではないかと考えます。

例えば、区内にある。

まちづくりセンターそして区民センターや図書館など公共施設に皿サービスの入会案内や会報誌を行う。

区として積極的にPRを取り組むことが必要だと思います。

区のお考えを伺い、そして具体的な取り組みがあれば併せてお伺いします。

最後に、区の事業と世良サービスを福利厚生事業のPRマッチングはできないのでしょうか。

区が行っている事業の対象者が区内の従業員、あるいは企業の経営者であれば、福利厚生事

業のPRする機会になります。

福利厚生事業は、区内事業の人材確保や定着に一定の効果があることから連携事業として、経済産業部が繋ぐ役割が担うことができないでしょうか、区の見解をお伺いし、壇上からの質問を終わります。

五十嵐経済産業部長私から世良サービスについて3点ご答弁いたします。まず世良サービス事業の現状と課題、今後の展開に対する区の認識についてです。

シェアサービス事業は自社単独では福利厚生制度の導入が困難な中小企業の従業員に対しスケールメリットを生かした様々なサービスを提供しております。令和8年1月時点の会員数は約8000人、事業所数は約950となっております。

お話のように人手不足が社会全体の課題となる中、福利厚生の充実が事業者の採用活動にもプラスに働きワークライフバランスの充実や従業員のモチベーション向上のみならず人材の離職防止にも繋がると考えます。

現状の課題といたしましてはご指摘のような会員数の減少に加えライフスタイルが多様化する中、会員が求める福利厚生事業を見極めサービスを提供していく必要があると捉えております。今後はこうした課題に対応し効果的なPRによる利用促進や会員のニーズを捉えたサービスの充実、こうしたことを産業振興公社とともに検討してまいります。次に、区施設における世良サービスのPRについてです。世良サービスの更なるPRに向けては産業振興公社のみならず、区においても周知の強化に取り組む必要があると認識しております。

産業振興公社では事業者向けセミナーや各種相談の際に、サービスの案内を行っており区におきましても奥の知らせや区内事業者向けの産業情報誌、世田谷このミックスの活用など様々な機会を捉えて制度周知に努めてまいりました。

今後は区における事業者向けメールマガジンでの瀬田サービス制度の配信に加えより多くの従業員の方や事業者にアプローチできるようご提案のありました各施設の市区施設へのチラシ配布などへ発信力の強化と制度の理解促進に努めてまいります。

最後に、区事業とのマッチングによるシェアサービスのPRについてです。

世良サービスの活用促進に向けましては幅広い連携や様々な機会を活用した周知を進めることも重要であると考えます。これではこれまで経済産業部で実施している人材マッチング事業の企業説明会や事業者向けのソーシャルビジネスセミナー、産業団体の会議出席時など様々な場面において制度の周知とPRに努めてまいりました。

一方、下位会員数は減少傾向にある現状では、経済産業部以外の事業においても周知を図りPRの選択肢を広げていくということは利用者増に向けて有効であると考えます。

今後事業者との関わりが多い所管部と積極的な情報共有を図り当該所管分の事業などを通して世良サービスの意義や魅力が広く事業者に浸透し制度を利用いただけるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

青空こうじ議員ありがとうございます本当に初めて今から 20 何年前ですか。

パブリックシアターで 3 組で 1 日、1 日 2 回公演やったんですけど、お客さんがよく入ってくれるんですよ。

それで 23 訓中で、自分が多くで、劇場を持ってやっってるのは最近では 5 年ぐらい前から足立区の方でやっていますけど。

でも、ずっとこのお芝居を情痴でやってるというのは、23 区では世田谷区だけだと思います。

やっぱり文化芸術に対しても一生懸命貢献してくれるところで役所の人たちはよくすごくいい声だ。

やりやすい声だと言ってますからぜひこれをずっとパブリックシアターずっと続いてほしいなと思ってます。

以上で私の質問を終わります。

はい以上で青空こうじ議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14 番小野美月議員、54 番小野美月議員通告に基づき順次質問します。

初めに、全庁的な気候変動適応策の推進について伺います。

世界気象機関によると昨年の世界の気温は史上 3 番目の暑さとなり、直近 3 年間の平均気温は産業革命前より 1.5°C 近く上回りました。

既に各分野地域でその影響が顕在化しており、トークでも書きの屋外活動の制限やイベント開催時期の変更、農作物の生産量減少、想定以上の猛暑や降雨による工事の作業不能日発生や設計見直しなど、様々な形で影響が及んでいます。

この実態を踏まえ区としても、温室効果ガスの排出削減による気候変動の抑制を目指す緩和策のみならず、避けられない悪影響を軽減し、気候変化を有効に活用しながら、よりよい生活を目指す適応策も全庁を挙げて推進していく必要があるとの観点から、以下 3 点伺います。

第 1 に、新たな情報プラットフォームの構築についてです。

2024 年 10 月の決算特別委員会にて、私は霊適応策の計画的な推進を求めました。

その後昨年 11 月に環境政策部が主導し、気候変動適応策の取り組みに関する全庁調査が実施されたことを評価します。

回答結果を見ると、未曾有の事態への対応に当たり、限られた予算の中で日々現場が苦慮している様子がうかがえます。

特に地域の実情に即した判断基準がない中、いかに正確かつ実施、迅速に情報取得し、あるいは発信していくのかという点は大きな課題の一つです。

また国や都が示すガイドラインが遠くの実態に合わないためにそのまま適用できず、現場

独自の工夫が講じられているケースもあったと聞きます。

今後はこうしたローカライズされた実践文字積極的に吸い上げ共有していくべきです。

区では現在適用関連情報は、各事業所管が個別に関係者へ周知啓発等に取り組んでいます  
が、庁内関係者も参照できる気候変動への適応に関する包括的な情報プラットフォームは  
ありません。

環境省は国内向けに、気候変動適応情報プラットフォームぷらっとにて各種の適用事例や  
気象観測将来予測データ等の提供をしています。

例えばこれを区内向けに精査し、現場独自の適用事例の共有等も含めた世田谷版円フラ  
ットのような形で区内ステークホルダーによる適用を後押しする新たな情報プラットフォー  
ムの構築ができない角の見解を伺います。

第2に全庁的な推進体制の構築についてです。

先日公表された環境省の大惨事気候変動影響評価報告書では、気候変動の影響は既に顕在  
化しており、早急な対策が必要であること、さらにその影響は広範囲に及ぶことなどが示さ  
れました。

特に暑熱河川等の自然災害、農林水産業等の分野は緊急性重大性が極めて高くなっていま  
す。

翻って区では、地域気候変動適応計画を兼ねる世田谷区地域温暖化対策地域推進計画を  
2023年に策定しましたが、豪雨対策、ヒートアイランド対策、熱中症対策、いずれも策定  
時点の既存施策のみで、将来の影響予測まで考慮して区がどのように適温に取り組んでい  
くのか、その道筋は示されていません。

計画目標値の2030年を待たず、体系的な施策の見直しが急務です。

しかし実際その受け皿となる領域横断的かつ実質的な検討の場はありません。

実務レベルでの情報共有や意見交換、施策検討を可能とする仕組みなど、全庁的な適応策の  
推進に向けた庁内体制の構築が必要です。

区の見解を伺います。

また具体的な対策検討に当たり、外部専門機関との連携は不可欠です。

研究機関の科学的知見を施策に生かす埼玉県や産官学連携で熱中症対策に取り組む大田区  
等の取り組みも参考に、トークも科学的知見に基づきまた、地域の実情に応じた適応策の検  
討に向けて、国や都の気候変動適応センターや区内大学等の外部専門機関との積極的な連  
携をすべきです。

併せて見解を伺います。

次に困難な問題を抱える女性への支援について伺います。

2024年4月の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、通称女性支援法の施行から  
まもなく2年経ちます。

区は進歩を踏まえ、昨年3月に女性支援施策に関する基本的な方針を策定しました。

これに基づきホームページやサポートブック等を通じた女性相談窓口の周知強化、女性相

談支援員の選任か、若年女性のための居場所というカフェの開設やミドル期シングル女性のための交流事業の実施など、着実に取り組みが1000進展したことを評価します。

一方で、女性福祉の増進や人権が尊重される女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現という方も目的に照らすと、依然課題は山積しています。

そこで以下4点伺います。

第1に全関係部署への女性支援法の浸透と、窓口対応の改善についてです。

私のもとに寄せられたご相談からも、当事者の女性たちに日々向き合う現場の対応に疑問を感じる場合があります。

例えば、女性相談窓口に行っても生活保護を受けていたことを理由に生活支援課へ行くようにと追い返される。

過去の暴力被害やトラウマまで目を向けられず困った人扱いされてしまう。

連携すべきケースワーカーや障害福祉担当が女性支援施策を把握していないなどなど法第3条は基本理念の第1に、多様な支援を包括的に提供する体制の整備を掲げ、区の基本方針もこれにのっとって策定されましたが、実態は大きく乖離していないでしょうか。

当事者が最初に繋がる先は必ずしも女性支援を専門とする女性相談支援員とは限りません。最初にたどり着いた窓口で適切な対応がとられなければ、もう2度と支援に繋がれない可能性もあります。

当事者中心主義の支援を実践するには、主その背景まで目を向け、関係所管全体で女性支援施策の必要性に関する気づきのファンドを上げていくことが重要です。

この基本方針は、相談の入口がどこであっても、女性特有の悩みをキャッチした場合は、女性相談支援に繋がるよう、庁内各課に方や女性相談について周知する旨を明記しています。これを踏まえ、女性支援法の理念や方針に沿った窓口対応が徹底されるよう、現場で当事者に向き合う職員に向けた研修機会の拡充を求めますが、その見解を伺います。

第2に、法第8条に基づく市町村基本計画の策定についてです。

区は以前より2025年度から2年間は、基本方針に基づく支援に取り組み、その後は27年3月策定予定の第3次男女共同参画プランに計画として内包し、取り組みを推進するとしてきました。

しかし昨年来、プラン策定の審議を担う男女共同参画部会や関連審議会を傍聴してきましたが、委員に女性支援の現場に携わる方が不在なこともあり、女性支援法を生かした今後の取り組みについて、残念ながらほとんど議論がされていません。

1月に部会に示された計画骨子案を見ても、当事者や協働がうたわれる民間団体等を交えた多面的な議論がされないまま、全11ある課題の一つに矮小化されてしまったようにも見受けられます。

先行自治体である区に立ち豊島区は、いわゆる既存の男女共同参画計画と密接に関連させつつも多様な関係者の参画を得ながら女性支援法に基づく市町村基本計画を独立の計画として策定しています。

当区においても、町内外の様々な関係機関団体の声を踏まえて策定した健康基本方針をあと1年で廃棄してしまうのではなく、これを更新発展させる形で、男女共同参画プランから独立した計画として策定することができないかとの見解を伺います。

第3に、庁内組織体制のあり方についてです。

女性支援施策と、その他社会福祉施策の相互連携が難しくなっている要因の一つに、本区の組織体制に課題があると考えます。

女性支援法の目的は、女性福祉の増進です。

世田谷区ではこれを従来のDV防止対策の延長線上に置き、その専管組織を区民生活領域の戦果生活文化政策部としたことで、福祉保健領域から女性福祉だけが外されてしまったことを深く憂慮します。

実際に次期男女共同参画プランの策定から評価まで一連のプロセスに福祉関係所管はほぼ不在です。

他方で、福祉保健領域の会議に女性支援所管が参加できないなど領域のねじれによる弊害は極めて大きいです。

昨年11月女性支援に携わる市民や議員から構成される女性支援法を生かす会による、都内自治体調査が実施されました。

23区の結果を見ると、過半数の13区が領域を超えた庁内連携に様々な課題があると回答しています。

こうした状況に対して国も子供施策や生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策といった他施策との連携に関する通知を複数輩出し、日常的な相互連携体制の確保を呼びかけています。

区においては、新たな基本計画の実効性担保に向けて、福祉所管部に女性福祉を専門的に担当する受け皿を設け、本庁における領域を超えた連携を強化すべきです。

区の見解を伺います。

最後に民間団体との協働についてです。

困難な問題を抱える女性たちがこれまでの人生の中で生まれてきた権利を取り戻し、安心してかつ自立して暮らせるようになるには、今見えている複数の困難に対処するだけでなく、過去の傷を含めた心身の健康回復や地域での生活再建等を中長期的支援することが必要です。

これには柔軟できめ細やかな支援を提供できる民間団体との協働が不可欠で、その持続的な運営の確保は喫緊の課題です。

支援者の高齢化、人手不足などの問題が深刻化する支援団体の活動継続に向け、東京都は来年度より配偶者防止暴力防止等民間活動助成事業の補助率上限金額の引き上げを決めました。

国も様々な困難な問題を抱える女性について公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチ相談支援居場所確保ステップハウスやアフターケアなど地域での自立生活支援に必

要な費用を補助するため、今年度より官民連携等助成支援事業を想定し創設し、来年度も補助対象拡充予定です。

雲法第 19 条の民間団体への補助規定を踏まえ、こうした事業を積極的に活用し、行き場のない女性たちが地域で繋がり続けながら、被害回復や中長期自立支援を目指せるための支援強化を目指すべきです。

見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

中西環境政策部長気候変動への適応に関して 3 点お答えいたします。

初めに区内の様々な主体の適用の後押しに関してです。

年々暑さが深刻さを増し、気象災害の激甚化機構の極端化が進む中熱中症予防など健康関連の対策、農業生産における高温対策、生物多様性の保全、豪雨対策など様々な分野における気候変動への適用が喫緊のあるいは予防的な課題となっており、全庁的な取り組みはもとより、区民事業者など様々なステークホルダーの適用を後押しする必要があるとございます。

そのため、各分野の適用に係る情報を活用いただけるよう、国立環境研究所のぷらっとを参考に、町内外に向け、世田谷区の行政および関係者に関連する適用情報を総合的に整理した情報サイトを構築し、情報の提供と共有に努めてまいります。

また、区民の特に関心の高い健康分野の熱中症予防等の情報も適用情報サイトの中で特に重要な情報として共有し、区民や活動団体の方などが、適宜必要な情報を得ることができるよう工夫してまいります。

次に適用策の推進に向けた庁内体制の構築についてです。

庁内での気候変動対策は昨年 11 月に各部長で構成する気候危機対策会議において、地球温暖化の進展に伴う不可避の影響と行うべき適応策の周知を行い、気候変動への適用が全庁的課題であるという意識付けを行うとともに、各所属で実施している様々な分野の適応策の調査を実施いたしました。

ご指摘の通り、適応策は実務レベルで全庁的に意見交換や施策の検討する必要がございます。

例えば既存の環境基本計画推進プラットフォームをベースに、適用策をテーマに議論する部会を作ると実務的な会議体を構築し活用してまいります。

最後に専門機関との連携に関してです。

気候変動適応策の中には、区だけで対策を行うことが難しい広域的なものも含まれるため、国や都専門機関等との連携が重要になってまいります。

先般町内で実施した適用策に関する調査におきましても東京と気候変動適応センターからアドバイスを頂戴するなど連携を図ってきたところですが、今後その調査結果から得られる課題への対処検討に当たりましても様々な機関と連携しながら整理していく必要があると考えております。

そのため国立環境研究所や東京と気候変動適応センターと連携し、また必要に応じまして、

区内外の大学教授など学識経験者に委員を務めいただいている環境審議会の中でご意見を伺うことなどにより、様々な科学的知見、また地域の実情に応じた知見を得ながら、区の適応策を推進してまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは全庁的な適応策につきまして健康分野保険上の立場からお答え申し上げます。

近年の酷暑化の進展に伴い、区では、区民の熱中症予防はもちろんのこと、下記のイベント主催者における環境省の熱中症対策ガイドラインの順守や昨年 6 月の労働安全衛生規則の一部改正に伴う区内事業者のその熱対策と民間活動を含めて総合的に推進する必要があると認識しております。

今後、気候危機対策会議や熱波緊急対策本部とも連携し、気候変動の影響も踏まえた適切な暑熱対策に向けた関係所管部による実務レベルの意見交換の場作りを検討してまいります。私からは以上でございます。

渡部生活文化政策部長はい私からは、困難な問題を抱える女性への支援につきまして 3 点ご答弁申し上げます。

初めに支援法のを市町村の基本計画は男女共同参画プランに内報せず、現行の基本的方針を更新発展させる形で独立した計画としてはせよというものでございます。

困難な問題を抱える女性への支援のための計画は現在、第 3 次男女共同参画プランに内包する形で検討を進めてございます。

女性の抱える問題は多様化のみならず、複合化しており、男女共同参画プランは、女性活躍推進計画また、配偶者等暴力防止基本計画を内包し、1 人親や DV 被害者などへの支援策支援等についてもこのプランの中で計画化してございます。

これらを人権の尊重、男女平等、女性福祉の増進といった観点から総合的かつ計画的に取り組む必要があると考えているかでございます。

困難な問題を抱える女性への支援に関する計画としては第 3 次男女共同参画プランに内包しますが現在の基本的な方針は引き続き内容を更新し、プラントを相互に連携させながら、具体的な支援の実効性を高めてまいります。

次に、女性支援法の理念や基本的方針を踏まえた窓口対応、当事者に向き合う職員に向けた研修機会の拡充についてでございます。

女性支援法の支援対象者は性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により、日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性、またはその恐れがある女性を含むとされました。

支援に当たっては、本人の立場に寄り添い、意思を尊重しながら、関係所管や民間団体等が連携協働し、ニーズに応じた包括的支援を行うことが求められてございます。

そのためには、区民と接する。

職員 1 人 1 人が女性支援法の理念や区が策定した基本的な方針、これを踏まえ、女性支援

策の必要性を念頭に置きながら、適切な所感や関係機関との連携を行うなどの確な対応ができることが重要となってまいります。

区では、今年度、全職員向けの研修を実施したところですが、来年度は遠くに福祉の現場や窓口で対応する職員を対象とした研修について充実を図ってまいります。

最後に、国の官民協働女性支援事業等を活用した。

被害回復、中長期的自立を目指せる支援についてでございます。

女性支援法や国の基本方針では、行政は民間団体の自主性を尊重しつつ、行政と民間団体が対等な立場で今日、協働していくことの重要性が掲げられています。

特に宇宙アウトリーチ支援や居場所の確保、地域での自立、定着支援については、各団体が特色を生かした活動により、行政機関のみでは対応が行き届きにくい支援を行き米失礼しました対応が行き届きにくい支援を行っており官民共同での支援が重要であると認識してございます。

協働による支援を持続的なものとするためには、民間団体の存続はその前提となることから、議員お話しの官民協働女性支援事業の活用について検討を進めてまいります以上でございます。

有馬政策経営部長私からは、福祉所管部に女性福祉を専門的に担当する受け皿を設け本庁における領域を超えた連携を強化せよとのご質問にお答えいたします。

困難な問題を抱える女性への支援を実施する上では、児童福祉 1 人親支援、障害福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援など、複数の福祉制度を所管する庁内の関係部署が相互に連携し、支援対象者が必要とする支援を包括的に提供することが求められております。

女性相談の中心を担う窓口は子供家庭支援課の女性相談支援員による女性相談とラプラスによる女性のための悩み事相談 DV 相談があり、相談者の多様化するニーズに添えていくため、庁内で連絡会を開催するなど、当方の連携強化を図っております。

個別に支援が必要な場合区では困難女性支援法に定める支援調整会議を設置し、複雑化多様化複合化した課題に対して適切かつ円滑な支援を行うため、人権男女共同参画課を中心に総合支所保健福祉センターなど福祉関係各課、関係機関、また民間団体などの連携により支援内容の協議を行っております。

困難な女性を支援するにあたっては福祉所管部の各課が重要な役割を担っていることから、支援の実効性を上げていくための連携強化の視点に立ち、区として適切な組織のあり方については他自治体の状況も参考にしながら、今後検討を進めていきたいと考えております以上でございます。

小野美月議員あの女性支援について今後具体的な支援の実効性を高めるとご答弁ありましたが今後どのようにその実効性を担保していくのか伺います。

清水副区長小野議員の再質問にご答弁いたします困難な問題を抱える女性の具体的支援の実効性をどのように担保するのかについてです。

区は、女性支援法に係る区の基本方針の策定にあたり、学識経験者を座長に迎え、福祉保健

領域を中心に、教育、住宅、雇用関係の 17 部署の課長級職員による困難な問題を抱える女性への支援のあり方検討会を令和 6 年度に設置して検討を開始し、令和 7 年度も 2 回開催し、進捗や課題共有を行ってきたところです。

困難な問題を抱える女性への支援を担う部署は多岐にわたっておりますので、今後もこの検討会を活用し、プランや方針に基づく施策や事業について評価検証し、実効性を担保してまいります。

以上でございます。

小野美月議員以上で終わります。

以上で小野美月議員の質問は終わりました。

次に、22 番坂口健一議員議長 22 番坂口健一議員まずは、小学生中学生のお金に対する考え方についてです。

近年、スマートフォンやタブレット端末の普及により、子供たちがインターネットを利用することは日常の一部となっています。

オンラインゲームや動画学習アプリなどデジタル環境は子供たちの学びや余暇を支える一方で、保護者や学校が十分に把握しきれないリスクも内包しています。

そうした中、小学生によるオンラインゲームでの高額課金や中学生がオンラインカジノに接種接触してしまう事例が全国的に問題となっています。

報道などでは、保護者が気づかないうちに数万円、あるいはそれ以上の課金が行われて行われていたケースや、友人との会話や SNS をきっかけに、オンラインカジノ存在を知り、軽い気持ちでアクセスしてしまった中学生の事例も紹介されています。

警察庁が昨年 3 月に公表した実態調査によりますと、国内のオンラインカジノ経験者は約 337 万人と推計され、10 歳代は約 5% の 18 万人と言われております。

保護者からは、どこに相談すれば良いのかわからなかった。

学校に相談すべきか迷った。

家庭内だけで対応するのは難しかったといった声も聞かれます。

このような問題は、単なる金銭トラブルにとどまるものではなく、違法性のあるサービスへの接触は将来的に鷲谷より深刻な犯罪に巻き込まれる可能性も指摘されています。

特に子供たちはオンライン上の情報を十分に種選択することが難しく、大人が気づかないうちに危険な環境に近づいてしまう恐れがあります。

こうしたリスクに対する判断を、判断力を身につけないまま成長してしまうことへの懸念は決して小さくありません。

このような状況を踏まえると、問題が起きた際に、家庭が孤立しないための相談体制や学校、教育委員会関係部署が連携して対応する仕組み作りも重要であると考えます。

家庭の責任だけに委ねるのではなく、地域全体で子供を支える視点が求められています。

そこでまず、教育現場における認識についてお伺いします。

小学生のオンラインゲーム課金や中学生のオンラインカジノへの接触といった問題につい

て、学校現場ではどのような課題認識を持っているのか。

現状の考え方を伺います。

あわせて、学校や教育委員会に寄せられている相談や把握している事例の有無についてもお聞かせください。

次に予防策について伺います。

オンライン上の課金トラブルや違法性のあるサービスに子供たちが巻き込まれないためには、問題が起きてから対応するのではなく、未然防止の取り組みが不可欠です。

クレジットカードや電子マネーの普及により、お金に対するリアルな感覚が薄れてきているので、正しい金銭感覚を育てることも必要ではないでしょうか。

家庭任せにするのではなく、学校や行政として、子供と保護者の双方に対し、継続的に学ぶ機会をどのように確保していくのか。

関係機関との連携も含め、デジタル環境の変化を踏まえた予防策や将来の犯罪被害防止の観点を取り入れた取り組みを今後どのように強化していくのか、区の見解をお伺います。

次に、交通整備についてです。

近年、高齢化の進展や生活様式の多様化に伴い、日常の移動手段の確保は重要な政策課題となっております。

世田谷区においても、駅やバス路線から距離のある地域を中心に公共交通不便地域が存在し、高齢者の通院や買い物、子育て世帯の移動など生活に直結する課題が顕在化しております。

こうした中、区がでも、デマンド型交通の実証運行に取り組むことは地域の実情に応じた柔軟な交通体系を構築する第一歩として高く評価いたします。

川崎市にはコミュニティバスアジサイ号が運行しており、乗車定員 29 名のマイクロバスによる定時定路線で地域住民による協議会を主体として運行され、10 周年を迎え、地域の生活の足として定着しています。

住民の通勤通学、買い物などの日常移動に利用され、平日土曜日を中心とした運行体系や高齢者割引などの料金設定により、今では地域の 2 団体からの広告支援を受けて黒字化も達成されるなど、地域住民の主体的取り組みが運航の安定化に寄与しています。

また川崎区では、川崎市とバス事業者主体の予約制オンデマンド交通のルート川崎の実証運行を行い、固定路線にとらわれない柔軟な移動サービスの検証を進めています。

住民主体の関与、官民連携、そしてデジタル技術を活用した予約制運行など多層的に地域交通を支えている姿勢は、本区の今後の取り組みにも大変参考になると考えますが、いかがでしょうか。

見解をお伺います。

路線バスの減便廃止については、我が会派の代表質問でも取り上げ、私の地元、桜新町から大蔵運動場や成城学園前駅へは、東急バスの都立 01 系統を長年にわたり利用していたこともあり、大変愛着のあるバス路線でしたが、令和 3 年に運行終了となりました。

そのような現状の中で、自治体が民間バス事業者を支援する取り組みが広がっています。葛飾区では、路線バスの運転手確保定着促進のため、住居手当補助や採用活動支援に加えて、女性運転手の就労環境整備費用への補助を行い、運行維持の安定化を図っています。

また横浜市では、地域公共交通会議を通じて行政とバス事業者が地域住民の意見を取り入れながら継続的に協議を行い、利用状況や収支データを共有しながら路線再編やダイヤ見直しを進めています。

当区においても、民間バス事業者を支援する方向で進めていますが事業者とより一層意見交換をすることが大切だと考えますが、いかがでしょうか。

見解をお伺いいたします。

最後は子店の開業支援についてです。

本区が推進する創業支援施策は、地域経済の持続的発展、雇用の創出、さらには地域コミュニティの活性化に資する重要な政策であります。

とりわけ専門家による伴走型の支援を特徴とするハンズオン支援事業は創業希望者の挑戦を後押しする施策として、一定の意義を有するものと認識しております。

しかしながら、公費を投入する以上、その成果については、客観的かつ具体的に検証され、区民に対して明確に説明する責務があると考えます。

本事業開始以降、開業に至った件数はどのように推移しているのか。

また、事業継続率についてお伺いします。

創業支援は、地方公共団体において広く展開されておりますが、本区のハンズオン支援事業は、他と比較して、いかなる特色と優位性を有しているのか、また、これまでの実績と検証結果を踏まえ、制度の見直しや改善については、どのような検討を行っているのかお伺いします。

区内では近年、物価高騰や人手不足、事業承継の課題などを背景に、やむを得ず閉店する店舗や相続を契機として活用されないままとなっている空き家が増加しております。

こうしたとき物件の増加は、地域の賑わいの低下、防犯防災面での不安、景観の悪化など、多方面に影響を及ぼす課題であります。

一方で、区内外には世田谷で挑戦したり、地域に根ざした店を開きたい。

空き家を活用して地域に貢献する事業を始めたいと考える若者や子育て世代、クリエイター、福祉コミュニティ事業の担い手も数多く存在しています。

しかし物件情報へのアクセスの難しさ、賃貸条件の不透明さ、改修費用の負担などが障壁となり、開業に踏み出せない現状があります。

空き店舗、空き家は単なる課題ではなく、地域資源であります。

これらを活用し、新たな担い手を呼び込み、地域経済の活性化をコミュニティの再生に繋げていくことは、持続可能なまち作りの観点からも、極めて重要だと思っておりますが、区ではどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

秋山学校教育部長私より 2 点についてご答弁いたします。まずオンラインゲーム課金オンラインカジノへの接触における学校現場の課題認識および教育委員会での把握している事例の有無についてご答弁いたします。

議員ご指摘のオンラインゲームの課金については利用者の依存傾向を高める仕組みが指摘されており、本区においても保護者が知らない状況で子供が高額の課金をしてしまったという話を学校が保護者から聞いたなど複数の事例があることを把握しております。

またオンラインカジノにつきましては、本区の児童生徒がトラブルに巻き込まれたとの報告は現在のところ確認されておりませんが、違法性を十分に理解しないまま閲覧や登録を行ってしまう可能性は否定できず、教育現場としても重要なリスクとして注視しているところです。

こんにち、子供たちがインターネットに触れる機会は日常化しており、オンラインゲームや SNS を介した金銭トラブルのリスクはいつ起きてもおかしくないものであり、教育現場としても家庭や地域、関係機関との連携により対応する必要があるものと受け止めております。

次に、関係機関との連携も含めた予防策、そして犯罪被害防止の観点を取り入れた取り組みの強化についてご答弁いたします。

現在、家庭科等の事業において、課金の仕組みやリスク、購入時に考えるべき点を具体的な事例とともに指導している他、子供たちがお金を手にする機会が増える長期休業前の全高指導や保護者会における中間値警察庁が作成した啓発資料の活用、また、一部の学校においては、お金を稼ぎ、使うことの難しさについて探求的に考える事業にも取り組んでおり、子供たちが実感を持ってお金に対する判断力を育むための環境作りを進めております。

一方で、保護者向けの啓発機会として、PTA が主催する家庭教育学級において、民間の講師を招いて、お金にまつわる家庭内のルールやネット上のトラブルを未然に防ぐための方法について学ぶ取り組みを実施しております。

今後、区が実施する、ネットリテラシー講座の見直しやセーフティ教室で講師を務めている。警察等との関係機関との連携を一層深めながら、子供と保護者がデジタル社会を安全に過ごすための学びを実施してまいります。

私からは以上でございます。

どのした道路交通計画部長私からは交通に関する 2 点の質問にお答えいたします。

まず、川崎市のコミュニティバスの事例を参考にすべきとの質問でございます。

川崎市の事例は足の支援のもと、地域住民が主体となって協議会を組織し、道路事情等に応じて小型バスタクシー、ワゴン車など、柔軟に車両を選択して運行するものであり、地域の実情に即した。

持続可能な交通手段を確保するために有効な取り組みの一つであると認識しております。

砧モデル地区におきましても、地域協議会との御議論を重ね地域内の道幅の狭い道路に適

したワゴン車での実証運行を3年間継続して行い、移動支援のみならず、外出促進や地域活性化など多面的な効果が確認されたことから本年4月より本格運行へ移行することとしております。

本格運行への移行に当たりましては、地域と行政が気づき、築き上げた新たな世田谷型の交通システムとして利用状況やニーズを的確に把握し、利便性の向上を図りつつ、この仕組みを地域に根ざした身近な移動手段として定着させ、地域の方々とともに、末永く守り育ててまいります。

他地区への展開につきましても、重点検討地域のうち、民宿や桜上水赤堤などで既に協議会が発足しており、引き続き、地域と区が緊密に連携し、川崎市など、他自治体での取り組みを注視しつつ、各地域の特性に応じた最適な運行形態の導入に向け、鋭意検討を進めてまいります。

次にバス事業者への交渉をきっかけとして、更なる意見効果により対応を進めるべきとの質問にお答えいたします。

深刻化する運転手不足に対し、地域交通を維持するためには、運行経費し、運行経費の支援にとどまらず、事業者との対話で把握した職場環境改善などの課題に対し、現場の実情に即した一歩踏み込んだ支援が不可欠であると認識しております。

こうした認識のもと、区ではこれまでバス事業者へのヒアリングを重ね、実効性かつ即効性のある対策として支援策を取りまとめたところです。

具体的には、運行経費への支援に加え、職場環境改善を促すため、新たにエールで繋ぐ事業支援金を創設し、国の認証取得等を基準としたインセンティブ補助を行うことで、労働条件改善に向けた事業者の取り組みを強力に後押ししてまいります。

また、担い手確保には社会的認知度の向上が急務であり、区が主体となり、車体広告などを活用して、職業の魅力を発信するなど、採用や業界のイメージアップに直結する施策を事業者と緊密に連携して展開してまいります。

こうした包括的な支援策の実施に当たりましても支援の人や現場のニーズについて、事業者と綿密な意見交換を重ね、事業者の持つ専門的な知見を施策への確に反映させることで将来にわたる持続可能な交通網の構築に向け、着実に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

五十嵐経済産業部長私からは個店の開業支援について3点ご答弁いたしますまず、ハンズオン支援事業において事業開始以降、創業に至った件数と事業の継続率についてです。

地域連携型ハンズオン支援事業は補助金と専門家による伴走支援をセットにした事業として令和3年度から開始し毎年30社から70社が採択されこれまでにおよそ250の事業者を支援してまいりました。

支援後の状況につきましては支援事業者に対してアンケート調査を実施し各事業者の近況の経営動向を把握するとともにウェブ上のオンラインコミュニティを活用し事業者同士の情報交換による交流も図っています。

本事業は既に創業し、区内に事業所を有している事業者に加え創業予定者も募集対象としており支援をきっかけに開業に至った件数としましては毎年、全体のおよそ 2 割の事業者が操業している状況です。

事業の継続率につきましてはアンケート調査により確認しておりアンケートの回答率は約 50%で事業の継続率は 100%となっております今後も引き続き調査し差支援後の状況把握に努めてまいります。

次にハンズオン支援事業の特色と有意性並びに制度の見直しや改善についてです。

久野ハンズオン支援事業の特色としては事業者への事業計画策定支援に加え実務の専門家による実践的なサポートを約半年間の伴奏により行うという点があった自治体の支援事業と比較しての優位性であると捉えております。

過去に出演した。

過去に支援したある事業者はハンズオン支援をきっかけに事業拡大を実現し外部資本に頼らず売上 10 億円希望に 10 億円規模に急成長を遂げるなど様々な成果が生まれておりますが近年では、申込者数が伸び悩む傾向にあるなど、制度改善の必要性も御認識してきたところですそのため今年度から補助金の上限額を 150 万円から 180 万円に増額するとともに、社会課題解決事業、既存事業の再生や伝統文化等に関する事業そして学生による企業この三つの優先採択枠を創設する改善を図りました。

今年度は高校生からの応募が採択されるなど、より幅広い調整が可能となってきているため区といたしましては、今後も応募者の動向などから制度改善を図り事業者の創業や成長を積極的に後押ししてまいります。

最後に、地域資源としての空き店舗の活用についてです。

区が策定した地域経済発展ビジョンにおいて区民生活を支える産業や事業継続の重要性は示されており地域経済の活性化においてはお話のような空き店舗も重要な地域資源として利活用されるべきものと認識しております。

こうした中、区では第三者による事業承継を支援するためインターネット上で事業を譲りたい人と継ぎたい人を繋ぐマッチングプラットフォーム事業を令和 6 年度から開始しております。

このプラットフォーム事業の一環としてこれまで事業承継セミナーの実施も重ねてまいりましたが区内で事業を継ぎたいとゆうきゆう希望者が毎回数多く参加されるといった実態があります。

プラットフォームでは事業の引き継ぎの他店舗の貸し出しや譲渡などにも対応しておりますので区といたしましては今後、特に事業の譲り手の掘り起こしに注力し創業希望者とマッチングを図り、空き店舗の活用を含めた地域での事業の継続を支援してまいります。

以上でございます。

坂口健一議員区における全ての事業に通じることでございますが公費を投入する以上は、検証と改善を繰り返し継続していただくことを要望しまして、質問を終わります。

以上で坂口健一議員の質問は終わりました。

これで一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2から第5に至る4件を一括上程いたします。

日程第2議案第1号令和8年度世田谷区一般会計予算、日程第3議案第2号令和8年度世田谷区国民健康保険事業会計予算、日程第4議案第3号令和8年度世田谷区後期高齢者医療会計予算、日程第5議案第4号令和8年度世田谷区介護保険事業会計予算本4件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第1号より議案第4号に至る4件につきましてご説明申し上げます。

まず議案第1号令和8年度世田谷区一般会計予算につきましてご説明いたします。

令和8年度世田谷区予算書資料右上の8ページを御覧ください。

本件は、令和8年度における世田谷区の財政運営に要する年間経費でございます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ4313億5301万円で、前年度当初予算に対して7.9%の増となっております。

歳入予算につきましては、特別区税を初め、特別区交付金、国庫支出金、都支出金、その他の収入を計上しております。

歳出予算につきましては、予算編成の基本的考え方のもと、区民が安心して進み続けたいと実感できるよう、次世代を育む暮らし応援予算として編成をしております。

また、債務負担行為につきましては、上用賀公園拡張事業他68件について、翌年度以降に債務を負担するものであります。

特別区債につきましては、本庁舎等整備事業他4件の起債限度額等について、また、一時借入金につきましては、100億円の借り入れ最高額をあらかじめお認めいただくものであります。

次に議案第2号令和8年度世田谷区国民健康保険事業会計予算につきましてご説明いたします。

22ページを御覧ください。

本件は、国民健康保険事業に要する年間経費であり、予算総額を歳入歳出それぞれ842億690万5000円とするものであります。

また、債務負担行為につきましては、高齢受給者証等の作成、封入封緘および発送業務他1件について、翌年度以降に債務を負担するものであります。

次に議案第3号令和8年度世田谷区後期高齢者医療会計予算につきましてご説明いたします。

30ページを御覧ください。

本件は、後期高齢者医療事業に要する年間経費であり、予算総額を歳入歳出それぞれ294億

1479万6000円とするものであります。

また債務負担行為につきましては、後期高齢者医療保険料賦課決定通知書等の作成、封入封緘および発送業務について、翌年度以降に債務を負担するものであります。

次に議案第4号令和8年度世田谷区介護保険事業会計予算につきましてご説明いたします。36ページを御覧ください。

本件は、介護保険事業に要する年間経費であり、予算総額を歳入歳出それぞれ760億5895万3000円とするものであります。

また、債務負担行為につきましては、介護保険料決定通知書等の作成、封入封緘および発送業務について、翌年度以降に債務を負担するものであります。

以上、議案第1号より議案第4号に至る4件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本4件を審査するため、49名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本4件は49名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員選任につきましては委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名いたします。

お諮りいたします。

お手元の予算特別委員会構成表の通り指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました各議員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、本議場において、予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため、ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました予算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。

報告いたします。

予算特別委員会委員長穴戸三郎議員同副委員長原田竜馬議員同副委員長田中裕子議員、以上でございます。

以上で報告を終わります。

次に、日程第6から第20に至る15件を一括上程いたします。

日程第 6 議案第 5 号令和 7 年度世田谷区一般会計補正予算第 6 次、日程第 7 議案第 6 号令和 7 年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算第 2 次、日程第 8 議案第 7 号令和 7 年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算第 1 日程第 9 議案第 8 号令和 7 年度世田谷区介護保険事業会計補正予算第 1 日程第 10 議案第 9 号令和 7 年度世田谷区学校給食費会計補正予算第 2 次、日程第 11 議案第 10 号世田谷区組織条例の一部を改正する条例、日程第 12 議案第 11 号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第 13 議案第 12 号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例日程第 14 議案第 13 号世田谷区手数料条例の一部を改正する条例、日程第 10 号議案第 14 号世田谷区立瀬田小学校校庭整備他、工事請負契約変更、日程第 16 議案第 15 号世田谷区立鶴巻中学校改築等電気設備工事請負契約、日程第 17 議案第 16 号世田谷区立桜が丘幼稚園改修工事請負契約日程第 18 議案第 17 号、補助第 216 号線 4 号機を整備工事、下部工請負契約変更、日程第 19 議案第 18 号世田谷区成城 5 丁目 6 丁目付近枝線工事請負契約変更日程第 20、議案第 19 号財産スターク本庁舎東 2 気筒および西 2 期棟開設に伴う一般什器備品等の取得本 15 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 5 号より議案第 19 号に至る 15 件につきましてご説明いたします。

まず議案第 5 号令和 7 年度世田谷区一般会計補正予算第 6 次につきましてご説明いたします。

令和 7 年度世田谷区補正予算書第 6 次資料右上の 9 ページを御覧ください。

本件は、障害者自立支援給付費の増や、特別区人事委員会勧告に基づく職員人件費の増を始め、事業新曲進捗等を踏まえた経費の増減や公共工事等の継続的な発注機会の確保を前提とした工事の前倒し等について、補正予算、補正計上するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算額は、既定予算に 169 億 5257 万 2000 円を追加し、4307 億 2559 万 2000 円とするものであります。

次に、議案第 6 号令和 7 年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算第 2 次につきましてご説明いたします。

21 ページを御覧ください。

本件は、国民健康保険事業に関し、保険給付費の増額などにより、既定予算に 1 億 5939 万 9000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 828 億 370 万 8000 円とするものであります。

次に議案第 7 号令和 7 年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算第 2 次につきましてご説明いたします。

27 ページを御覧ください。

本件は、後期高齢者医療事業に関し、広域連合療養給付費負担金の増額などにより、既定予算に 2 億 627 万 3000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 279 億 6697 万 2000 円とするものであります。

次に議案第 8 号令和 7 年度世田谷区介護保険事業会計補正予算第 2 次につきましてご説明いたします。

31 ページを御覧ください。

本件は、介護保険事業に関し、保険給付費の増額などにより、既定予算に 8634 万 9000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 767 億 27206 万 7000 円とするものであります。次に議案第 9 号令和 7 年度世田谷区学校給食費会計補正予算第 2 次につきましてご説明いたします。

37 ページを御覧ください。

本件は学校給食費会計廃止に伴う一般会計への繰出金の増額により、既定予算に 600 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 39 億 5263 万 9000 円とするものであります。

次に議案第 10 号世田谷区組織条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。本件は、環境政策、清掃およびリサイクル事業に係る政策等を総合的に推進するため、組織を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 11 号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案第 12 号幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 2 件につきましてご説明いたします。

本 2 件はいずれも給与制度等を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 13 号世田谷区手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、マンションの建て替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、マンションの容積率の特例許可申請に関する規定を改め、あわせて規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 14 号世田谷区立瀬田小学校校庭整備の他、工事請負契約につきましてご説明いたします。

本件は世田谷区立瀬田小学校改築整備方針に基づき、校庭整備他、工事を行うものであります。

本件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 および第 167 条の中の 2 の規定に基づきまして、総合評価方式の一般競争入札により実施いたしました。その結果、日商スポーツ工業株式会社が落札し、同社と 2 億 7305 万 800 円で契約しようとするものであります。

次に議案第 15 号世田谷区立鶴巻中学校改築等電気設備工事請負契約につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区立鶴巻中学校改築整備方針に基づき、電気設備工事を行うものであります。本件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 および 167 条の中の 2 の規定に基づきまして、総合評価方式の一般競争入札により実施いたしました。その結果旭大湯建設共同企業体が落札し、同社と 8 億 179 万円で契約しようとするものであります。

あります。

次に議案第 16 号世田谷区立桜が丘幼稚園改修工事請負契約につきましてご説明いたします。

本件は、区立幼稚園集約化等計画に基づき、桜岡桜ヶ丘幼稚園と松が丘幼稚園の集約先となる桜が丘幼稚園の改修工事を行うものであります。

本件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 および 167 条の中の 2 の規定に基づきまして、総合評価方式の一般競争入札により実施いたしました。

その結果、東光建設株式会社が落札し、同社と 2 億 3320 万円で契約しようとするものであります。

次に議案第 17 号、補助第 216 号線、4 号機を整備工事、下部工、請負契約変更につきましてご説明いたします。

本件は令和 6 年第 1 回区議会臨時会において議案第 42 号で議決を得たものであります。工事請負契約約款第 25 条第 6 項の規定に基づき、賃金水準および物価水準の変動に係る費用を追加する必要が生じたことその他の理由により請負金額を 17 億 568 万 4563 円に変更を行うものであります。

次に議案第 18 号世田谷区成城 5 丁目 6 丁目付近枝線工事請負契約変更につきましてご説明いたします。

本件は令和 7 年第 2 回区議会臨時会において議案第 97 号で議決を得たものであります。工事着手後、掘削により、道路下の埋設物と雨水管との干渉が判明し、推進工事区間の中止が生じたことにより、請負金額を 1 億 4160 万 5200 円に変更を行うものであります。

次に議案第 19 号財産、世田谷区本庁舎東 2 気筒および西 2 期棟開設に伴う一般什器備品等の取得につきましてご説明いたします。

本件は世田谷区本庁舎東 2 気筒および西 2 期棟開設に伴い、今後の DX の進捗などにも柔軟に対応できる執務環境整備のため、新たな銃器を購入するものであります。

本件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第 167 条第 1 号の規定に基づきまして指名競争入札により実施いたしました。

その結果、株式会社山陽道が落札し、同社と 7 億 9640 万円で契約しようとするものであります。

本 6 件の契約締結につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号第 8 号および世田谷区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条第 3 条の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第 5 号より議案第 19 号に至る 15 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、本 15 件中、議案第 11 号および第 12 号の 2 件については地方公務員法第 5 条第 2 項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴取しております。

お手元の資料の通りであります。

本 15 件を企画総務委員会に付託いたします。

次に、日程第 21 を上程いたします。

日程第 21 議案第 20 号世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例本件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第 20 号世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本件は、区民会館集会室等における営利目的での利用を可能とするとともに、施設の使用目的等に応じた使用料等に関する規定を見直し、あわせて規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本県の区民生活委員会に付託いたします。

次に、日程第 22 を上程いたします。

日程第 22、諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の指紋本件に関し、提案理由の説明を求めます。

保坂区長諮問第 1 号人権擁護委員候補者推薦の諮問についてご説明を申し上げます。

本件は人権擁護委員 3 名の任期満了に伴い、次期候補者を法務大臣に対し推薦する必要がありますのでご提案申し上げた次第であります。

候補者につきましては法の趣旨にのっとり、世田谷区放送回世田谷区保護司会からご推薦をいただいたものであります。

慎重に検討いたしました結果、推薦することを適当と認めまして人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、お諮りするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を諮問通り答申することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号は諮問通り答申することに決定いたしました。

次に、日程第 23 および第 24-2 件を一括上程いたします。

日程第 23 議案第 21 号、下谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例、日程第 24 議案第 22 号東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議。

本 2 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 21 号および議案第 22 号の 2 件につきましてご説明申し上げます。

まず議案第 21 号世田谷区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は手当の額を変更するとともに、手当の支給要件に係る障害または疾病の程度について規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 22 号東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議につきましてご説明いたします。

本件は東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要が生じたので、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第 21 号および議案第 22 号の 2 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 2 件を福祉保健委員会に付託いたします。

次に、日程第 20 号および第 26-2 件を一括上程いたします。

日程第 20 号議案第 23 号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例、日程第 26 議案第 24 号世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例本 2 件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第 23 号および議案第 24 号の 2 件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第 23 号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区立上祖師谷七夕講演を設置する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 24 号世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区立成城みつ池広場を設置する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第 23 号および議案第 24 号の 2 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 2 件を都市整備委員会に付託いたします。

次に、日程第 27 から第 32 に至る 6 件を一括上程いたします。

日程第 27 議案第 25 号世田谷区特定入手と通園支援事業の運営の基準等に関する条例、日程第 28 議案第 26 号世田谷区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 29 議案第 27 号世田谷区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 30、議案第 28 号世田谷区特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例日程第 31 議案第 29 号世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例日程第 32 議案第 30 号世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例本 6 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 25 号より議案第 30 号に至る 6 件につきましてご説明申し上げます。

まず議案第 25 号世田谷区特定乳児棟、通園支援事業の運営の基準等に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本件は、子供子育て支援法の規定に基づき、特定乳児棟通園支援事業の運営に関する基準を条例で定める必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 26 号世田谷区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、児童福祉施設の設備および運営に関する基準の改正に伴い、母子生活支援施設等に配置されている職員の任用要件に関する規定を改めるとともに、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 27 号世田谷区、一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、一時保護施設の設備および運営に関する基準の改正に伴い、児童指導員の任用要件に関する規定を改める必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 28 号世田谷区特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、特定教育保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 29 号世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は就学前の子供に関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項および第 4 項の規定に基づき、内閣総理大臣および文部科学省文部科学大臣が定める施設の設備および運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 30 号世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の

基準に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員設備および運営に関する基準の改正に伴い、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第 25 号より議案第 30 号に至る 6 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 6 件の子ども・若者施策推進特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本 6 件は、子ども・若者施策推進特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 33 および第 34-2 件を一括上程いたします。

日程第 33 議案第 31 号世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 34 議案第 32 号世田谷区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例本 2 件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第 31 号および議案第 32 号の 2 件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第 31 号世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区たばこルールにおける喫煙の制限に加熱式たばこを含めることに伴い、タバコの定義を追加し、および喫煙の定義を見直す必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 32 号世田谷区清掃リサイクル条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、清掃リサイクル審議会および環境審議会を統合することに伴い、清掃リサイクル審議会に係る規定を削るとともに、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第 31 号および議案第 32 号の 2 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 2 件を、環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本 2 件は、環境・清掃・リサイクル対策等特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 30 号上程いたします。

日程第 35 請願の付託。

受理いたしました請願は、請願文書表に掲げました通り、都市整備委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。